令和元年度第５回袖ケ浦市子ども･子育て支援会議　会議録

１　開催日時　　令和２年２月２０日（木）　午前１０時開会

２　開催場所　　市役所旧館３階大会議室

３　出席委員

委員長	和田　操	委　員	田中　直子
副委員長	武井　千尋	委　員	髙橋　悦子
委　員	井上　美鈴	委　員	神﨑　保
委　員	福原　祐子	委　員	大熊　賢滋
委　員	江澤　孝	委　員	夛田　令子
委　員	柳瀬　芳枝	委　員	松下田　美幸
委　員	小林　清子		

４　欠席委員

委　員	小貫　篤史	委　員	寺田　陽一
委　員	小熊　良	委　員	鈴木　美由紀
委　員	福島　桜子	委　員	谷本　有美
委　員	清水　和也		

５　出席職員

福祉部長	今関　磨美
子育て支援課長	生方　和義
子育て支援課子育て環境推進班長	漆原　聡美
子育て支援課こども家庭班長	長谷川　操
子育て支援課子育て環境推進班　副主査	巽　浩二郎
子育て支援課子育て環境推進班　主任主事	小野　さおり
保育課長	田中　敦則
健康推進課上席保健師（すこやか親子班長）	茂木　敬子
学校教育課副参事（指導班長事務取扱）	磯部　正史
学校教育課副課長（学事保健班長事務取扱）	竹川　義治

６　傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	５人
傍聴人数	０人

７　議題

（１）パブリックコメントの結果について

（２）特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について

（３）その他

８　議事

１　開　会

２　委員長挨拶

※委員長より挨拶

３　議　題

（１）パブリックコメントの結果について

和田議長

それでは、議題に入ります。

議題（１）パブリックコメントの結果について、事務局より説明をお願いします。

※事務局から資料１－１、資料１－２により説明

【　質疑・応答　】

和田議長

ただいま議題（１）の説明がございましたが、委員の皆様、質問がございましたら、挙手をお願いします。井上委員、どうぞ。

井上委員

17 ページの上から３行目の単位は何と読むのですか。パーセントですか。

事務局

パーミルという単位で、1,000 人のうちの何人かということです。

井上委員

今回、応援プランに関してはパブリックコメントでの意見が０人ですが、一般的に０人のケースが多いのですか。それとも、本来は何人か意見が出てくるものなのか、知りたいと思いました。

和田議長

他のパブリックコメントの状況はいかがですか。

事務局

今回、同じ時期に７つの計画案に関するパブリックコメントがあったのですが、そのうちご意見が出ていたのは２計画です。廃棄物関係と環境関係の計画で、それらにつきましても、意見を提出されていた方は、お一人、あるいはお二人といった感じでした。なお前回、第１期子育て応援プランのパブリックコメントの際には、お一人、ご意見を頂きました。

井上委員

色々なところで宣伝というか、インフォメーションしているのですが、パブリックコメントがあることを知らないというのが一番大きいと思います。個別に母親同士で話していると、こうだったらいいのに、ああだったらいいのにと、結構耳にするのですが、その意見を言う場所がこういうと

ころにあるのは、なかなか分からないというのが、保護者の感覚としてはあると思います。今後、何年か後に改定するのだったら、そのときにいいアイデアが出てくるといいと思いました。

和田議長

今のところは要望ということですので、これから市においても、色々な施策についてパブリックコメントをするでしょうから、何らかの工夫を加えて、多くご意見が寄せられるように考えていただきたいと思います。

事務局

５年後の次期子育て応援プラン策定時、あるいは別の計画策定の際に検討させていただきます。ご意見ありがとうございました。

和田議長

ほかにございませんか。

議題「（１）パブリックコメントの結果について」の説明がございましたが、意見がないようですので、議題（１）については、これで終了させていただきます。

（２）特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について

和田議長

議題「（２）特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について」の説明を事務局からお願いいたします。

※事務局から資料２により説明

和田議長

どうもありがとうございました。

ただいま事務局から、特定教育・保育施設、いわゆる（仮称）ユーカリ保育園の利用定員について説明がございましたが、ご意見のある方は、お願いいたします。髙橋委員、どうぞ。

髙橋委員

新しくユーカリ保育園ができるということで、私も期待しているのですが、定員数の内訳を確認したところ、60 人ということで、割と少なく、特に３歳以上の人数が 12 人ずつということなのですが、１人の保育士が受け持つ人数が少し少ないと思います。５歳児ぐらいになりますと、12 人という集団は非常に物足りなさを感じる年齢でありますし、もったいない人数だと思いました。

また、こども館を利用する方のお話を聞きますと、３歳になるのだけれども、幼稚園も空きがない、保育所にも入れない。そろそろ集団で過ごす時間をつくってあげたい、そろそろ働きたいというお母さん方の意見を聞き、また、去年の 10 月から幼児教育・保育が無料化になりましたことで、３歳になった子どもを入所させたいという声を聞きますと、12 人という人数は少ないと思います。

１人の保育士で、３歳児は 20 人までは見られるのです。でも、15 人ぐらいがちょうどベストです。20 人になると、にぎやかになる。４歳、５歳は少ない感じがするのですが、ここの人数の設定というのは、建物、保育室の広さからこの人数になっているのだったら、増やすことができないことも分かるのですが、保育士を１人ずつ充てることに対しては、もう少し定員数を増やして、90 人ぐらいにすることができるのだったら、90 人スタートでもいいと思います。

私が市立保育所に勤めていたところは、90 人定員だったのですけれども、入所児童が 118 人に増えてしまったので、保育士を一生懸命集めて、120 人定員にしたほうがいいということで、途中か

ら120人定員にしたということがありました。ユーカリ保育園についても、途中から90人定員にはなるのでしょうか。最初から90人でスタートができるのだったら、そのほうがいいと思います。

この表を見ますと、次の年に０歳が１歳のクラスになると、２人しか新しい子は入れられません。１歳児の子が２歳児に持ち上がっても、２歳児は２人しか入れられません。３歳児クラスに２歳児が10人上がったら、また２人しか入れられない。３歳、４歳、５歳はずっと12人、12人、12人で、ほかの施設からの受入れが不可能という状況になります。要するに５歳児が12人卒園したら、次の年は12人しか入れられないという枠になってしまうので、それを考えますと、可能だったら90名にしていただきたい。他県からこちらに子育ての場として引っ越されている方も大勢見受けられますので、定員は多い方が良いと思うのですが、保育室の広さはどうなのでしょうか。

和田議長

事務局、答弁をお願いします。

事務局

ご意見ありがとうございます。

今回、民間の法人から提案があった施設になりまして、土地の広さから施設の規模を計画していただいているのですが、残念ながら、ユーカリ保育園の場合は60人定員が適正な数ということで、90人の規模の施設をつくるのは土地が狭過ぎるということです。

駅前区域のため広く土地を確保できる場所ではないという事情があるということですが、ただ、子育て世帯の方の転入が増加しておりますので、そこには保育需要があるということです。

袖ケ浦市の既存の保育所ですと、小さいところでも90人定員なので、そういう施設と比べると小さい保育所にはなっているのですが、保育の需要が増えておりますので、この施設の整備計画の実現性が高かったということと、今年４月の待機児童解消に一定の見込みを果たすということで、60人定員で進めていきましょうというお話で、我々も支援をさせていただいております。

３歳以上は12人ずつになっているのですが、保育室は少しゆとりのあるスペースを確保しておりまして、定員よりも１人、２人、多く受け入れられる形になっております。ですので、定員は12人なのですが、例えば14人とか、そういった形で実際には受け入れることが可能です。

ユーカリ保育園はこういった形になるのですが、次の議題でもご説明をさせていただくのですけれども、保育需要はこれからも伸びることが予想される状況でございますので、今後、議題（１）の説明であった、応援プラン（案）に沿って、保育施設の整備を進めていくことを見込んでおります。現在、保育施設の募集をかけておりまして、今後、必要な分の保育定員の確保を進めてまいります。

和田議長

髙橋委員、よろしいですか。多少の余裕があるようでございます。

ほかに意見はございますか。井上委員、どうぞ。

井上委員

今のお話で、１人の保育士が見られる子どもの人数や、部屋の広さに関して、子どもを何人入れられるかという規定がありましたが、１つの施設で何人までいいのかという規定はないのです。だから、60人なり、90人なり、100人、200人、300人、何人でもいいということなのですが、これに対して、規模が大きくなればなるほど、質が低下するということが言われております。

もちろん１人の保育士に対しての人数は決められているから、そこはいいのですが、質を考えたときに、規模が小さいほうが、１人の先生が色々な子に目がいくのです。例えばこの先生と子どもの相性がよくない。でも、隣のクラスの担任がちょっと気にかけるとか、お互いに補えるというこ

とを考えると、規模を大きくすることが果たして良いことなのかという視点もあるので、その辺りは非常に難しい問題だと思います。
親御さんからしたら、とにかく預けたいのに箱がないということは厳しいと思うのですが、多ければいいという問題でもない。その辺りが上手くいくといいと、今のディスカッションを聞いて思いました。その後のことを考えられて、何か進められているのでしょうか。

和田議長
事務局、よろしいですか。

事務局
ご意見ありがとうございます。
施設の規模や保育士の配置基準が決められている中で、保育の質をどのように確保できるかというお話だと思うのですけれども、今回のユーカリ保育園でいえば、運営されるのは新規に立ち上げられた法人なのですが、その辺は非常に真剣に考えられております。
まず最初に保育事業として、保育の質もそうなのですが、保育士さんの労働環境、保育士さんを配置して、しっかりお子さんを見て、自分たちもやりたい保育ができる、そこまで考えたうえで、この規模が適正なのではないかというのが法人の考えでした。そういったことも含めて、60 人という定員設定で進めてございます。

井上委員
大きい箱ができて、たくさん入れるという視点と同時に、質をどういうふうに確保するか、子どもが成長していく中で、保育士さんとどう関わるといいのかといったことも考えながらやっていけるといいと思います。

和田議長
要望等がありましたので、その辺も併せてお願いいたします。
ほかに意見はございますか。
それでは、議題（2）につきましては、事務局から提案のありましたユーカリ保育園、60 名ということで、意見が求められていますが、当会議としては、それでよろしいということで、異議はございませんか。
異議はないようですので、議題（2）につきましては、この辺で終了いたします。

（3）その他

和田議長
次に議題（3）です。事務局より説明をお願いします。

※事務局から資料３「民間認可保育所・小規模保育事業Ａ型　整備運営事業者の募集」により説明

【　質疑・応答　】

和田議長
ご苦労さまでした。
議題（3）についての質問等がございましたら、挙手をお願いいたします。

大熊委員

認可保育所の定員は 70 名から 100 名ということで、かなり幅があるのですが、こちらは 70 名なのですか。今後の審査で 70 名の計画を出すところと、100 名の計画を出すところがあると思うのですが、どちらを優先するのか教えていただきたいと思います。

もう一つ、今日、子育て応援プランにおける量の見込みと確保量の表の差替版を頂いたのですが、０歳児、１～２歳児、３～５歳児の確保量のところで、１～２歳児の確保量の不足が突出していました。

今回公募する保育所の定員構成は０歳から５歳までなのですが、０歳は余裕があるので、むしろ０歳の枠を薄くして、１～２歳のほうにシフトするといった、弾力的なことができるのか気になりました。

その２点について教えていただきたいと思います。

和田議長

事務局の回答をお願いします。

事務局

ご質問ありがとうございます。

総定員の幅ですが、70 人から 100 人ということで、70 人以上 100 人以下で施設の計画を立てていただけるところを募集しております。ですから、例えば 80 人で応募してくるところもあれば、90 人、100 人で応募してくる事業者もあると思います。審査の項目の中では、先ほども申し上げましたとおり、保育需要がありますので、できるだけそれに資するような整備計画を出していただいた事業者に加点をするような形を考えております。

もう一つのご質問の１～２歳児の需要ですが、現在の申込みも１～２歳がどんどん多くなっているところです。それを見込んだ上で、次の子育て応援プランのニーズ量と確保量を取っております。さらに今回の公募は、それに沿ったような形で公募しておりまして、１～２歳の定員割合は、こちらの要件として指定はしていないのですけれども、目安の定員としては１～２歳児の割合を厚くするような形で募集要項に載せてございます。

あとは、審査項目の中で、２歳以下のお子さんの保育需要が高まっているということで、その割合を多くしていただいているところに加点をする内容としております。

和田議長

よろしいですか。事務局、どうぞ。

事務局

補足させていただきます。先ほど大熊委員から、令和２年度の時点で０歳児については必要となる定員を確保できているので、その分を１～２歳の枠に回さないかというご質問がありましたが、この表は各年度の４月１日現在における定員及びニーズ量に関して記載しています。ですが、０歳児につきましては、４月から翌年の３月に向けてニーズ量が増えていく傾向があります

この表ですと、例えば令和２年度における０歳児の量の見込みは 130 人となっているのですが、これはあくまで４月１日時点でのニーズ量でして、ここから年度末に向けて、保育を希望する児童が増えていきます。国の指針でも、４月１日時点のニーズ量ではなく、年度が進むにつれて増えていく分を見越して整備するという形で謳っています。その考え方に基づき、令和６年度において、年度途中で増える量が 41 人までは見込めるようにという形で、確保量を設定している次第です。

和田議長
大熊委員、どうですか。

大熊委員
ありがとうございます。
例えば令和２年度の０歳児で、保育ニーズに対する確保策の差がプラス 15 というのは、どれぐらいが適正なのですか。

事務局
正直なところ、令和２年のプラス 15 ですと、年度末の時点では０歳児を受け入れるのは厳しいかもしれませんが、１歳児になると０歳児よりも各保育園の定員が増えております。
０歳児は１人の先生が３人まで見られることとなっているのですが、それが１～２歳になると１人の先生につき６人までということで、その辺の保育士の配置の関係もあって、定員の枠が大分広がります。１～２歳になれば受入れられるようになるのですが、０歳児はプラス 15 でも余裕がたくさんある状態ではないかもしれません。

大熊委員
分かりました。

和田議長
ほかにございませんか。議題（３）もよろしいでしょうか。
それでは、議題の３点が全て終了いたしましたので、事務局にお返しします。

４　閉　会

令和元年度第５回
袖ケ浦市子ども・子育て支援会議次第

日時　令和２年２月２０日（木）
午前１０時から
場所　市役所旧館３階大会議室

１　開　会

２　委員長挨拶

３　議　題
（１）パブリックコメントの結果について【資料１－１、資料１－２】
（２）特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について【資料２】
（３）その他【資料３】

４　閉　会

資料１－１

＜袖ケ浦市子育て応援プラン（第２期）（案）に関する パブリックコメントの実施結果について＞

■ 意見募集した計画

○ 袖ケ浦市子育て応援プラン（第２期）（案）

■ 意見募集をした期間

○ 令和元年１２月２３日（月）～令和２年１月２２日（水）

■ 意見の概要等の公表場所

・ 袖ケ浦市役所市政情報室（市役所２階）
・ 袖ケ浦市役所子育て支援課（市役所２階）
・ 各公民館
・ 市ホームページ

■ 意見の概要と市の考え方

○ 意見の提出者･件数　　０人、　０件

資料１－２　※R2.2.20 修正版

袖ケ浦市子育て応援プラン（第２期）

次世代育成支援行動計画
子ども・子育て支援事業計画

【案】

令和２年２月時点

袖ケ浦市

目　次

第１章　計画の策定にあたって **1**
１　計画策定の背景と趣旨 1
２　計画の位置づけ 2
３　計画の期間 3
４　計画の策定体制 4

第２章　子どもと子育て家庭を取り巻く状況 **5**
１　市と地域の状況 5
２　子ども・子育て家庭の状況 10
３　地域における子育て支援事業の利用状況 22
４　ニーズ調査結果からみた市民の意向 32
５　子育て応援プランの進捗状況と今後の課題 43

第３章　計画の基本的な考え方 **55**
１　基本理念 55
２　計画推進のための基本的視点 56
３　施策体系 57

第４章　施策の展開 **59**
１　地域における子育て支援の充実 59
２　母性及び乳幼児等の健康づくりの推進 65
３　子どもが健やかに育つ教育環境の整備 68
４　子育てを支援する生活環境の整備 72
５　仕事と家庭の両立の推進 73
６　子どもの安全の確保 75
７　配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援体制の整備 78

第５章　教育・保育の内容と供給体制 **83**
１　子ども・子育て支援新制度の概要 83
２　教育・保育提供区域の設定 86
３　教育・保育の量の見込みと提供体制 87
４　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制 91
５　教育・保育の一体的提供及び推進体制 105
６　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施 105
７　新・放課後子ども総合プラン 106

第６章　計画の推進体制 **109**
１　計画推進体制の構築 109

２　関係機関との連携強化 109
３　計画の内容と実施状況の公表 109
４　事務･事業評価と事業の見直し 109

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の背景と趣旨

国は、急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれかつ育つ環境の整備を図るため、平成15年７月に次世代育成支援対策推進法を制定し、市町村に対し「次世代育成支援対策に関する行動計画」の策定を義務づけました。

同法は10年間の時限立法でしたが、平成26年４月の改正により、法の有効期間が10年間延長され、計画的・集中的な取組みが継続されることとなりました。なお、期間の延長となった平成27年度からは、計画の策定については任意のものとなっています。

また、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的として、平成24年８月に子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連３法を制定し、平成27年４月から「子ども・子育て支援新制度」を施行しました。この制度において、市町村は５年ごとに「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなっています。

袖ケ浦市では、平成17年３月に「袖ケ浦市次世代育成支援行動計画（計画期間：平成17年度～平成21年度)」を、平成22年３月に「袖ケ浦市次世代育成支援後期行動計画（計画期間：平成22年度～平成26年度)」を策定しています。

また、平成26年度には、子ども・子育て関連３法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」を「袖ケ浦市子育て応援プラン（計画期間：平成27年度～令和元年度)」として一体的に策定しました。

「袖ケ浦市子育て応援プラン」については、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、一部見直しを行いつつ、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

一方、核家族化や地域のつながりの希薄化、就労する保護者の増加など、社会生活上の変化により、子育てに不安や孤立、負担を感じる家庭も少なくありません。

このような状況を踏まえ、今後は、幼児教育・保育の無償化、働き方改革など、子育てや暮らしの在り方が多様化していく中で、保護者がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった当事者の視点に立った子育て支援が求められています。

本市においては、現行の「袖ケ浦市子育て応援プラン」が令和元年度でその計画期間を終了することを受け、これまでの取組みを振り返るとともに、本市における今後の子ども・子育て支援の方針を定め、地域の協力のもと、子育て支援の各事業を計画的に推進していくため、新たに「袖ケ浦市子育て応援プラン（第２期)」を策定するものです。

2　計画の位置づけ

（1）子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援行動計画

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第１項の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法第８条第１項の規定に基づいて定める「市町村行動計画」の内容を包含し、本市のすべての子どもと子育て家庭を対象とした、子ども・子育て施策を総合的・一体的に進めるための計画として位置づけるものです。

子ども･子育て支援事業計画と次世代育成支援行動計画の根拠法、位置づけ等

	子ども･子育て支援事業計画	次世代育成支援行動計画
根 拠 法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法
位置づけ	幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とし、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するための計画
内 容	基本的に就学前の子どもと小学生を対象にし、教育・保育提供区域（以下、この表内で「区域」という。）ごとの幼児教育・保育の各事業の見込み量とその確保方策等について定める計画	18 歳未満程度までの子どもを対象とする、子育て支援・母子保健・教育・住宅等を含む広範な政策についての計画
	【記載事項（必須）】 ○区域の設定 ○区域ごとの教育・保育のニーズ量の見込、提供体制確保の内容及び実施時期 ○区域ごとの地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込、提供体制確保の内容及び実施時期 ○教育・保育の一体的提供とその推進に関する体制の確保の内容 ○子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容 **【記載事項（任意）】** ○計画の目的、理念、期間、達成状況の点検及び評価等 ○産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項 ○子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項 ○ワークライフバランスの推進に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項	**【記載事項】** 次世代育成支援対策の実施内容及び実施時期と、これにより達成しようとする目標 ○地域における子育ての支援 ○母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 ○子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 ○子育てを支援する生活環境の整備 ○職業生活と家庭生活との両立の推進等 ○子どもの安全の確保 ○要保護児童への対応等きめ細かな取組みの推進

（2）諸計画との整合

本計画は、まちづくりの基本となる「袖ケ浦市総合計画」を上位計画として、「袖ケ浦市地域福祉計画」等、その他の法律の規定により、子ども・子育て支援に関する事項を定める関連計画等と整合性を図って策定するものです。

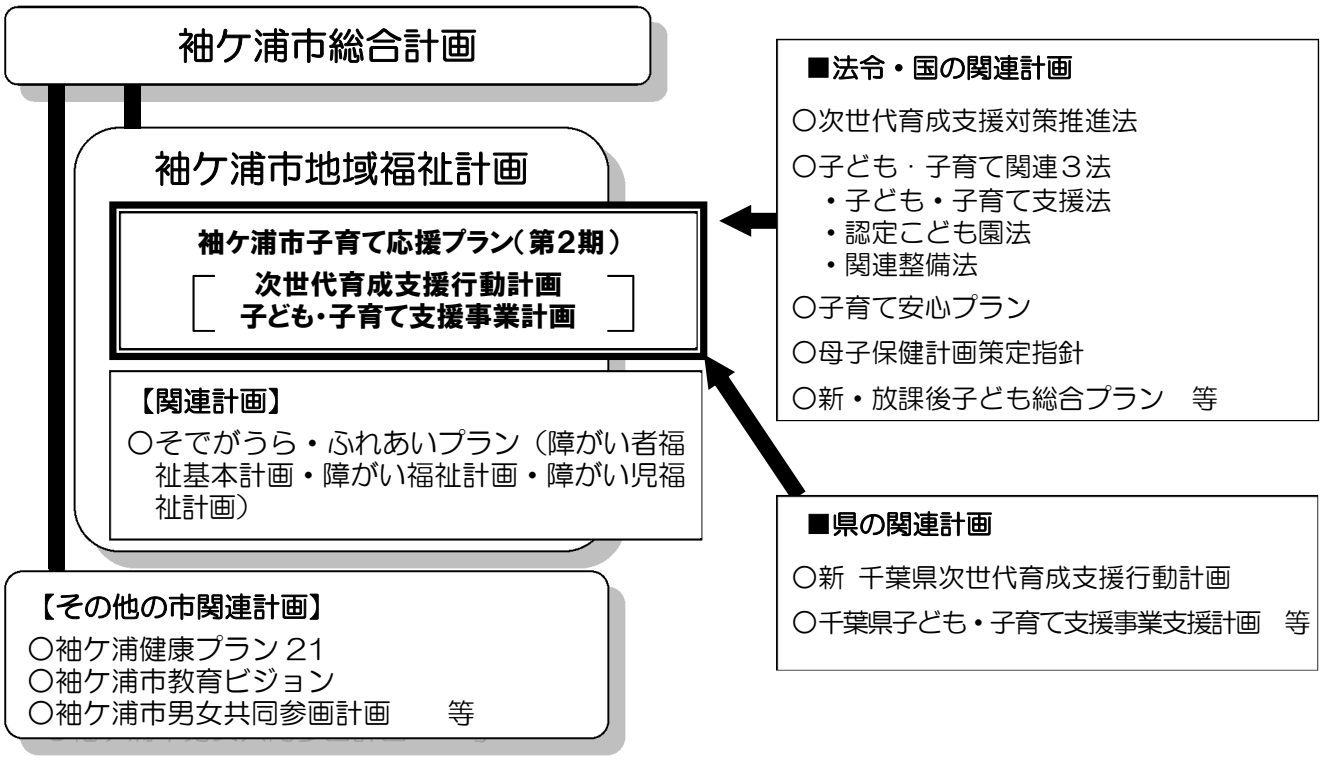

3　計画の期間

本計画は、次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法の規定に基づき、令和２年度から令和６年度までの５年間とし、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況や時勢の変化等、必要に応じて見直すものとします。

計画の期間

	平成 27 年度 ～令和元年度	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ６年度
袖ケ浦市 子育て応援プラン	前期計画 （第１期）	今期計画（第2期）				

4　計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、公募による市民をはじめ、学識経験者や地域の子ども・子育て分野に関わる委員で構成される「袖ケ浦市子ども・子育て支援会議」における議論を中心に策定しました。

また、袖ケ浦市子育て支援課を中心に、国や県との調整を行いつつ、庁内の関係各課で構成する「子育て応援プラン検討委員会」において検討及び協議を行い、策定に向けて取り組みました。

次世代育成支援行動計画の事業評価については、子育てアンケート（市民意識調査）により施策ごとに経年的に測定することで、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な子育て支援施策の評価を行いました。また、平成30年度に実施したニーズ調査などから、地域における子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握し、パブリックコメント等を通して、市民からの意見を計画に反映しました。

計画の策定体制

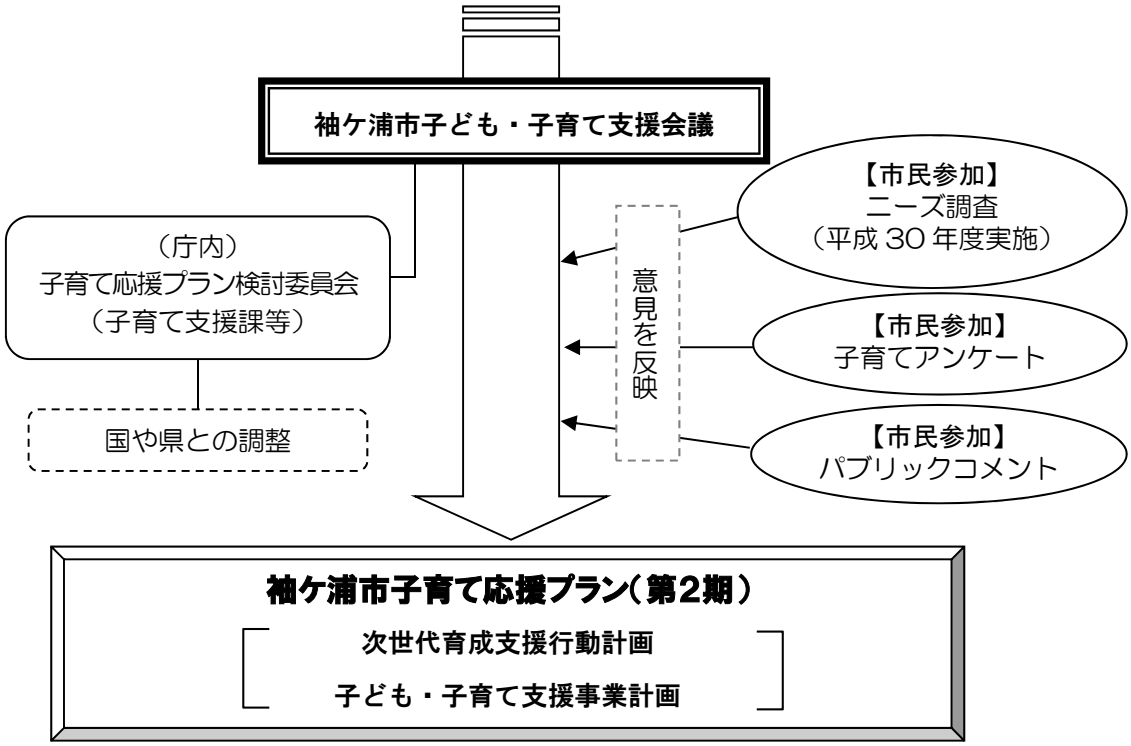

第２章　子どもと子育て家庭を取り巻く状況

１　市と地域の状況

袖ケ浦市は、東京湾沿い、千葉県のほぼ中央に位置し、羽を拡げた蝶のような形をしています。東部は市原市、西部は木更津市に接し、北部は鋸の歯のような形状で東京湾に臨んでいます。

本市の地域福祉計画をはじめとする多くの計画においては、市内を５地区（昭和、長浦、根形、平岡、中川・富岡地区）に分けて施策の展開を行っていますが、前期計画である「袖ケ浦市子育て応援プラン」においては、人口や日常生活圏域、生活実態、教育・保育の施設の整備状況等から、「平岡地区」と「中川・富岡地区」を合わせて「平川地区」とし、市内を４地区に区分して教育・保育サービスの提供体制の整備を行ってきました。

市と地域の状況

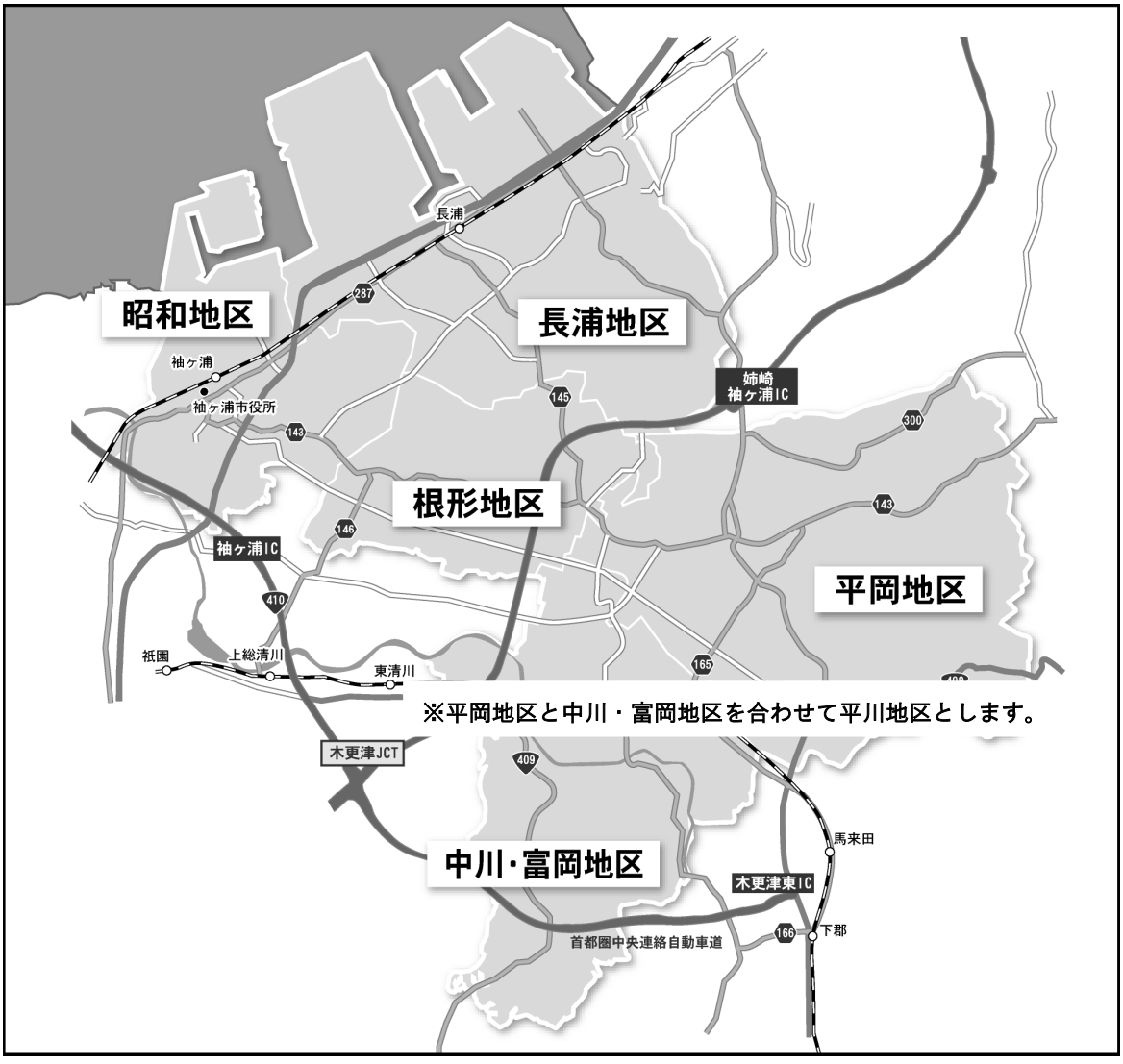

（1）昭和地区

	平成 26 年	平成 31 年	※	地区人口の構成比	全市に占める割合
人口（人）	16,168	18,792	2,624	100.0%	29.9%
0～14 歳	2,551	3,130	579	16.7%	36.3%
うち、0～5歳	1,091	1,473	382	7.8%	42.6%
15～64 歳	10,265	11,691	1,426	62.2%	31.2%
65 歳以上	3,352	3,971	619	21.1%	23.6%
世帯数（世帯）	6,509	7,854	1,345		29.4%
1世帯当たり人口（人）	2.48	2.39	▲ 0.09		

※は平成31年から平成26年の値を引いたもの。

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在：外国人は含まない。）

①地区の概況

昭和地区は、土地区画整理事業等により宅地化された福王台や神納などで人口が増加し、長浦地区に次いで人口の多い地域となっています。更に、近年は袖ケ浦駅海側土地区画整理事業による宅地化に伴い、子育て世代等の転入・転居により人口が急増しています。

袖ケ浦バスターミナルは川崎、横浜、羽田、品川、新宿に加え、東京、渋谷方面にも高速バスが運行したことにより、東京や神奈川方面への通勤通学者が増加しており、袖ケ浦駅とともに、広域交通の結節機能を果たしています。

②施設の状況

地区内には、市民会館や総合運動場、中央図書館、袖ケ浦海浜公園等の施設が所在し、イベント時には活況を呈しています。

＜児童関連施設＞

名称	設置数	名称	設置数
認可保育所（園）	3	ファミリー・サポート・センター	1
認定こども園	1	小学校	2
家庭的保育	1	中学校	1
小規模保育	2	放課後児童クラブ	5
そでがうらこども館（地域子育て支援拠点施設） ※子育て支援センター機能を含む	1	子育て支援センター （私立保育園及び認定こども園内）	2
子どもの遊び場	2	高等学校	1

（近年の整備状況）
- 平成30年４月：市内初となる幼保連携型認定こども園を開設
- 平成31年４月：昭和小学校の敷地内に放課後児童クラブ開設
- 令和元年９月：小規模保育事業所２箇所を開設

＜文化・スポーツ等の施設＞

名称	設置数	名称	設置数
市民会館	1	中央図書館	1
総合教育センター	1	総合運動場	1
袖ケ浦海浜公園（県）	1		

（2）長浦地区

	平成 26 年	平成 31 年	※	地区人口の構成比	全市に占める割合
人口（人）	26,923	26,983	60	100.0%	42.9%
0～14 歳	3,995	3,820	▲ 175	14.2%	44.3%
うち、0～5歳	1,473	1,440	▲ 33	5.3%	41.7%
15～64 歳	17,381	16,225	▲ 1,156	60.1%	43.3%
65 歳以上	5,547	6,938	1,391	25.7%	41.2%
世帯数（世帯）	11,403	11,764	361		44.0%
1世帯当たり人口（人）	2.36	2.29	▲ 0.07		

※は平成31年から平成26年の値を引いたもの。

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在：外国人は含まない。）

① 地区の概況

蔵波台・長浦駅前の土地区画整理事業により整備された市街地が広がり、全市に占める割合が約43%と最も人口の多い地域です。蔵波中学校周辺は小規模開発等で人口が増加傾向にあります。

平成通り沿いで沿道型店舗が立地するほか、長浦駅前にも大型スーパーなどの商業施設が集積しています。

②施設の状況

地区内には蔵波小学校と長浦小学校の２小学校があり、長浦公民館・運動広場、長浦おかのうえ図書館、臨海スポーツセンター等の文化・スポーツ施設などが充実し、代宿には市内で唯一の児童館があります。

＜児童関連施設＞

名称	設置数	名称	設置数
認可保育所(園)	4	子どもの遊び場	4
幼稚園	2	小学校	2
小規模保育	1	中学校	2
事業所内保育施設(認可1・認可外3)	4	放課後児童クラブ	7
子育て支援センター(私立保育園内)	3	児童館	1

（近年の整備状況）
- 平成28年１月：小規模保育事業所１箇所を開設
- 平成29年12月：認可保育所１箇所を開設
- 平成30年４月：認可事業所内保育事業所を開設

＜文化・スポーツ等の施設＞

名称	設置数	名称	設置数
臨海スポーツセンター	1	長浦公民館	1
長浦おかのうえ図書館	1	今井野球場	1
運動広場	1		

（3）根形地区

	平成 26 年	平成 31 年	※	地区人口の構成比	全市に占める割合
人口（人）	6,086	5,849	▲ 237	100.0%	9.3%
0～14 歳	663	627	▲ 36	10.7%	7.3%
うち、0～5歳	247	201	▲ 46	3.4%	5.8%
15～64 歳	3,950	3,418	▲ 532	58.4%	9.1%
65 歳以上	1,473	1,804	331	30.8%	10.7%
世帯数（世帯）	2,312	2,386	74		8.9%
1世帯当たり人口（人）	2.63	2.45	▲ 0.18		

※は平成31年から平成26年の値を引いたもの。

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在：外国人は含まない。）

①地区の概況

根形地区は浮戸川沿いに広がる水田地帯、県道南総昭和線北側に連なる斜面林や畑地などにより形成される緑豊かな地域であり、市街化調整区域においては県道沿いに集落が形成されています。地区東部ののぞみ野には人口が定着しており、新旧の市街地や集落地が共存する地域となっています。

また、文化財に指定されている「山野貝塚」「飽富神社」「飽富神社の筒粥」など、歴史的な要素が多い地域となっています。

②施設の状況

地区内には、袖ケ浦公園や郷土博物館、老人福祉会館、健康づくり支援センターなどの施設が整備され、袖ケ浦公園に隣接する農畜産物直売所「ゆりの里」も盛況です。

＜児童関連施設＞

名称	設置数	名称	設置数
認可保育所（園）	1	中学校	1
子どもの遊び場	5	放課後児童クラブ	1
小学校	1		

（近年の整備状況）　・平成31年４月：根形小学校の敷地内に放課後児童クラブを開設

＜文化・スポーツ等の施設＞

名称	設置数	名称	設置数
袖ケ浦公園	1	郷土博物館	1
アクアラインなるほど館	1	健康づくり支援センター	1
老人福祉会館	1	根形公民館・運動広場	1
のぞみ野サッカー場	1	社会福祉センター	1

（4）平川地区

	平成 26 年	平成 31 年	※	地区人口の構成比	全市に占める割合
人口（人）	12,132	11,293	▲ 839	100.0%	17.9%
0～14 歳	1,227	1,041	▲ 186	9.2%	12.1%
うち、0～5歳	386	341	▲ 45	3.0%	9.9%
15～64 歳	7,102	6,119	▲ 983	54.2%	16.3%
65 歳以上	3,803	4,133	330	36.6%	24.5%
世帯数（世帯）	4,620	4,720	100		17.7%
1世帯当たり人口（人）	2.63	2.39	▲ 0.24		

※は平成31年から平成26年の値を引いたもの。

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在：外国人は含まない。）

①地区の概況

【平岡地区】

地区の人口は、野里、上泉、三箇、川原井等に分散しています。東関東自動車道のインターが近く、東京ドイツ村などの民間資本によるレジャー施設が立地しています。

【中川・富岡地区】

地区は、横田、百目木などの「中川地区」と滝の口、吉野田などの「富岡地区」から形成されていますが、地区の人口の約56%が横田に集中しています。東横田駅周辺及び国道409号沿いには、沿道型商業施設が立地しています。

平川地区全体では、人口が減少しており、高齢化が進行しています。

②施設の状況

地区内には、平川公民館、平岡公民館等があります。また、百目木公園は、各種のスポーツができる公園として親しまれています。

＜児童関連施設＞

名称	設置数	名称	設置数
認可保育所（園）	2	中学校	1
幼稚園	1	放課後児童クラブ	2
子どもの遊び場	16	児童養護施設	1
小学校	3		

（近年の整備状況）　・平成31年４月：今井幼稚園を中川幼稚園に統合し、市立幼稚園を１園化

＜文化・スポーツ等の施設＞

名称	設置数	名称	設置数
百目木公園	1	平川公民館・平岡公民館	2
平川公民館富岡分館	1	平川図書館	1
運動広場	2	東京ドイツ村（民間施設）	1

2　子ども・子育て家庭の状況

（1）人口の動向

①年齢３区分人口の推移と今後の推計

平成31年４月１日時点の人口総数は63,704人で、一貫して増加を続けています。今後の推計においては昭和地区の土地区画整理事業及び長浦地区（蔵波地区）の小規模開発に伴う社会増を見込み、令和６年には約65,000人となることが予想されています。

65歳以上の高齢者人口は今後も増加が見込まれ、令和６年の推計では約18,000人と市の人口の約28%を占めることが見込まれている一方、０～14歳の年少人口は、社会増の見込みを合わせても、8,700人を超えた辺りで推移することが見込まれます。

年齢３区分人口の推移と今後の推計

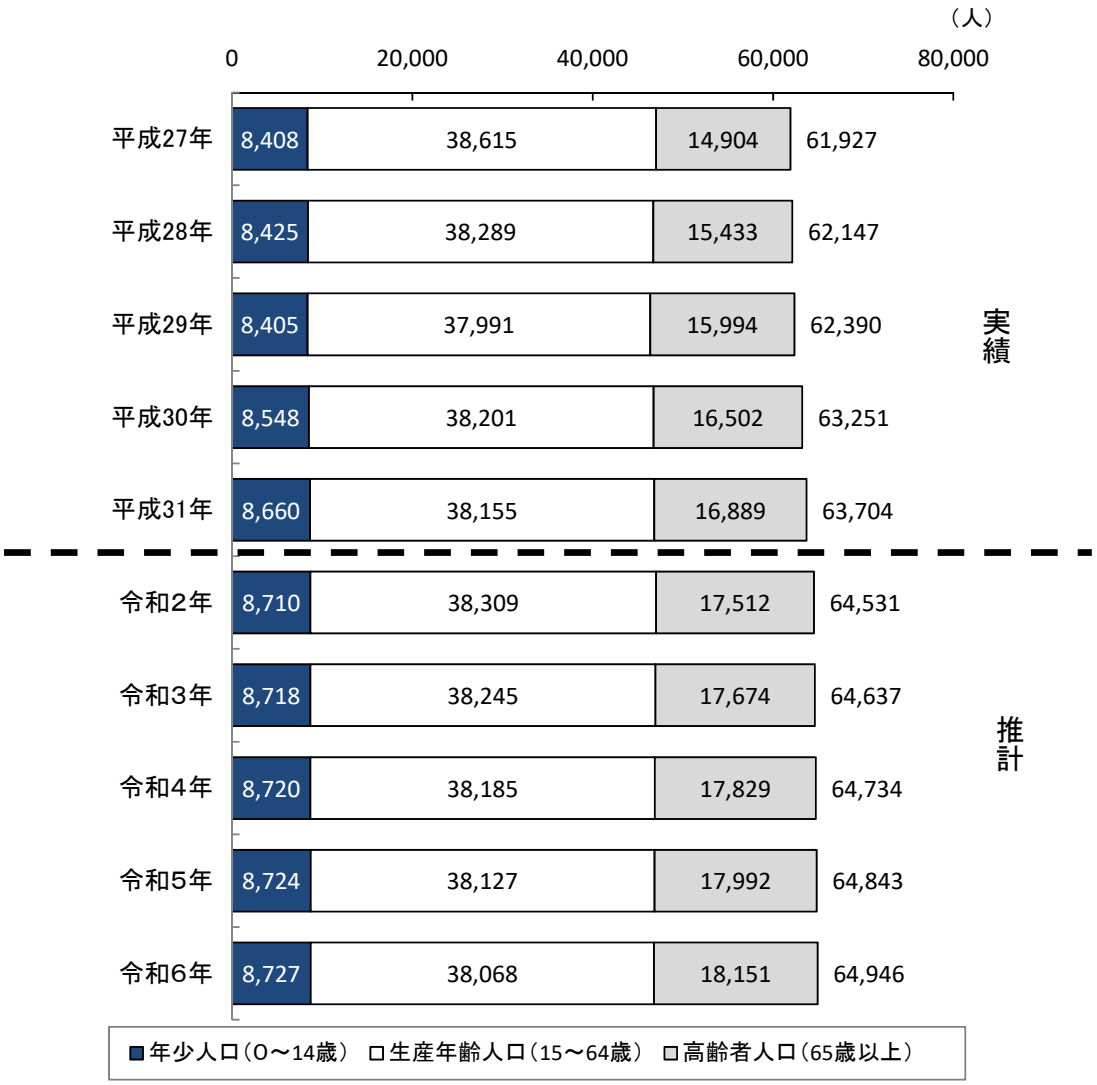

資料：平成27年～平成31年：住民基本台帳（各年４月１日）
令和２年～令和６年：袖ケ浦市総合計画の基本構想に示す将来人口推計を基に算出

②18歳未満人口の推移と今後の推計

18歳未満人口は、主に０～５歳の未就学児が増加傾向で推移しています。平成31年４月１日時点では10,449人となり、平成27年と比較すると206人増加しています。

今後の推計においては、子育て世代の転入に伴う社会増・自然増が見込まれるものの、微増にとどまることが予想されます。

18 歳未満人口の推移と今後の推計

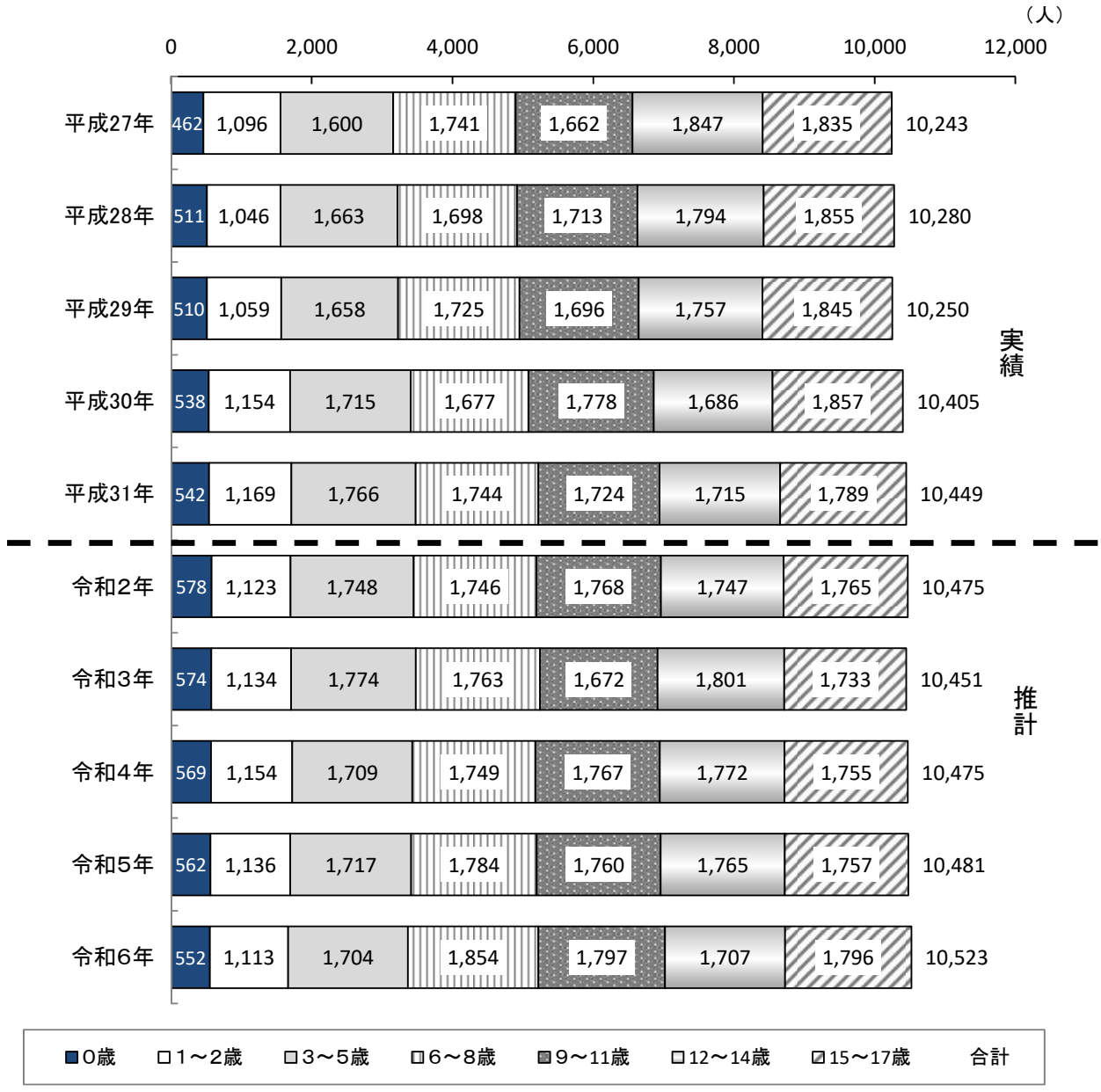

資料：平成27年～平成31年：住民基本台帳（各年４月１日）

令和２年～令和６年：袖ケ浦市総合計画の基本構想に示す将来人口推計を基に各歳に案分して算出

③18歳未満人口の地区別推計

18歳未満人口の地区別推計をみると、昭和地区では土地区画整理事業により社会増・自然増が見込まれるものの、根形地区ではほぼ横ばい、また、長浦地区、平川地区では減少傾向で推移していくことが予想されます。

18 歳未満人口の地区別推計

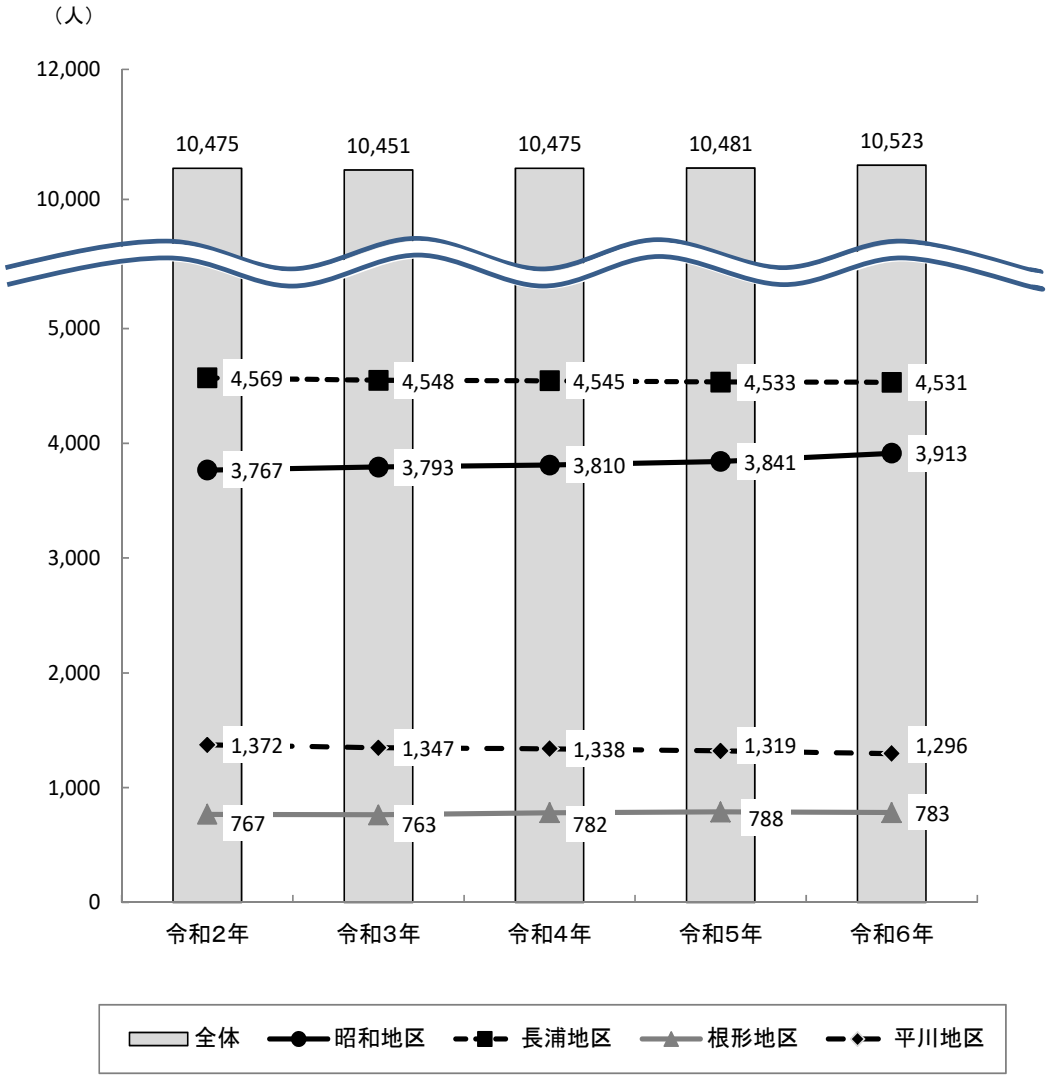

資料：平成27年～平成31年：住民基本台帳（各年４月１日）
令和２年～令和６年：袖ケ浦市総合計画の基本構想に示す将来人口推計を基に算出

（２）世帯の状況

①家族類型別世帯及び１世帯当たり人員の推移

国勢調査をみると、世帯数は増加している一方、１世帯当たり人員は減少しています。

平成27年の核家族世帯は14,520世帯と、市内の一般世帯総数の６割以上を核家族が占めているなど、核家族化が進行していることがうかがえます。

また、６歳未満親族のいる世帯及び18歳未満親族のいる世帯の核家族世帯が占める割合は、いずれも８割を超えており、特にこの傾向が強くみられます。

家庭類型の全体像、世帯数（１世帯当たり人員）の推移

単位：世帯、人

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	6歳未満親族のいる世帯（平成27年）	18歳未満親族のいる世帯（平成27年）
一般世帯総数 （1世帯当たり人員）	18,639 （3.07）	19,732 （2.91）	21,335 （2.75）	22,545 （2.62）	2,315	5,855
A 親族世帯	15,398	15,965	16,473	16,962	2,309	5,830
Ⅰ 核家族世帯	12,105	12,817	13,525	14,520	2,024	4,887
Ⅱ その他の親族世帯	3,293	3,148	2,948	2,442	285	943
B 非親族世帯	81	82	206	211	6	19
C 単独世帯	3,160	3,685	4,655	5,354	－	6

資料：国勢調査（各年10月１日）から算出

②６歳未満親族のいる一般世帯の推移

平成27年の６歳未満親族のいる世帯数は2,315世帯で、世帯人員は9,384人、１世帯当たり4.05人となっています。また、６歳未満親族人員は3,086人で１世帯当たりの６歳未満人数は、1.33人となっています。

６歳未満親族のいる一般世帯の推移

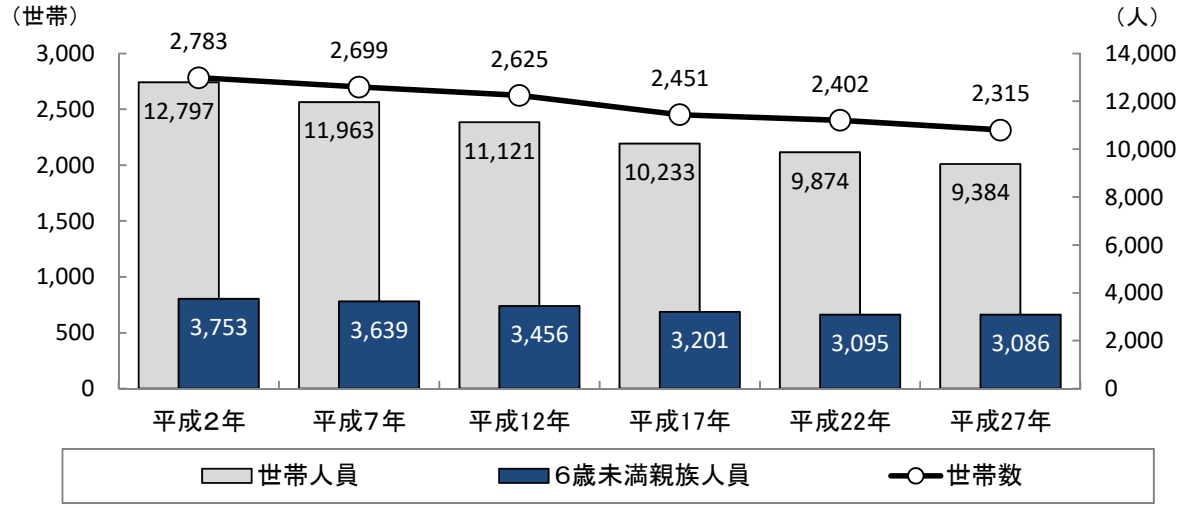

資料：国勢調査（各年10月１日）

③18歳未満親族のいる一般世帯の推移

平成27年の18歳未満親族のいる世帯数は5,855世帯で、世帯人員は23,521人、１世帯当たり4.02人となっています。また、18歳未満親族人員は9,979人で１世帯当たりの18歳未満人数は、1.70人となっています。

18 歳未満親族のいる一般世帯の推移

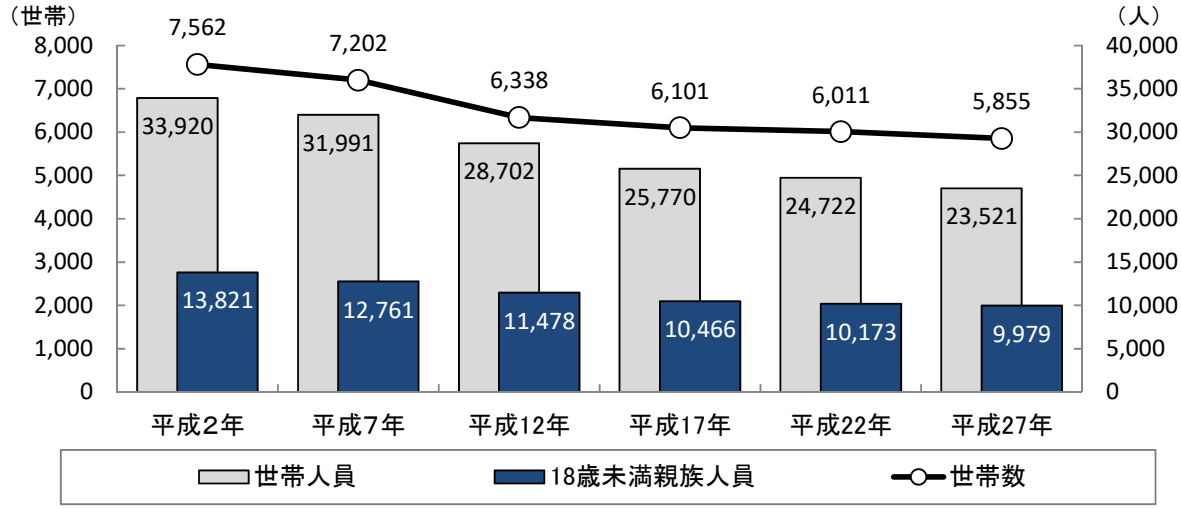

資料：国勢調査（各年10月１日）

④母子世帯・父子世帯の推移

母子世帯数をみると、平成12年以降は増加傾向にあり、平成27年の母子世帯数は353世帯と、平成22年に比べて減少がみられるものの、平成12年と比較すると85世帯増加しています。

また、一般世帯に対する母子世帯の割合の推移をみると、本市は千葉県及び全国より高い水準で推移しています。

母子世帯･父子世帯の推移

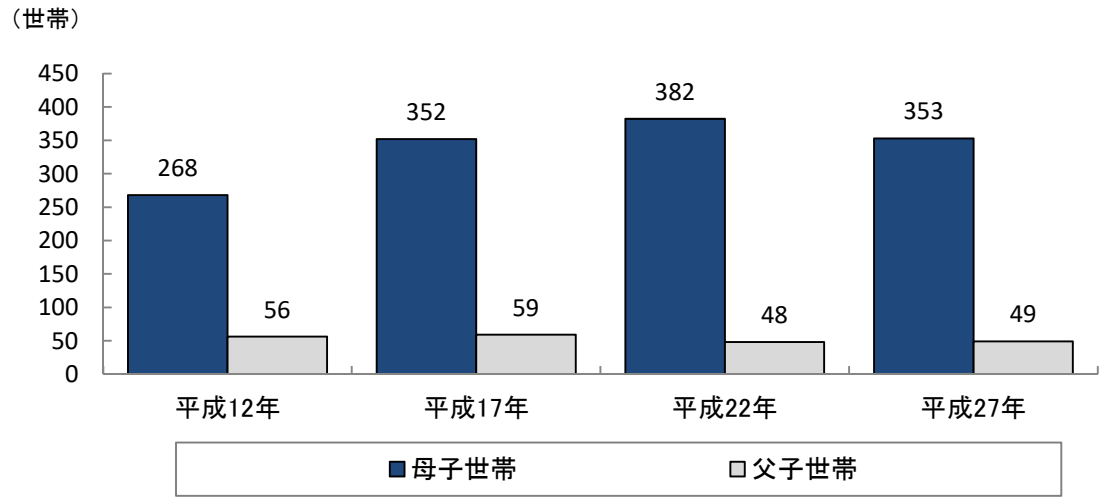

資料：国勢調査（各年10月１日）

一般世帯に対する母子世帯の割合の推移

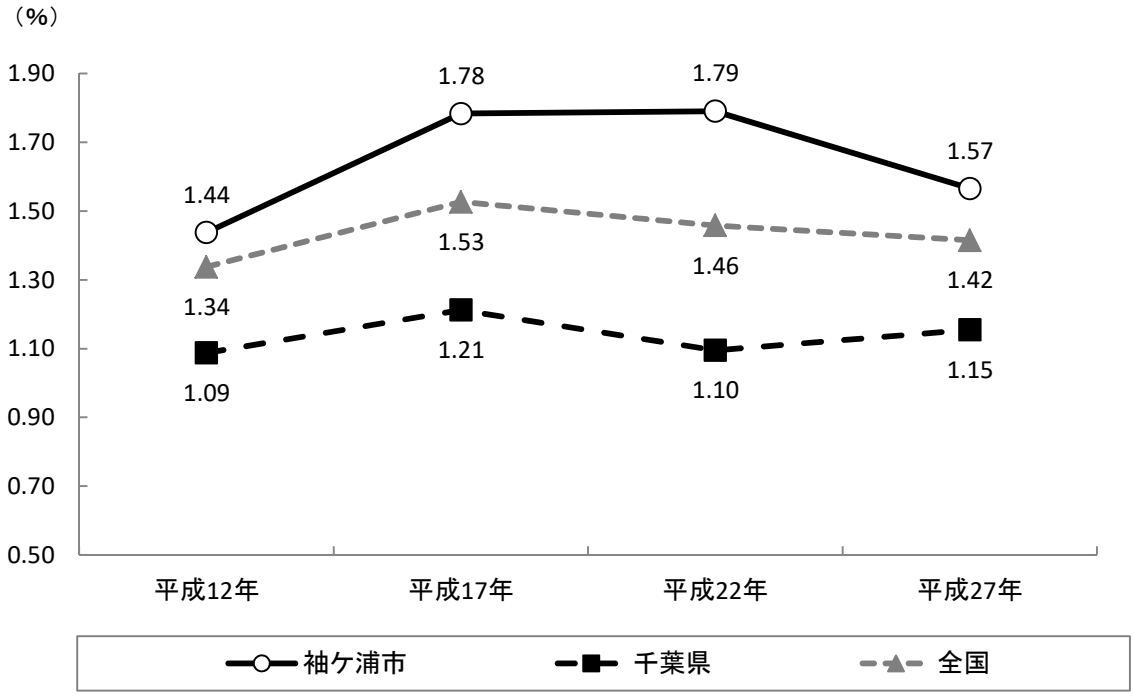

資料：国勢調査（各年10月１日）

（3）出生の状況

①合計特殊出生率の推移

15歳から49歳までの女性１人当たりの平均的な出生数を示す合計特殊出生率の推移をみると、年によるばらつきが大きいものの、おおむね千葉県及び全国より高い水準で推移しています。

合計特殊出生率の推移

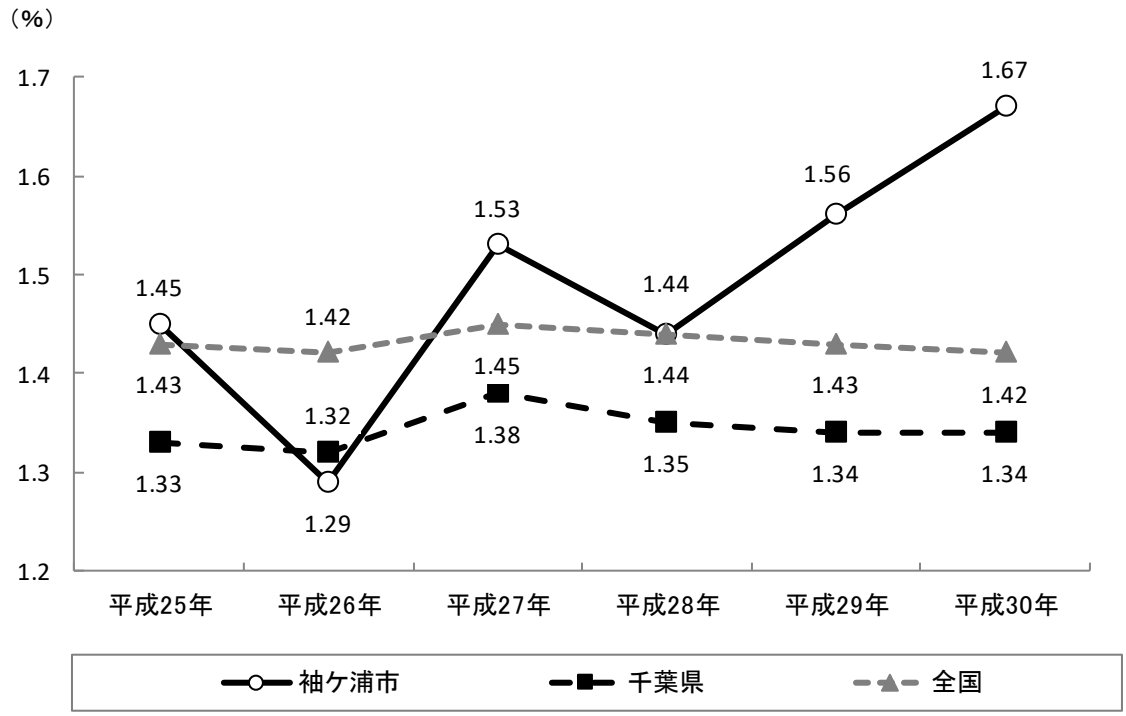

資料：千葉県健康福祉指導課（袖ケ浦市の数値は人口動態調査による出生数と住民基本台帳人口要覧）

②出生数、出生率の推移

出生数は、平成26年を除くとおおむね500人前後で推移しており、平成30年は561人となっています。

出生率も平成26年に7.1‰となったものの、おおむね８‰前後で推移しています。

出生数、出生率（人口千対）の推移

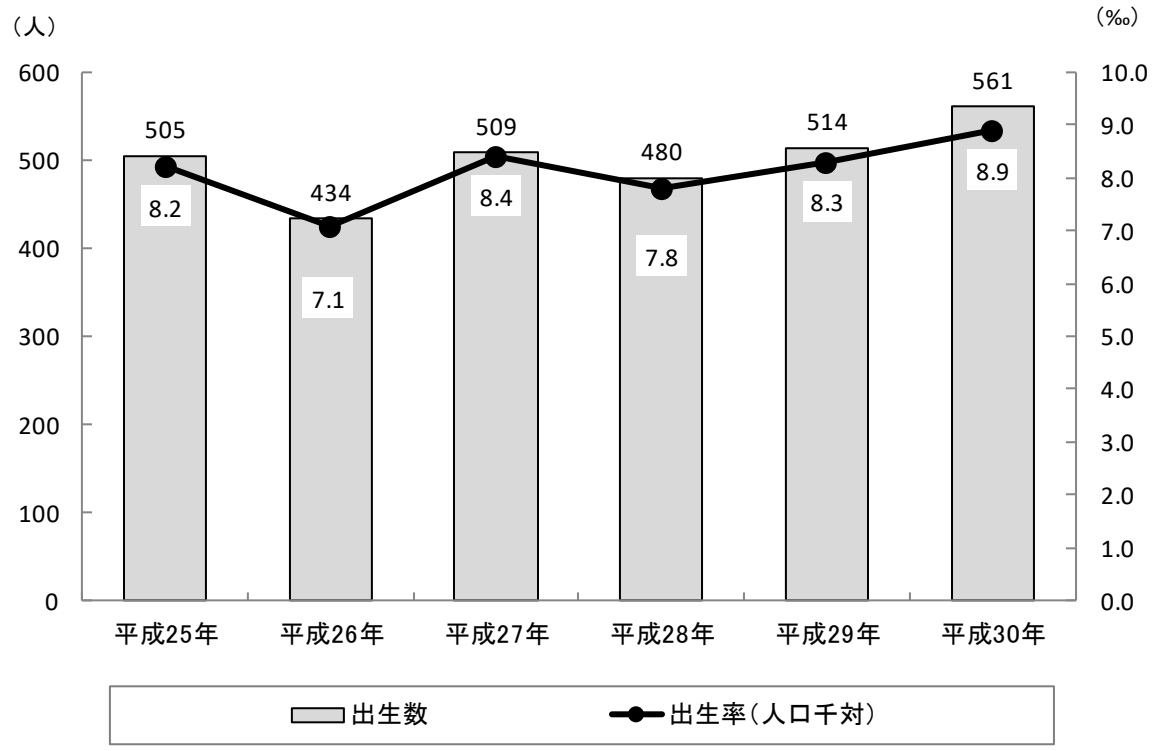

資料：千葉県衛生統計年報

（4）母子保健の状況

①母子手帳発行件数の推移

母子手帳の発行件数は、平成30年には504人となっており、ここ３年間は500人を上回って推移しています。

母子手帳発行件数の推移

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
母子手帳発行件数(件)	526	564	504

資料：袖ケ浦市健康推進課

②低出生体重児数、低出生体重児出生率の推移

2,500ｇ未満の低出生体重児は、平成30年には71人となっており、ここ３年間の出生児に占める低出生体重児の割合は、緩やかな減少傾向で推移しています。

低出生体重児数、低出生体重児出生率の推移

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
低出生体重児数(人)	53	41	58	65	67	71
低出生体重児の割合(%)	10.5	9.4	11.4	13.5	13.0	12.7

資料：千葉県衛生統計年報

③死産数、死産率の推移

妊娠満12週以後の死産数は、15人前後で推移しており、死産率は千葉県及び全国より若干高い水準となっています。

死産数、死産率（出産千対）の推移

		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
死産数(人)		12	17	13	15	14	13
死産率(‰)	袖ケ浦市	23.2	37.7	24.9	30.3	26.5	22.6
	千葉県	22.9	23.8	22.9	21.6	22.1	21.5
	全国	22.9	22.9	22.0	21.0	21.1	20.9

資料：人口動態統計、千葉県衛生統計年報

④１歳６か月児健康診査における受診状況とむし歯のある者の推移

１歳６か月児健康診査の受診率は、90％を上回って推移しており、平成30年度で98.8％となっています。

また、受診を受けた児童のうち、むし歯のある者の割合は平成30年度で0.5％となっています。

１歳６か月児健康診査における受診状況とむし歯のある者の割合の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
該当者数(人)	539	510	530	528	572
受診者数(人)	518	465	513	492	565
受診率(%)	96.1	91.2	96.8	93.2	98.8
むし歯のある者の割合(%)	1.7	0.9	1.8	1.0	0.5

資料：袖ケ浦市健康推進課

⑤３歳児健康診査における受診状況とむし歯のある者の推移

３歳児健康診査の受診率は、90％前後で推移しており、平成30年度で92.7％となっています。

また、受診を受けた児童のうち、むし歯のある者の割合は減少傾向で推移しており、平成30年度には13.7％と、平成26年度と比べて7.1ポイント低下しています。

３歳児健康診査における受診状況とむし歯のある者の割合の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
該当者数(人)	545	531	568	520	590
受診者数(人)	501	470	533	479	547
受診率(%)	91.9	88.5	94.0	92.1	92.7
むし歯のある者の割合(%)	20.8	15.3	14.3	10.6	13.7

資料：袖ケ浦市健康推進課

（５）就労の状況

①男女別就業率の推移

平成12年以降の男性の就業率は増加しており、平成22年以降は千葉県を上回って推移しています。

女性の就業率は、千葉県と同水準の45%前後で推移しています。

男女別就業率の推移

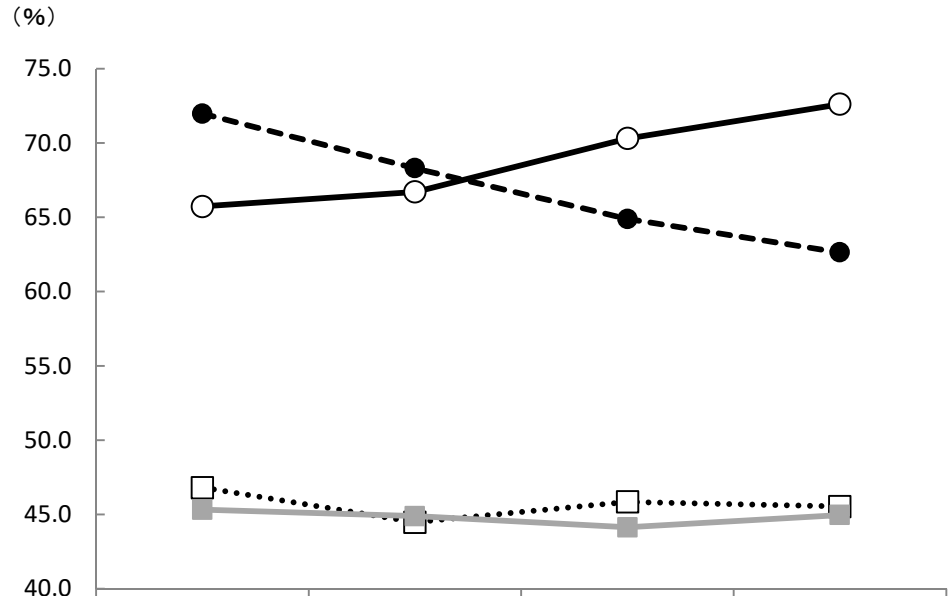

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
男性 袖ケ浦市	65.7	66.7	70.3	72.6
男性 千葉県	72.0	68.3	64.9	62.6
女性 袖ケ浦市	46.8	44.5	45.8	45.5
女性 千葉県	45.3	44.9	44.1	45.0

資料：国勢調査から算出

②女性の年齢階層別就業率

年齢階層別に女性の就業率をみると、平成17年にはみられた、結婚・出産・子育て期に就業率は減少し、その後、子育てが終わった時期にかけて再び増加する、いわゆるM字カーブと言われる状況は、徐々にカーブが緩くなっています。

女性の年齢階層別就業率の推移

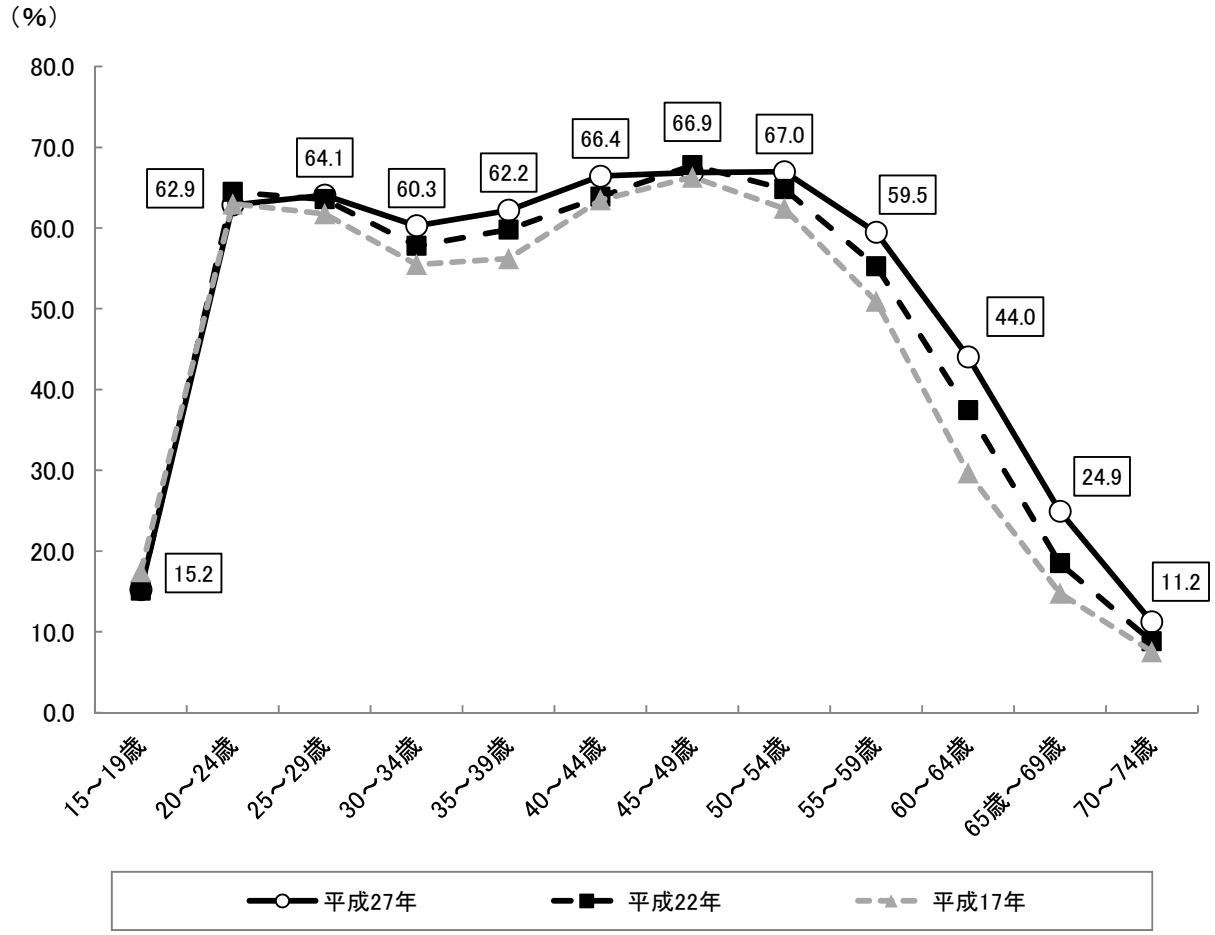

（注）グラフ中のデータは平成27年のみ掲載

資料：国勢調査から算出

3　地域における子育て支援事業の利用状況

（1）教育・保育施設等

市内の教育・保育施設等の利用状況の推移は次のとおりです。

①幼稚園の利用状況

市内には公立幼稚園１箇所、私立幼稚園２箇所の、計３箇所の幼稚園があります。

昭和地区、平川地区では、園児数が減少傾向で推移しており、利用状況や施設の老朽化に伴い、平成31年４月に昭和地区の市立今井幼稚園は平川地区の市立中川幼稚園と統合しています。

一方で、長浦地区の入所率は70%から80%台で推移しており、微増傾向にあります。

幼稚園の設置数･定員数･園児数

地区	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
昭和	設置数	箇所	1	1	1	1	0
	定員数	人	210	210	210	210	―
	園児数	人	175	157	153	126	―
	入所率	%	83.3	74.8	72.9	60.0	―
長浦	設置数	箇所	2	2	2	2	2
	定員数	人	540	540	540	540	540
	園児数	人	411	411	432	417	444
	入所率	%	76.1	76.1	80.0	77.2	82.2
平川	設置数	箇所	1	1	1	1	1
	定員数	人	210	210	210	210	210
	園児数	人	80	74	77	71	134
	入所率	%	38.1	35.2	36.7	33.8	63.8
全体	設置数	箇所	4	4	4	4	3
	定員数	人	960	960	960	960	750
	園児数	人	666	642	662	614	578
	入所率	%	69.4	66.9	69.0	64.0	77.1

（注）各年度５月１日現在
　　市外からの受託児童を含む。

②保育所（園）の利用状況

平成29年12月に私立保育園が１箇所開設しており、現在、市内に設置されている保育所（園）は、公立保育所５箇所、私立保育園５箇所の、計10箇所となっています。

根形地区、平川地区では、入所率は100％を下回っていますが、昭和地区、長浦地区では、園児数が定員数を上回る状態が続いています。

保育所（園）の設置数･定員数･園児数

地区	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
昭和	設置数	箇所	3	3	3	3	3
	定員数	人	330	330	330	330	330
	園児数	人	315	364	372	388	384
	入所率	%	95.5	110.3	112.7	117.6	116.4
長浦	設置数	箇所	3	3	3	4	4
	定員数	人	370	370	400	490	490
	園児数	人	410	410	432	498	530
	入所率	%	110.8	110.8	108.0	101.6	108.2
根形	設置数	箇所	1	1	1	1	1
	定員数	人	120	120	120	120	120
	園児数	人	109	101	106	107	93
	入所率	%	90.8	84.2	88.3	89.2	77.5
平川	設置数	箇所	2	2	2	2	2
	定員数	人	180	180	180	180	180
	園児数	人	147	143	142	144	142
	入所率	%	81.7	79.4	78.9	80.0	78.9
全体	設置数	箇所	9	9	9	10	10
	定員数	人	1,000	1,000	1,030	1,120	1,120
	園児数	人	981	1,018	1,052	1,137	1,149
	入所率	%	98.1	101.8	102.1	101.5	102.6

（注）各年度４月１日現在
市外からの受託児童を含む。

③認定こども園の利用状況

認定こども園は、幼稚園の機能と保育所の機能を併せ持つ施設で、本市では、平成30年度に昭和地区に１箇所設置されています。

令和元年度は、２号認定・３号認定及び１号認定とも、園児数が大幅に増加しています。

認定こども園の設置数･定員数･園児数

地区	区分		単位	平成 30 年度	令和元年度
昭和	設置数		箇所	1	1
	定員数	（2号認定･3号認定）	人	150	150
		（1号認定）	人	90	90
	園児数	（2号認定･3号認定）	人	96	139
		（1号認定）	人	48	68
	入所率	（2号認定･3号認定）	%	64.0	89.3
		（1号認定）	%	53.3	74.4

（注）各年度４月１日現在
市外からの受託児童を含む。

④地域型保育施設の利用状況

地域型保育施設とは、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応する質が確保された保育を提供し、子どもの成長を支援するために、認可保育所（原則20名以上）より少人数の単位で、０歳から２歳児までの子どもを預かる施設（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）です。

本市では、昭和地区に３箇所、長浦地区に２箇所設置されており、このうち、昭和地区の２施設については、令和元年９月から新たに開園しています。

地域型保育施設の設置数･定員数･園児数

地区	区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
昭和	設置数	箇所	1	1	1	1	1
	定員数	人	5	5	5	5	5
	児童数	人	3	4	4	5	5
	入所率	%	60.0	80.0	80.0	100.0	100.0
長浦	設置数	箇所	0	1	1	2	2
	定員数	人	ー	19	19	39	39
	児童数	人	ー	10	17	27	34
	入所率	%	ー	52.6	89.5	69.2	87.2
全体	設置数	箇所	1	2	2	3	3
	定員数	人	5	24	24	44	44
	児童数	人	3	14	21	32	39
	入所率	%	60.0	58.3	87.5	72.7	88.6

（注）各年度４月１日現在
市外からの受託児童を含む。
事業所内保育事業の従業員枠は除く。
令和元年９月に昭和地区に新たに設置された２施設を除く。

⑤認可外保育施設の状況

市内の認可外保育施設は、長浦地区に３箇所あり、いずれも事業所での保育を行っています。

⑥待機児童数の推移

保育ニーズの増加に対応するため、計画的に保育定員を拡大してきたことにより、国が定めた基準による本市の待機児童数は、平成30年度まで０人から１人で推移してきました。

子育て世代の転入などに伴い、保育ニーズが急伸したことから、平成31年４月１日時点の待機児童数は28人となっています。

待機児童数の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
待機児童数(人)	0	1	1	0	28

（注）各年度４月１日現在

（２）地域子ども・子育て支援事業等

「袖ケ浦市子育て応援プラン（子ども・子育て支援事業計画)」において定めた地域子ども・子育て支援事業の実施状況は次のとおりです。

①時間外保育事業（延長保育事業）

地域子ども・子育て支援事業で定める延長保育事業については、実施箇所を増やしており、平成30年度は、公立・私立計12箇所で実施しています。

利用者数は増加しており、平成30年度は808人となっています。

延長保育事業の実施状況

区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実利用者数	人	390	541	647	808
実施箇所数	箇所	9	10	10	12

②放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブは、市内計14箇所で実施しています。

利用者数は増加しており、平成30年度は低学年（１～３年生）で443人、高学年（４～６年生）で177人の計620人となっています。

なお、利用者数の増加に伴い、令和元年度に学校敷地内に公設の放課後児童クラブを２箇所開設しています。

また、地域ボランティア等による放課後の子どもの居場所づくりとして、「放課後子ども教室」を市内２箇所で実施しており、参加延べ人数は増加傾向で推移しています。

放課後児童健全育成事業の実施状況（市全体）

区分		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実利用者数	低学年	人	394	416	384	443
	高学年	人	123	156	200	177
	合計	人	517	572	584	620
実施箇所数		箇所	13	14	14	14

（注）実利用者数：各年度の月末登録児童数（月額利用数＋日額人数※）の平均

※日額人数：日額利用数÷月別の開設日数

放課後児童健全育成事業の実施状況（小学校区別）

校区	区分		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
昭和小学校	実利用者数	低学年	人	85	91	95	98
		高学年	人	36	51	48	45
		合計	人	121	142	143	143
	実施箇所数		箇所	3	3	3	3
奈良輪小学校	実利用者数	低学年	人	40	42	48	48
		高学年	人	12	13	12	11
		合計	人	52	55	60	59
	実施箇所数		箇所	2	2	2	2
蔵波小学校	実利用者数	低学年	人	119	117	103	135
		高学年	人	31	34	58	51
		合計	人	150	151	161	186
	実施箇所数		箇所	3	4	4	4
長浦小学校	実利用者数	低学年	人	69	76	52	60
		高学年	人	24	27	43	31
		合計	人	93	103	95	91
	実施箇所数		箇所	2	2	2	2
根形小学校	実利用者数	低学年	人	33	31	28	31
		高学年	人	7	11	12	11
		合計	人	40	42	40	42
	実施箇所数		箇所	1	1	1	1
平岡小学校	実利用者数	低学年	人	22	29	23	31
		高学年	人	12	10	15	15
		合計	人	34	39	38	46
	実施箇所数		箇所	1	1	1	1
中川小学校	実利用者数	低学年	人	26	30	35	40
		高学年	人	1	10	12	13
		合計	人	27	40	47	53
	実施箇所数		箇所	1	1	1	1

（注）実利用者数：各年度の月別登録児童数（月額利用数＋日額人数※）の平均
※日額人数：日額利用数÷月別の開設日数

【参考：放課後子ども教室の参加延べ人数】

校区	名称	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
昭和	昭和小学校 もりのこクラブ	人日	1,301	1,246	1,529	1,855
長浦	あそボラ！！ やかたっ子広場	人日	1,229	1,753	1,210	1,286
合計		人日	2,530	2,999	2,739	3,141

③子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）は、それぞれ1箇所で実施しています。

平成30年度においては、ショートステイの利用者数が大幅に増加しているほか、トワイライトステイの利用もありました。

子育て短期支援事業の実施状況

区分		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間延べ利用者数	ショートステイ	人日	23	23	31	76
	トワイライトステイ	人日	0	0	0	2
	合計	人日	23	23	31	78
実施箇所数	ショートステイ	箇所	1	1	1	1
	トワイライトステイ	箇所	1	1	1	1

④地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、地域子育て支援拠点施設である「そでがうらこども館」や私立保育園への委託により「子育て支援センター」を実施しているほか、市立保育所で「なかよし広場」を実施しています。

「子育て支援センター」の利用者数は増加傾向で推移しており、平成30年度の年間延べ利用者数は、29,494人となっています。

地域子育て支援拠点事業の実施状況

区分		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間延べ利用者数	子育て支援センター	人日	23,523	22,923	24,060	29,494
	なかよし広場	人日	1,030	902	1,085	604
	合計	人日	24,553	23,825	25,145	30,098
実施箇所数	子育て支援センター	箇所	4	4	4	6
	なかよし広場	箇所	4	4	4	4

⑤一時預かり事業（幼稚園型）

一時預かり事業（幼稚園型）は、幼稚園のうち、私立の２箇所で保護者の状況や地域の実情に応じて、預かり保育を行っています。

利用者数は増加傾向で推移しており、平成30年度の年間延べ利用者数は、8,835人となっています。

一時預かり事業（幼稚園型）の実施状況

区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間延べ利用者数	人日	5,339	7,824	7,787	8,835
実施箇所数	箇所	2	2	2	2

⑥一時預かり事業（幼稚園型を除く）

幼稚園型を除く一時預かり事業は、定期的な預け方となる「一時預かり事業（幼稚園型）」や、緊急時の預かりとなる「病児・病後児保育」を除いた一時的な預かりの方法です。

平成30年度は、保育所（園）で実施している「一時預かり」を８箇所で、「休日保育」を２箇所で実施しています。また、「子育ての援助を受けたい方」（利用会員）と「子育ての援助を行いたい方」（提供会員）が会員となって地域で助け合う有償の相互援助活動である「ファミリー・サポート・センター」を市内に１箇所設けています。

年間延べ利用者数について、「一時預かり」は、増加傾向で推移していますが、平成30年度は減少がみられ、6,769人となっています。

また、「休日保育」は、平成30年度に大幅な減少がみられ、平成29年度の半数程度となっています。

一方で、ファミリー・サポート・センターの利用者のうち、就学前児童者数は増加しており、平成30年度は82人となっています。

一時預かり事業（幼稚園型を除く）の実施状況

区分		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間延べ利用者数	一時預かり	人日	6,700	7,872	7,968	6,769
	休日保育	人日	143	112	121	64
	ﾌｧﾐﾘｰ･ｻﾎﾟｰﾄ･ｾﾝﾀｰ※	人日	56	54	73	82
	合計	人日	6,899	8,038	8,162	6,915
実施箇所数	一時預かり	箇所	6	6	7	8
	休日保育	箇所	1	1	1	2
	ﾌｧﾐﾘｰ･ｻﾎﾟｰﾄ･ｾﾝﾀｰ	箇所	1	1	1	1

※病児・緊急対応強化事業及び就学児対象事業を除く。

【参考：ファミリー・サポート・センターの会員数、援助活動年間件数】

区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用会員数	人	168	179	186	191
提供会員数	人	38	38	39	43
両方会員数	人	9	11	15	13
援助活動年間件数	延べ件	876	674	654	491

⑦病児保育事業

病児保育事業は、私立保育園１箇所と私立認定こども園１箇所で、病後児保育事業は、私立保育園２箇所で実施しています。

利用者数は減少しており、平成30年度の年間延べ利用者数は、277人となっています。

病児保育事業の実施状況

区分		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間延べ利用者数	病後児保育	人日	590	524	275	182
	病児保育	人日	0	0	64	95
	合計	人日	590	524	339	277
実施箇所数	病後児保育	箇所	2	2	2	4
	病児保育	箇所	2	2	3	4

⑧利用者支援事業

利用者支援事業は、保育所（園）等の入所や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言等を行う事業で、平成29年度からは３箇所で実施しています。

利用者支援事業の実施状況

区分		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数	基本型・特定型※1	箇所	1	1	2	2
	母子保健型※2	箇所	0	1	1	1
	合計	箇所	1	2	3	3

※１　基本型・特定型　：専任職員（利用者支援専門員）を１名以上配置

※２　母子保健型　　：母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を１名以上配置

⑨妊婦健康診査

妊婦健康診査では、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施しています。

妊婦届出等人数及び年間延べ受診回数は増加傾向で推移していますが、平成30年度は減少がみられ、妊婦届出等人数は621人、年間延べ受診回数は6,239回となっています。

妊婦健康診査の実施状況

区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
妊婦届出等人数	人	606	639	699	621
年間延べ受診回数	延べ回	6,022	6,133	6,345	6,239

⑩乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、新生児の発育、栄養、環境、疾病予防に留意した適切な指導を行うとともに、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行っています。

訪問者数は、550人前後で推移しています。

乳児家庭全戸訪問事業の実施状況

区分		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問者数	保健師・助産師による訪問	人	504	480	481	527
	主任児童委員による訪問	人	56	43	48	15
	合計	人	560	523	529	542

4　ニーズ調査結果からみた市民の意向

（1）ニーズ調査の実施概要

①調査の目的

本計画を策定するにあたって、「袖ケ浦市子ども・子育て支援に関するアンケート調査（ニーズ調査）」を実施しました。

この調査は、確保を図るべき教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を算出するための基礎資料とするとともに、本市における子育て環境の変化や、市民が求める取組み等を把握することで、より効果的な子育て支援策を検討することを目的としています。

②調査の方法、回収状況等

ニーズ調査の方法や回収状況は次のとおりです。

調査の実施概要

調査対象	袖ケ浦市在住の就学前児童・小学生の保護者を対象として無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	平成30年10月31日から平成30年11月20日まで

調査票の回収状況

	配布数	回答数	回答率
就学前児童保護者	1,000 通	610 通	61.0%
小学生保護者	1,000 通	531 通	53.1%

・回答は各質問の回答者数を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第２位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
・クロス集計の場合、無回答を排除しているため、全体の有効回答数の合計と地区別の有効回答数が合致しないことがあります。

（2）主な集計結果

①日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人

子どもをみてもらえる親族・知人の有無について、就学前児童保護者では「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が35.2%、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が59.0%となっています。

その一方で、「いずれもいない」保護者が12.3%ほど見られます。また、平川地区では「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が他の地区に比べ高くなっています。

日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人（全体・地区別）

上段:人数(人) 下段:割合(%)			有効回答者数	日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる	日常的に子どもを預けられる友人・知人がいる	緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる	いずれもいない	無回答
就学前児童	全体		610	215 35.2	360 59.0	22 3.6	74 12.1	75 12.3	2 0.3
	地区別	昭和	128	43 33.6	64 50.0	1 0.8	19 14.8	22 17.2	1 0.8
		長浦	251	79 31.5	163 64.9	9 3.6	32 12.7	33 13.1	0 0.0
		根形	70	26 37.1	38 54.3	5 7.1	14 20.0	5 7.1	－ 0.0
		平川	114	55 48.2	68 59.6	3 2.6	7 6.1	4 3.5	0 0.0
		その他	41	11 26.8	25 61.0	4 9.8	2 4.9	9 22.0	－ 0.0
小学生	全体		531	179 33.7	291 54.8	38 7.2	115 21.7	66 12.4	3 0.6
	地区別	昭和	155	50 32.3	93 60.0	9 5.8	29 18.7	18 11.6	1 0.6
		長浦	211	66 31.3	110 52.1	14 6.6	52 24.6	28 13.3	2 0.9
		根形	65	19 29.2	31 47.7	7 10.8	17 26.2	13 20.0	－ 0.0
		平川	94	42 44.7	52 55.3	8 8.5	15 16.0	7 7.4	0 0.0
		その他	6	2 33.3	5 83.3	－ 0.0	2 33.3	－ 0.0	－ 0.0

②保護者の就労状況

就学前児童保護者では、就労している母親の割合が64.9%となっており、平成25年度調査と比較して「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少し、就労している母親が増加しています。

保護者の就労状況（就学前児童・母親）

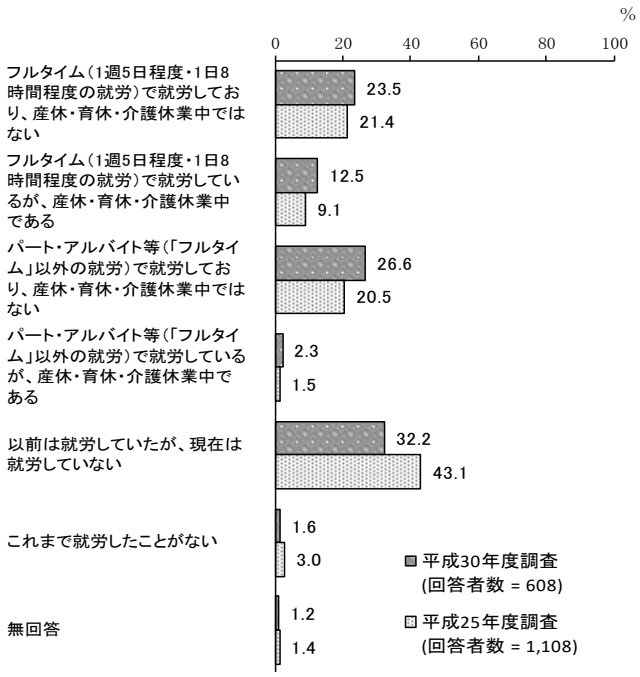

また、就労していない母親も73.7%が今後の就労を希望しており、平成25年度調査と比較すると、「すぐにでも、もしくは１年以内に就労したい」の割合が増加しています。

就労していない保護者の今後の就労希望（就学前児童・母親）

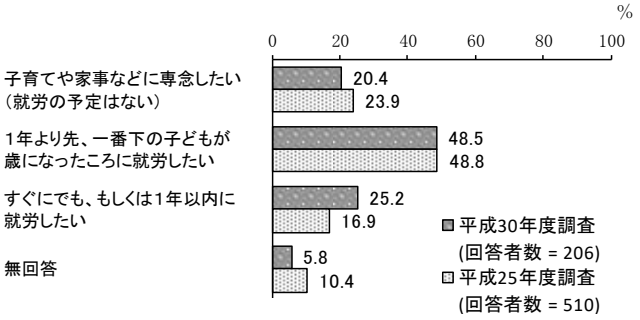

小学生保護者では、就労している母親の割合が77.4%と就学前児童より高くなっており、子どもの進学に伴い就労する母親が増加することがうかがえます。

保護者の就労状況（小学生）

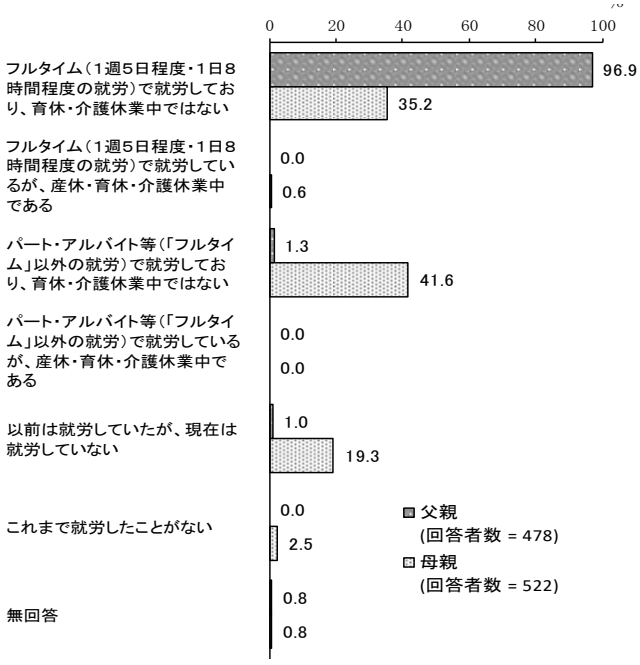

③平日の定期的な教育・保育事業の利用

平日、定期的に利用している事業は、「認可保育所（園）」の割合が58.1%、次いで「幼稚園」の割合が28.1%と、平成25年度調査と比較すると、「認可保育所（園）」「認定こども園」の割合が増加し、一方で「幼稚園」の割合が減少しています。

また、今後利用したい事業は、「認可保育所（園）」「幼稚園」の割合がともに約５割となっていますが、平成25年度調査と比較すると、「認可保育所（園）」の割合が増加している一方、「幼稚園」の割合が減少しています。

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童）

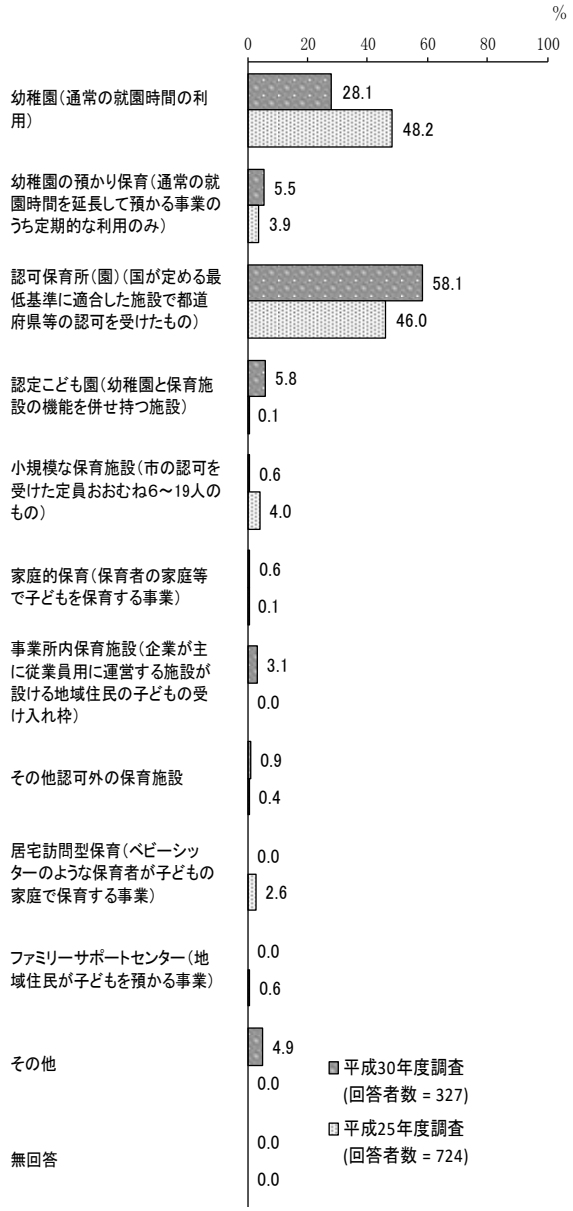

今後利用したい事業（就学前児童）

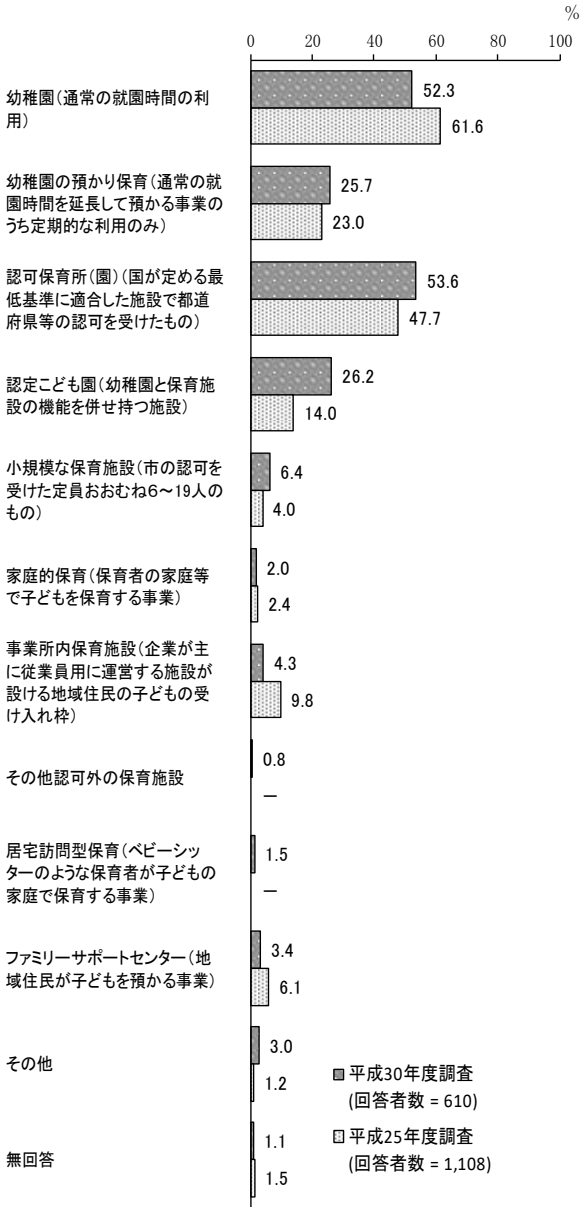

④病気の際の対応

子どもが、病気やケガで教育・保育事業が利用できなかった就学前児童保護者が71.3%、学校を休んだことがある小学生保護者が63.3%となっています。

病気やケガでお子さんが通常の事業が利用できなかったことの有無（就学前児童）

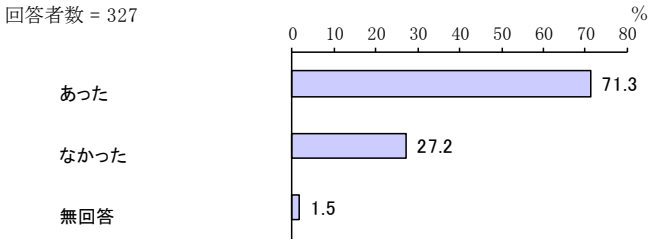

病気やケガでお子さんが学校を休んだことの有無（小学生）

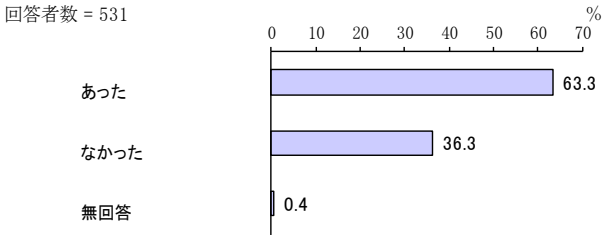

その際に、病児・病後児の保育を利用した人が就学前児童保護者で7.7%となっています。また、平川地区で「母親が仕事を休んでみた」の割合が高くなっています。

病気やケガで教育・保育事業が利用できなかった（学校を休んだ）場合の対処方法（全体・地区別）

上段:人数(人) 下段:割合(%)			有効回答者数	父親が仕事を休んでみた	母親が仕事を休んでみた	就労していない保護者がみた	病児・病後児の保育を利用した	(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった	仕方なく子どもだけで留守番をさせた	ファミリー・サポート・センターを利用した	その他	無回答
就学前児童	全体		233	73 31.3	182 78.1	57 24.5	18 7.7	80 34.3	2 0.9	－ 0.0	8 3.4	4 1.7
	地区別	昭和	48	15 31.3	38 79.2	11 22.9	3 6.3	12 25.0	－ 0.0	－ 0.0	1 2.1	2 4.2
		長浦	97	39 40.2	73 75.3	28 28.9	11 11.3	36 37.1	1 1.0	0 0.0	4 4.1	1 1.0
		根形	33	7 21.2	25 75.8	5 15.2	3 9.1	7 21.2	－ 0.0	－ 0.0	1 3.0	1 3.0
		平川	45	8 17.8	38 84.4	11 24.4	1 2.2	20 44.4	1 2.2	0 0.0	2 4.4	0 0.0
		その他	6	3 50.0	5 83.3	1 16.7	－ 0.0	3 50.0	－ 0.0	－ 0.0	－ 0.0	－ 0.0
小学生	全体		336	50 14.9	208 61.9	103 30.7	1 0.3	87 25.9	35 10.4	－ 0.0	11 3.3	2 0.6
	地区別	昭和	102	14 13.7	64 62.7	33 32.4	1 1.0	30 29.4	9 8.8	－ 0.0	4 3.9	－ 0.0
		長浦	138	25 18.1	83 60.1	41 29.7	0 0.0	34 24.6	13 9.4	0 0.0	3 2.2	2 1.4
		根形	37	3 8.1	19 51.4	12 32.4	－ 0.0	11 29.7	4 10.8	－ 0.0	2 5.4	－ 0.0
		平川	56	8 14.3	40 71.4	16 28.6	0 0.0	11 19.6	9 16.1	0 0.0	2 3.6	0 0.0
		その他	3	－ 0.0	2 66.7	1 33.3	－ 0.0	1 33.3	－ 0.0	－ 0.0	－ 0.0	－ 0.0

⑤子どもの放課後の過ごし方の希望

就学前児童保護者の子どもの放課後の過ごし方の希望について、低学年のうちの「放課後児童クラブ（学童保育）」の利用希望は41.9%、高学年になった場合の「放課後児童クラブ（学童保育）」の利用希望は22.6%となっています。平成25年度調査と比較すると、低学年のうちの「放課後児童クラブ（学童保育）」を希望する割合が増加しています。

小学校低学年のうちは、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいか（就学前児童）

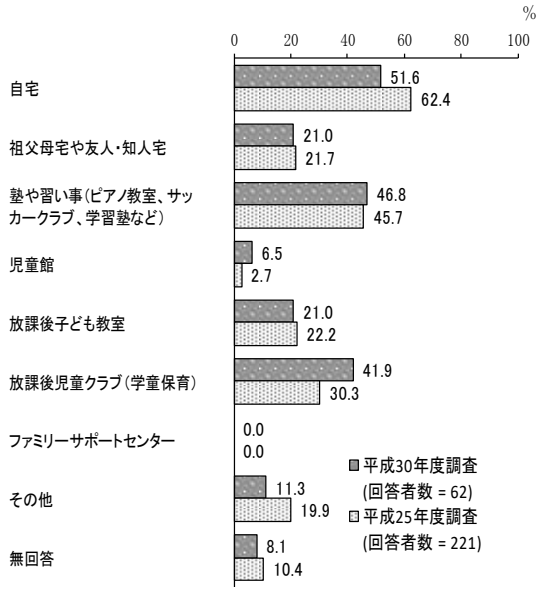

小学校高学年になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいか（就学前児童）

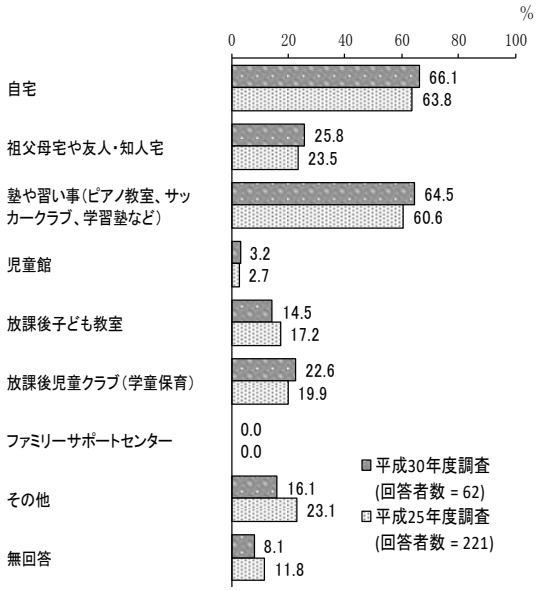

また、小学生保護者における「放課後児童クラブ（学童保育）」を利用している割合は27.1%、「放課後子ども教室」に登録している割合は5.7%となっています。

放課後児童クラブ（学童保育）を利用しているか（小学生）

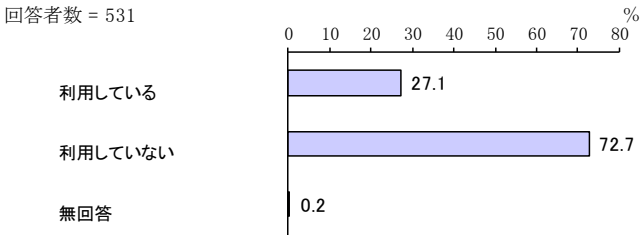

放課後子ども教室に登録しているか（小学生）

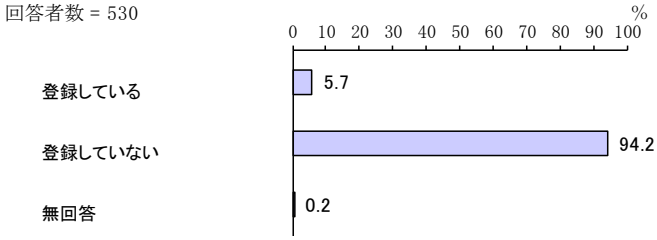

なお、放課後に必要と思うものは、「大人の見守りによる安全・安心な居場所」が最も高く、就学前児童保護者が59.7%、小学生保護者が65.2%となっています。

放課後に必要と思うもの（就学前児童）

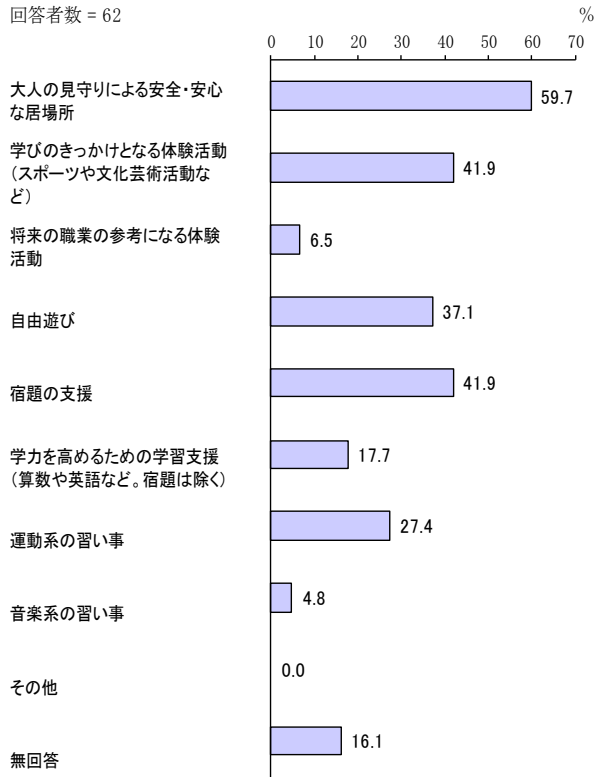

放課後に必要と思うもの（小学生）

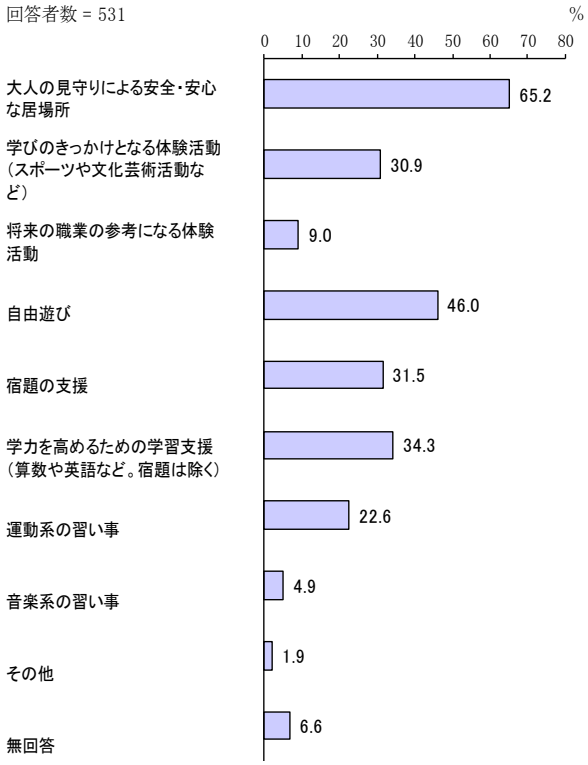

⑥育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度

就学前児童保護者で育児休業を取得していない割合は、父親が85.6%、母親が10.0%となっています。平成25年度調査と比較すると、母親の育児休業の取得状況は、就労している母親の増加に伴い「取得した（取得中である）」の割合が増加し、「働いていなかった」の割合が減少しています。

育児休業の取得状況（就学前児童・父親）

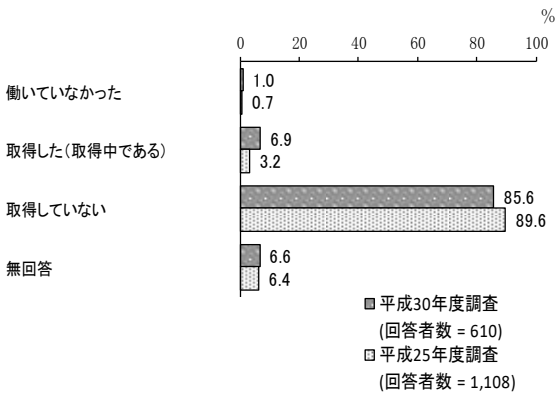

育児休業の取得状況（就学前児童・母親）

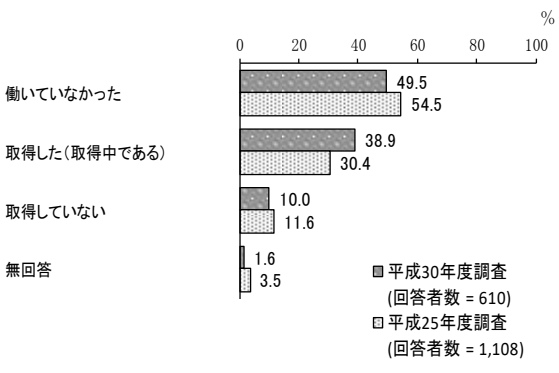

⑦子育て家庭の暮らし向き

現在の暮らしの状況を苦しいと感じている保護者は、就学前児童保護者、小学生保護者ともに約３割となっています。

現在の暮らしの状況（就学前児童）

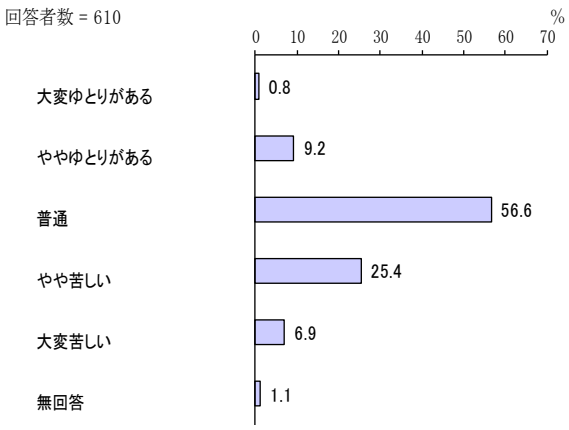

現在の暮らしの状況（小学生）

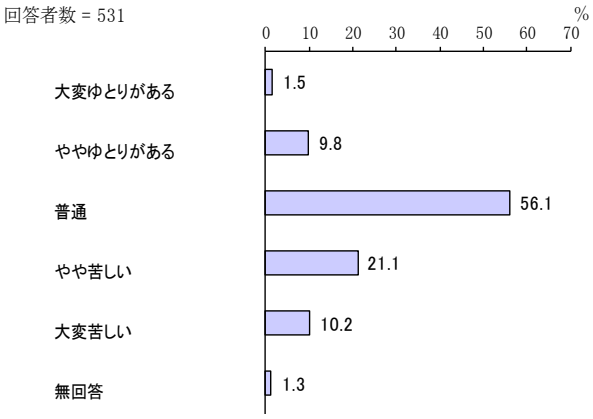

興味がある支援制度については、就学前児童保護者では「子どもの学習支援」の割合が42.3%、小学生保護者では「学校が実施する学習支援」の割合が46.3%と最も高くなっています。

また、世帯の収入からみる貧困想定世帯においては、「子ども食堂」「フードバンクによる食料支援」「子どもの学習支援」の割合が高くなっています。

興味がある支援制度（就学前児童）

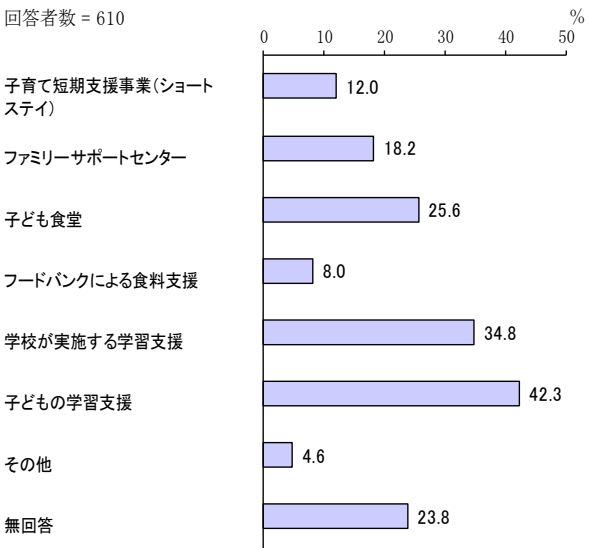

興味がある支援制度（小学生）

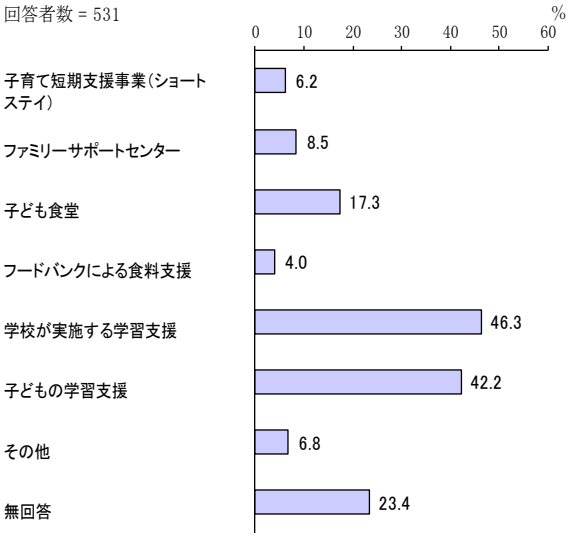

興味がある支援制度（世帯の収入からみる貧困想定世帯別）

単位:%

		有効回答数（件）	子育て短期支援事業（ショートステイ）	ファミリー・サポート・センター	子ども食堂	フードバンクによる食料支援	学校が実施する学習支援	子どもの学習支援	その他	無回答
就学前児童	貧困想定世帯※	41	14.6	19.5	41.5	34.1	39.0	53.7	2.4	12.2
	その他世帯	547	12.1	17.9	24.3	6.0	34.9	41.5	4.4	24.9
小学生	貧困想定世帯※	37	10.8	8.1	37.8	13.5	37.8	43.2	5.4	27.0
	その他世帯	480	5.6	8.5	16.0	3.3	47.7	42.5	7.1	22.5

※貧困想定世帯:世帯の人数と世帯の収入から算定される等価可処分所得が122万円未満に該当すると想定される世帯

⑧市の子育て施策について

子育ての環境や支援について、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「ふつう」が最も多く、満足している人が約２割、満足していない人が約２割となっています。

日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人（全体・地区別）

上段:人数(人) 下段:割合(%)			有効回答者数	満足度が低い	やや満足度が低い	ふつう	やや満足度が高い	満足度が高い	無回答
就学前児童	全体		610	48	91	327	112	23	9
				7.9	14.9	53.6	18.4	3.8	1.5
	地区別	昭和	128	7	16	68	29	5	3
				5.5	12.5	53.1	22.7	3.9	2.3
		長浦	251	14	30	147	43	13	4
				5.6	12.0	58.6	17.1	5.2	1.6
		根形	70	8	15	28	17	1	1
				11.4	21.4	40.0	24.3	1.4	1.4
		平川	114	12	23	60	17	2	0
				10.5	20.2	52.6	14.9	1.8	0.0
		その他	41	4	6	22	6	2	1
				9.8	14.6	53.7	14.6	4.9	2.4
小学生	全体		531	29	75	326	73	20	8
				5.5	14.1	61.4	13.7	3.8	1.5
	地区別	昭和	155	5	18	98	27	4	3
				3.2	11.6	63.2	17.4	2.6	1.9
		長浦	211	12	31	131	24	9	4
				5.7	14.7	62.1	11.4	4.3	1.9
		根形	65	5	13	40	6	1	−
				7.7	20.0	61.5	9.2	1.5	0.0
		平川	94	7	13	53	15	5	1
				7.4	13.8	56.4	16.0	5.3	1.1
		その他	6	−	−	4	1	1	−
				0.0	0.0	66.7	16.7	16.7	0.0

市に期待することとしては、就学前児童保護者では「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」「小児救急医療体制の充実」の割合が高くなっています。

小学生保護者では「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」が最も高く、この項目は、就学前児童に比べても高くなっています。

子育ての環境や支援について、市に期待すること（就学前児童）

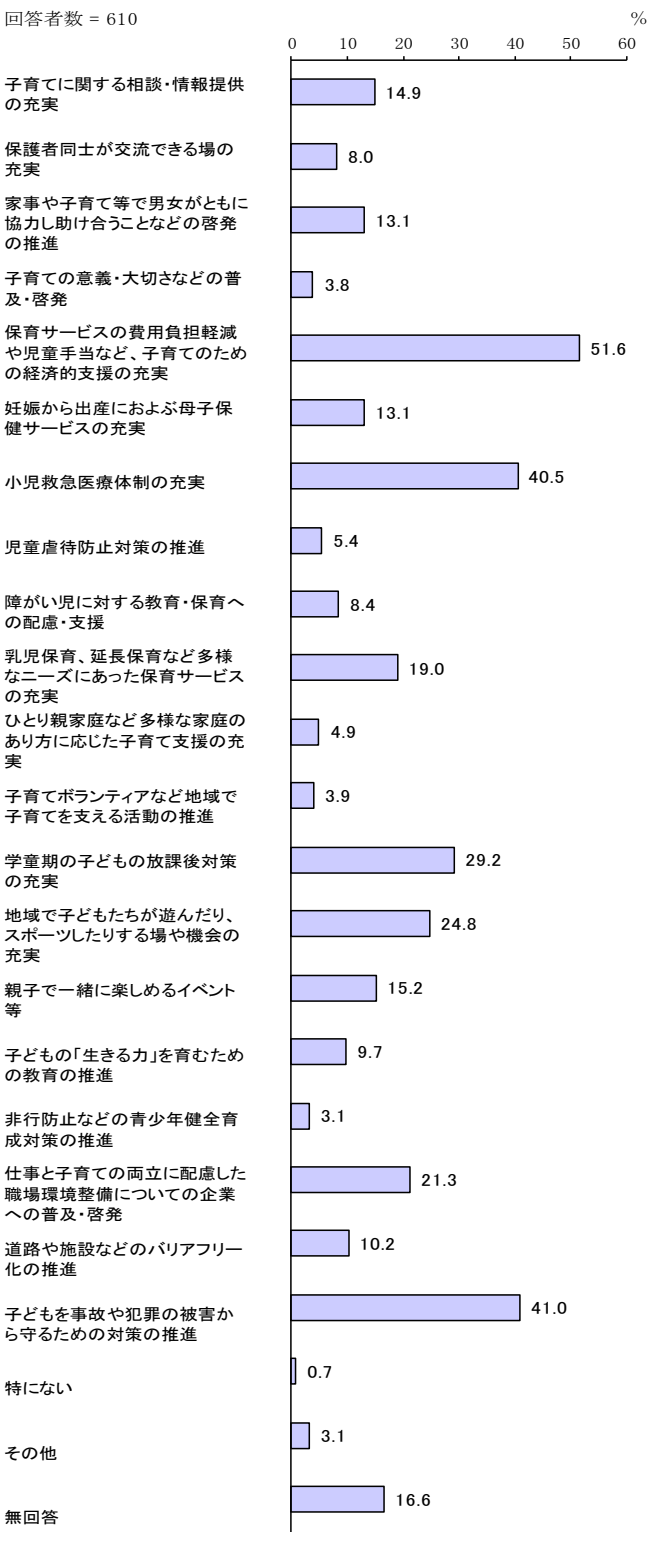

子育ての環境や支援について、市に期待すること（小学生）

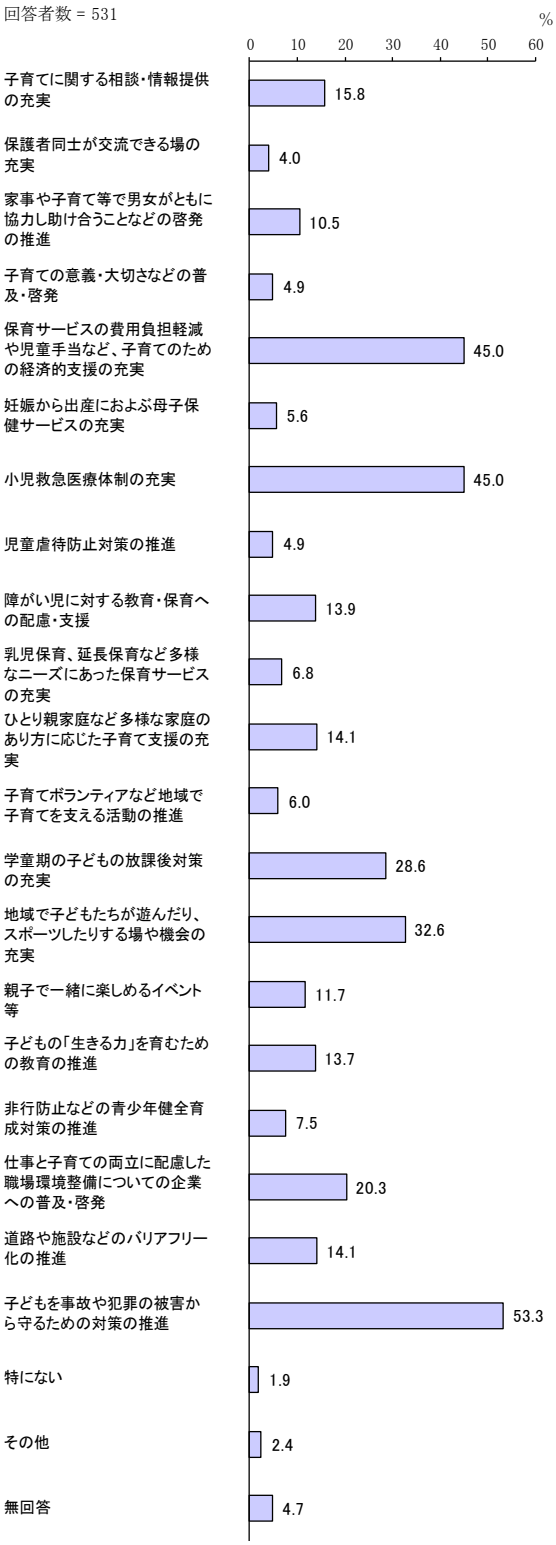

（3）ニーズ調査結果からみた課題

①子育ての孤立感や負担感解消のための支援体制の充実

子どもをみてもらえる親族・知人について、多くの保護者は、日常的に、あるいは緊急時・用事の際に親族にみてもらえる状況にありますが、子どもをみてもらえる親族・知人がいない保護者も１割ほどみられます。こうした家庭において、子育てに対する孤立感や負担感が深まらないよう、相談体制や一時的な預かりなどの支援体制を整備していくことが求められます。また、転入者に向けた相談窓口の周知方法を検討するなど、相談窓口を知ってもらうような取組みも必要です。

②母親の就労状況の変化をとらえた保育・教育ニーズへの対応

就労している母親が増加しており、また、就労していない母親においても今後の就労を希望する人が多くなっているなど、母親の就労意向は高まっています。それに伴い、保育ニーズが高まっており、特に低年齢児における保育で顕著に表れています。

待機児童を解消する取組みを継続するとともに、各地区ごとの子どもの数の動向も見据えて、保育・教育ニーズの変化に対応していくことが必要です。

また、放課後児童クラブの利用を希望する割合も増加しており、子どもの放課後等の居場所として、放課後児童クラブや放課後子ども教室などの運営の在り方の検討も含め、子どもの安全・安心な居場所を確保していくことが必要です。

③様々な子育て支援策の充実

市に期待する取組みとしては、子育てのための経済的支援の充実や小児救急医療体制の充実のほか、子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進も要望が高く、小学生保護者ではより顕著になっています。経済的負担軽減のための取組みを引き続き進めるとともに、子どもにとって安全・安心なまちづくりを進めていくことが求められます。

また、子どもの貧困が今日的な課題となるなか、世帯の収入からみる貧困想定世帯においては、「子ども食堂」「フードバンクによる食料支援」「子どもの学習支援」などに対するニーズが高く、子どもの成長を支えるために様々な支援策を検討していくことが求められます。こうした、多様化・複雑化する子どもや子育て家庭を取り巻く問題に対して、妊娠期から子育て期間まで切れ目のない支援を行い、各地域においてきめ細かい対応ができるよう、体制の充実を図っていくことが必要です。

5　子育て応援プランの進捗状況と今後の課題

（1）次世代育成支援・子育て支援施策の進捗状況

平成27年度からの「次世代育成支援行動計画」については、「袖ケ浦市子育て応援プラン」として「子ども・子育て支援事業計画」と一体的に策定し、推進しています。

施策・事業の進捗状況については、毎年度、個別事業の点検・評価を行い、その結果を公表しており、平成27年度末から平成30年度末にかけての評価結果は次のとおりです。平成30年度末の評価は、全101事業のうち、「Ａ：計画を上回って進んだ」は10事業（9.9%）、「Ｂ：計画どおり進んでいる」は85事業（84.2%）、「Ｃ：おおむね計画どおり進んでいる」は６事業（5.9%）となっており、ほぼ計画どおり施策に取り組んでいる状況です。

施策･事業の進捗状況評価結果

基本目標 － 施策	個別事業評価区分	平成27年度末評価 事業数	平成27年度末評価 評価	平成28年度末評価 事業数	平成28年度末評価 評価	平成29年度末評価 事業数	平成29年度末評価 評価	平成30年度末評価 事業数	平成30年度末評価 評価
Ⅰ　地域における子育ての支援	A評価	35	1 (2.9%)	35	3 (8.6%)	35	6 (17.1%)	35	8 (22.9%)
1 地域における子育て支援サービスの充実	B評価		33 (94.3%)		31 (88.6%)		27 (77.1%)		26 (74.3%)
2 保育サービスの充実	C評価		1 (2.9%)		1 (2.9%)		2 (5.7%)		1 (2.9%)
3 子育て支援ネットワークづくり	D評価		－		－		－		－
4 子どもの健全育成									
Ⅱ　母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進	A評価	13	－	15	－	15	－	15	－
1 切れ目ない妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実	B評価		12 (92.3%)		14 (93.3%)		14 (93.3%)		13 (86.7%)
2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	C評価		1 (7.7%)		1 (6.7%)		1 (6.7%)		2 (13.3%)
3 食育等の推進	D評価		－		－		－		－
4 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり									
Ⅲ　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	A評価	14	1 (7.1%)	14	－	14	－	14	1 (7.1%)
1 次代の親の育成	B評価		13 (92.9%)		14 (100.0%)		14 (100.0%)		13 (92.9%)
2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	C評価		－		－		－		－
3 家庭や地域の教育力の向上	D評価		－		－		－		－
4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進									
Ⅳ　子育てを支援する生活環境の整備	A評価	4	－	4	－	4	－	4	－
	B評価		3 (75.0%)		3 (75.0%)		3 (75.0%)		3 (75.0%)
1 安全な道路交通環境の整備	C評価		1 (25.0%)		1 (25.0%)		1 (25.0%)		1 (25.0%)
2 安心して外出できる環境の整備	D評価		－		－		－		－
Ⅴ　職業生活と家庭生活との両立の支援	A評価	3	－	3	－	3	－	3	－
	B評価		1 (33.3%)		1 (33.3%)		1 (33.3%)		1 (33.3%)
1 仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し等	C評価		2 (66.7%)		2 (66.7%)		2 (66.7%)		2 (66.7%)
2 仕事と子育ての両立の推進	D評価		－		－		－		－
Ⅵ　子どもの安全の確保	A評価	11	－	11	－	11	－	11	－
	B評価		10 (90.9%)		10 (90.9%)		10 (90.9%)		11 (100.0%)
1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	C評価		1 (9.1%)		1 (9.1%)		1 (9.1%)		－
2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	D評価		－		－		－		－
3 被害にあった子どもの支援の推進									
Ⅶ　要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	A評価	19	－	19	－	19	1 (5.3%)	19	1 (5.3%)
	B評価		19 (100.0%)		19 (100.0%)		18 (94.7%)		18 (94.7%)
1 児童虐待防止対策の充実	C評価		－		－		－		－
2 母子家庭等の自立支援の推進	D評価		－		－		－		－
3 障がい児施策の充実									
計画全体	A評価	99	2 (2.0%)	101	3 (3.0%)	101	7 (6.9%)	101	10 (9.9%)
	B評価		91 (91.9%)		92 (91.1%)		87 (86.1%)		85 (84.2%)
	C評価		6 (6.1%)		6 (5.9%)		7 (6.9%)		6 (5.9%)
	D評価		－		－		－		－

（注）基本目標間で重複する事業は除く。

＜評価基準：４段階＞

Ａ評価：計画を上回って進んだ

Ｂ評価：計画どおり進んでいる

Ｃ評価：おおむね計画どおり進んでいる

Ｄ評価：計画どおり進んでいない

（2）重点事業の取組み

施策・事業の推進にあたっては、地域の実情を踏まえ、喫緊に対応すべき７つの重点事業を定め、積極的に事業推進を図ってきました。

①地域の実情に応じた教育・保育サービスの提供と保育所（園）待機児童の解消

昭和地区や長浦地区では人口が増加している一方、他の地区では全体的な人口の減少がみられるなど、地域ごとに状況が異なることを踏まえ、各地域のニーズに応じた教育・保育サービスの提供体制の整備を推進するとともに、保育所（園）待機児童の解消を図るため、事業者による保育園、認定こども園等の施設整備及び地域型保育事業の整備を推進しました。

主な事業の実施状況

事業名	目標	主な取組み内容
待機児童解消のための保育所等の整備	1箇所整備	○私立大空保育園開設　定員 120 人 （平成 27 年4月） ○公立根形保育所定員変更　定員 90 人 → 120 人(平成 27 年4月) ○私立白ゆり保育園定員変更　定員 120 人 → 150 人(平成 28 年 11 月) ○私立みどりの丘保育園開設　定員 90 人(平成 29 年 12 月) ○私立幼保連携型認定こども園まりん開設(平成 30 年4月) 定員 240 人(うち幼児教育部分 90 人、保育部分 150 人)
待機児童解消のための地域型保育事業の推進	2箇所整備	○小規模保育事業私立みどりの風保育園開設(平成 28 年1月） 定員 19 人 ○事業所内保育事業 私立キッズガーデンひまわり開設(平成 30 年4月) 定員 70 人(うち従業員枠 50 人、地域枠 20 人) ○私立小規模保育事業スクルドエンジェル保育園袖ケ浦園Ⅰ・Ⅱ開設 （令和元年9月） 定員各 19 人

②認定こども園化の推進

人口の増減など地域の実情を勘案しつつ、多様な市民ニーズに対応するため、施設の認定こども園化を推進し、教育・保育サービスの提供体制の整備に努めました。

主な事業の実施状況

事業名	目標	主な取組み内容
認定こども園化の推進	推進	○私立幼保連携型認定こども園まりん開設(平成 30 年4月)

③放課後児童クラブの適正化

市内全小学校区での放課後児童クラブの運営及び助成を行っています。また、各放課後児童クラブにおける利用状況を勘案し、蔵波小学校区の放課後児童クラブの適正規模化による環境改善を図りました。

主な事業の実施状況

事業名	目標	主な取組み内容
放課後児童クラブの環境改善	1箇所 改善	○蔵波小学校区に学童保育子ども会館フレンドクラブ開設（平成 28 年4月） ○中川小学校の余裕教室に中川小学校区放課後児童クラブ開設（平成 29 年 10 月） ○蔵波小学校区に学童保育子ども会館第二開設（平成 31 年4月） ○昭和小学校及び根形小学校の敷地内に公設の放課後児童クラブを開設（平成 31 年4月）

④子ども・子育て家庭の交流の場、協働の場の充実

就学前の親子の交流の場として、また、市内の子育て関係団体等が、地域の中で積極的に子育て支援に関わっていけるような市民協働の地域拠点として、地域子育て支援拠点施設の機能強化に取り組むとともに、市内の子育て支援センターの充実・連携を図りました。

主な事業の実施状況

事業名	目標	主な取組み内容
地域子育て支援拠点事業	平川地区 1箇所設置	○私立みどりの丘保育園及び私立幼保連携型認定こども園まりんで新たに子育て支援センターを開始（平成 30 年度）

⑤子育て情報提供の充実と相談機能強化

「子ども」「子育て」をテーマとしたポータルサイト「はっぴー．ネット」を開設しており、子育てに関係する各種情報の提供や、市内子育て団体による各種イベントやサービス等の情報を各団体が発信しています。

また、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する不安の解消を図るとともに、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、相談機能の強化を図りました。

主な事業の実施状況

事業名	目標	主な取組み内容
子育て世代包括支援事業	新規	○子育て世代総合サポートセンターを開設（平成 29 年4月） ○専門職員による相談支援を実施

⑥子育て支援ネットワークの推進

子育て関係の担当部署や子育て関係施設、子育て関係ＮＰＯ・ボランティア等が、子育て環境をめぐる現状を把握し、問題解決に向けて検討する「子育て支援ネットワーク会議」を定期的に開催し、子育て環境推進のために連携して取り組んでいます。

主な事業の実施状況

事業名	目標	主な取組み内容
地域子育て支援ネットワークの推進	継続	○子育て支援ネットワーク会議の開催 ○子育て世代総合サポートセンターの保育所（園）や子育て支援センター等への訪問による連携の強化

⑦家庭・地域の教育力の向上

学校、家庭、地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚し、地域全体で教育に取り組む体制をつくるため、地域の教育力の向上を図るとともに、家庭を基礎とした地域・学校との円滑な支援のための連携強化に取り組んでいます。

主な事業の実施状況

事業名	目標	主な取組み内容
学校教育と関係機関の連携強化	継続	○スクールカウンセラーの配置、各種相談機関と連携した相談活動の実施
子どもを育む学校・家庭・地域連携事業	継続	○学校支援ボランティアの周知 ○地域行事等における「子育ての提言」チラシの配布

（3）基本目標別成果指標と今後の課題

本市では、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な子育て支援施策の取組みを検討していくため、個別事業レベルの進捗状況（アウトプット）に加え、平成24年度から年１回のペースで「子育てアンケート」を実施し、個別事業を束ねた施策レベル、計画レベルの成果指標（アウトカム）を経年的に測定しています。

平成28年度から令和元年度における調査は、小学校在学生までの保護者1,100人を対象に、郵送配布・郵送回収にて実施しており、以下にその主な結果についてまとめます。

子育てアンケート調査の調査票回収結果

実施年度	調査時期	回収数
平成 28 年度	平成 28 年7月1日～22 日	481 人(回収率:43.7%)
平成 29 年度	平成 29 年6月1日～23 日	566 人(回収率:51.5%)
平成 30 年度	平成 30 年6月1日～22 日	575 人(回収率:52.3%)
令和元年度	令和元年5月 20 日～6月7日	527 人(回収率:47.9%)

■ 基本目標Ⅰ「地域における子育ての支援」（35事業）

①計画期間中の主な取組みと成果指標

地域における子育てを支援するため、重点事業として掲げた取組みのほか、一時預かり、延長保育、病児保育、病後児保育といった教育・保育サービスや保育料の軽減、子ども医療費の助成、ファミリー・サポート・センター、子育てポータルサイトなど、子育て支援に関わる事業を計画的に実施してきました。

成果指標について、「子育てに関して楽しいと感じる割合」は、多少の増減はあるものの、おおむね横ばいとなっています。

「子育てに関して身近で気軽に相談できる人がいる割合」は、おおむね横ばいで推移してきましたが、令和元年度は減少がみられます。

「学校等以外で子どもが交流できる場を持てていると感じる割合」は52.6%となっており、平成28年度以降は減少傾向にあります。

基本目標Ⅰに係る成果指標の経年変化

成果指標	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
子育てに関して楽しいと感じる割合	62.2%	65.2%	63.8%	66.0%
子育てに関して身近で気軽に相談できる人がいる割合	94.0%	94.3%	93.4%	90.7%
学校等以外で子どもが交流できる場を持てていると感じる割合	57.2%	55.0%	54.4%	52.6%

②今後の課題・方向性

教育・保育施設の拡充に努めているものの、例年、希望する教育・保育施設に入所できない入所待ち児童が発生しています。

また、ニーズ調査の結果からは、就労意向をもつ母親が増加し、教育・保育施設をはじめとした多様なニーズがあることが読み取れます。教育・保育サービスの充実にあたっては、教育・保育の質の確保及び量的拡充と、延長保育、休日保育、病児・病後児保育事業等の更なる充実を図り、保護者の育児負担の軽減を図っていく必要があります。

さらに、放課後児童クラブの利用希望が増加する一方で、「学校等以外で子どもが交流できる場を持てていると感じる割合」は減少傾向で推移していることから、放課後児童クラブや放課後子ども教室などの子どもの安全・安心な居場所の確保と共に、子ども同士の交流の場、他世代との交流の場の確保を図っていく必要があります。

■ 基本目標Ⅱ「母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進」（15事業）

①計画期間中の主な取組みと成果指標

母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進のため、妊婦健康診査助成、育児支援のための相談、幼児期にあわせた生活習慣の指導を実施しており、平成29年４月からは産前産後ヘルパー派遣事業、離乳食と歯の相談会（月１回）を、平成30年５月からは産後ケア事業を開始するなど、取組みの充実を図ってきました。

成果指標について、「子どもを産み育てやすいと感じる割合」は、年度ごとに増減はあるものの、70%前後で推移しています。

「子どもが健康的な食生活を身に付けていると感じる割合」は増加傾向で推移しており、令和元年度は減少に転じたものの、平成28年度の水準を上回る75.5%となっています。

基本目標Ⅱに係る成果指標の経年変化

成果指標	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
子どもを産み育てやすいと感じる割合	72.0%	67.5%	71.7%	68.3%
子どもが健康的な食生活を身に付けていると感じる割合	74.9%	76.3%	78.4%	75.5%

②今後の課題・方向性

健康診査におけるむし歯のある者の推移や成果指標の結果からも取組みの成果が表れています。今後も引き続き、妊産婦、乳幼児に関する切れ目のない支援体制の充実と母子保健サービスの充実に取り組み、「子どもを産み育てやすいと感じる割合」等の向上を図ります。

■ 基本目標Ⅲ「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」（14事業）

①計画期間中の主な取組みと成果指標

きめ細かな指導のための基礎学力向上支援教員や特別支援教員の配置、外国語指導助手を活用した国際理解教育の推進、教育相談活動充実のためのスクールカウンセラーや心の相談員の配置、高度情報通信社会に対応するための情報教育の推進、学校司書の配置などによる学校図書館の機能の向上と調べ学習への取組みなどを通じ、教育環境の整備を進めてきました。

成果指標について、「子どもが主体的に生きていくための力を育む教育環境があると感じる割合」は、若干ではあるものの、減少傾向で推移していましたが、令和元年度には平成28年度並みの水準に回復しています。

「子どもが自然・社会・文化体験をしやすい環境だと感じる割合」は平成29年度に増加し、令和元年度も66.5%と平成28年度を上回っています。

基本目標Ⅲに係る成果指標の経年変化

成果指標	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
子どもが主体的に生きていくための力を育む教育環境があると感じる割合	68.8%	68.5%	67.7%	69.0%
子どもが自然・社会・文化体験をしやすい環境だと感じる割合	61.9%	67.1%	66.3%	66.5%

②今後の課題・方向性

学校を取り巻く環境や保護者からの学校に対するニーズは絶えず変化しています。

これらに対応していくため、引き続き教育環境の整備に努めていくとともに、家庭を基礎としつつ、地域全体で教育力の向上を図るための体制構築に取り組んでいく必要があります。

■ 基本目標Ⅳ「子育てを支援する生活環境の整備」（４事業）

①計画期間中の主な取組みと成果指標

安心して子育てをする環境づくりとして、道路や公園の整備のほか、「市交通バリアフリー基本構想」に基づき、重点整備地区として位置づけた長浦駅周辺地区及び袖ケ浦駅周辺地区のバリアフリー整備を推進してきました。

成果指標について、「道路・公園・交通機関等が安全で使いやすいと感じる割合」は、増加傾向にあり、令和元年度には53.4%と過半数を超えています。

基本目標Ⅳに係る成果指標の経年変化

成果指標	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
道路・公園・交通機関等が安全で使いやすいと感じる割合	45.3%	49.7%	49.1%	53.4%

②今後の課題・方向性

成果指標の結果からも取組みの成果が表れており、今後も引き続き子育て世帯が安心して子育てをできる生活環境の整備を推進していきます。

■ 基本目標Ⅴ「職業生活と家庭生活との両立の支援」（３事業）

①計画期間中の主な取組みと成果指標

計画期間中は、男女共同参画セミナーの開催や県等が作成するパンフレットの配布等を通じて仕事と生活の調和実現のための啓発活動を実施してきました。

成果指標について、「仕事と生活の両立が図られていると感じる割合」は、多少の増減はあるものの、おおむね横ばいとなっています。

基本目標Ⅴに係る成果指標の経年変化

成果指標	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
仕事と生活の両立が図られていると感じる割合	62.8%	65.6%	62.6%	65.5%

②今後の課題・方向性

共働き世帯の増加や就労意向をもつ母親が増加している状況から、働きながら子育てをする世帯のニーズに、いかに対応するかが益々重要となります。このため、企業等において、子育てをする人が気兼ねなく育児休業等を取得できるよう、制度利用の周知や職場の理解を図っていく必要性があります。

また、ニーズ調査結果をみると育児休業からの職場復帰については、現状では希望の時期に復帰できない人も見られることから、低年齢児の保育受入体制の整備とともに、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進を図っていく必要があります。

■ 基本目標Ⅵ「子どもの安全の確保」（11事業）

①計画期間中の主な取組みと成果指標

子どもの交通安全を確保するため、交通安全教室などを実施してきました。

また、ボランティア等によるパトロール活動や子ども１１０番連絡所の設置等、児童の見守りや地域の防犯に努めてきました。

成果指標について、「地域における防犯活動が活発であると感じる割合」は、減少傾向で推移しています。

「子どもに係る事故や犯罪が少なくなったと感じる割合」は、令和元年度に34.7%と増加したものの、30%台と低水準で推移しています。

基本目標Ⅵに係る成果指標の経年変化

成果指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
地域における防犯活動が活発であると感じる割合	45.7%	45.4%	41.9%	43.1%
子どもに係る事故や犯罪が少なくなったと感じる割合	31.0%	30.7%	31.9%	34.7%

②今後の課題・方向性

子どもの関係する交通事故は少ないものの、県内では自転車の関係する事故が全体の２割となっているほか、ニュースなどからも、子どもが巻き込まれる事故や犯罪がみられます。子育てアンケートでも「子どもに係る事故や犯罪が少なくなったと感じる割合」は低い状況が続いているほか、ニーズ調査でも「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」は上位にあげられているなど、保護者のニーズも高くなっており、より一層子どもの安全を確保するための施策を推進していく必要があります。

■ 基本目標Ⅶ「要支援児童への対応などきめ細かな取組みの推進」（19事業）

①計画期間中の主な取組みと成果指標

要保護児童対策地域協議会、実務者・個別支援会議等を開催し、要保護・要支援児童に対する個別の対応や児童の虐待防止、早期発見・早期対応等に取り組んできました。

成果指標について、「児童の虐待の防止など子どもを地域全体で見守る取組みが進んでいると感じる割合」は、平成28年度を上回り30％台となっているものの、依然として低水準で推移しています。

基本目標Ⅶに係る成果指標の経年変化

成果指標	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
児童の虐待の防止など子どもを地域全体で見守る取組みが進んでいると感じる割合	29.1%	32.4%	31.6%	31.1%

②今後の課題・方向性

児童虐待を防止するためには、地域全体で子どもを守る支援体制を整備し、発生予防から保護・支援までのあらゆる段階において、関係機関が相互に情報を共有し、取り組むことが極めて重要です。今後も引き続き、要保護・要支援児童に対する対応の充実を図っていく必要があります。

また、障がい児福祉計画に基づき、障がいに対応して年齢の節目ごとに切れ目なく自立生活を支援する体制の充実を図っていく必要があります。

第３章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

子どもの笑顔がかがやき、安心して子育てできるまち

本市では、次世代育成支援対策推進法に基づき、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備に取り組むため、平成17年度に、次世代育成支援行動計画を策定しました。計画の推進にあたっては、市が実施している施策や事業について、毎年推進状況を検証し、その結果を翌年以降の実施に反映させるＰＤＣＡサイクルを行ってきました。

また、子ども・子育て支援法により策定が義務づけられた「子ども・子育て支援事業計画」についても、次世代育成支援行動計画の評価と、今後の少子化と子育てに関するニーズの増加・多様化という２つの要素を見定めながら、これまで連綿と取り組んできた子ども・子育て分野の事業拡充を図ってきました。

一方で、望ましい子育て環境は、単に保育サービスや子育て支援メニューを充実したり、子育て家庭への経済的支援を行うだけで実現できるものではありません。「家庭」「地域」「行政」が少子高齢社会の現状と課題について正しく認識した上で、それぞれの責任と立場で、子どもを取り巻く環境について考え、安全・安心な子育て環境の推進に取り組むことが必要です。

こうした考え方に基づき、本計画の基本理念については、「子どもの笑顔がかがやき、安心して子育てできるまち」としました。

「家庭」「地域」「行政」の三者が協働しながら、地域全体で子どもや子育て家庭への理解を深めて支援し、子育てをめぐる様々な課題解決に取り組むとともに、これまでの取組みを発展させることによって、子どもの健やかな育ちと、すべての家庭が喜びや生きがいを感じながら、安全で安心して子育てができるまちを目指します。

2　計画推進のための基本的視点

本市では、これまで様々な視点から、子ども・子育て事業分野における施策の推進を図ってきました。本計画においても、次の基本的視点に立ち、基本理念の実現に努めるものとします。

妊娠・出産・子育てに関わる切れ目のない支援の視点

近年、核家族化の進展、共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、子育てをめぐる地域や家庭の状況が変化している中、子育てに関わるライフステージの各場面において様々な支援が求められています。

誰もが安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産期から切れ目のない子育て支援を行い、家庭や子どもを持ちたいというすべての人々の希望を実現できる社会を目指します。

すべての子どもを支える視点

子どもの乳児期、幼児期、学童期といった発達段階や、一人ひとりの個性を踏まえ、個々の発達に合わせた適切で質の高い子育て支援サービスを確保し、すべての子どもが健やかに成長できる社会、子どもの最善の利益が実現される社会を目指します。

また、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況などにより、社会的支援を必要とする子どもや家庭を確実に把握し、自立支援の観点も踏まえた適切な支援に結びつける、子どもの健やかな育ちを等しく保障する社会を目指します。

地域全体で支える視点

保護者が、子育てについて責任を有していることを前提としつつ、市が子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心を深め、それぞれの役割を果たすことができる社会を目指します。

また、育児休業及び短時間勤務の取得など、子育て支援に係る職場環境づくりを促進し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を図ることができる社会を目指します。

3　施策体系

基本的視点のもと、基本理念に掲げるまちの実現に向け、次の施策体系により、計画を推進します。計画の推進にあたっては、これまでの施策・事業の取組みや市民ニーズ等を踏まえ、施策の追加や強化（事業の充実）を行うことで、計画を推進し、指標等の改善につなげていきます。

計画の施策体系

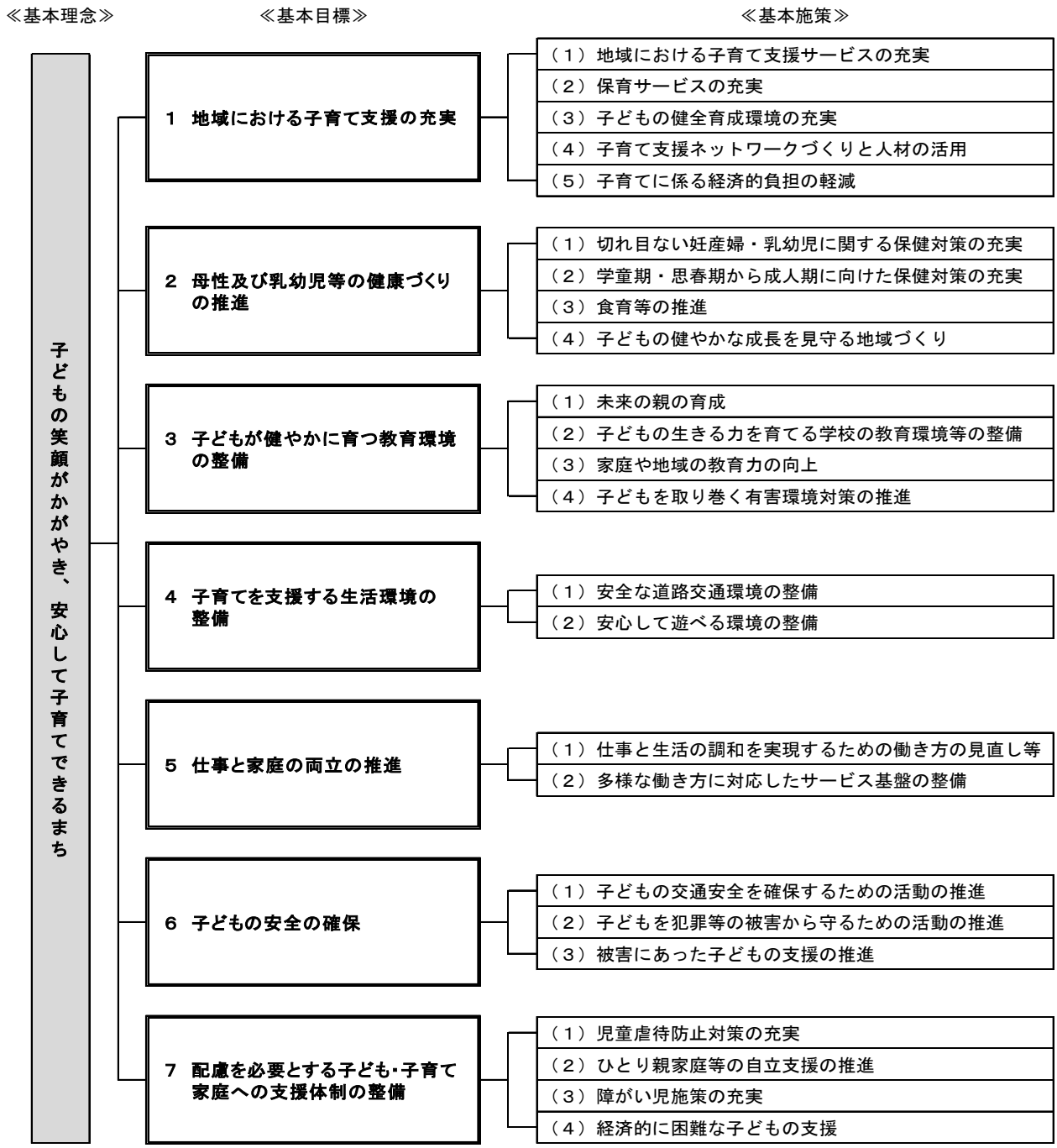

第４章　施策の展開

１　地域における子育て支援の充実

すべての子育て家庭が安心して子育てができるように、地域における子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育てを地域で支える環境づくりに向けた関係機関との連携を強化し、地域ぐるみで子育てを支えるネットワークづくりを推進します。

また、幼児教育・保育の無償化と併せて、必要な助成を行うことにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

目指す姿

■ すべての子育て家庭が必要とするサービスを受けることができています。

■ 保護者の育児の不安や負担が軽減され、肯定感を持って子育てをしています。

■ 子育てが地域の人に支えられ、孤立感や子育てに対する不安が解消しています。

【成果指標と目標値】

指　標	現状値 （令和元年度）	目標値 （令和6年度）
保育施設における待機児童数	28 人	0 人
子育てに関して楽しいと感じる割合（子育てアンケート）	66.0%	68%以上
子育てに関して身近で気軽に相談できる人がいる割合（子育てアンケート）	90.7%	現状値以上
学校等以外で、子ども同士や他の世代との交流ができる場を持てていると感じる割合（子育てアンケート）	52.6%	57%以上

（１）地域における子育て支援サービスの充実

核家族化の進行や共働き世帯の増加など、子育てをめぐる環境は大きく変化しており、家庭における子育て負担は厳しさを増しています。また、社会経済や地域社会の変化に伴って、妊娠、出産、子どもの健全育成に至るニーズは大きく変化してきており、子育てに関する多様なニーズへの適切な対応が求められています。

このため、一時預かりや病児・病後児保育事業等、地域における子育て支援サービスの更なる拡充に取り組みます。また、これらのサービスを必要とする方が的確に利用できるように、広報紙や「子育てポータルサイト」「すくすく子育てぶっく・すくすく子育てマップ」等を活用して、子育て支援サービスの情報提供に努めます。

さらに、各種相談支援体制を整備するとともに、身近な地域において、保護者が子ども連れで気軽に交流でき、かつ、子育てについての相談・助言が受けられる場の充実に努め、保護者の育児負担の軽減を図ります。

【具体的事業】★は子ども・子育て支援事業計画

No.	事業名	事業内容	担当課
1-1	★子育て世代包括支援事業	妊娠から出産、子育てまで、すべてのライフステージに関する相談を受け、必要な支援へとつなぐ、子育て世代総合サポートセンターを運営します。	子育て支援課 健康推進課
1-2	★地域子育て支援拠点事業	出産から育児まで、子育てに関する情報提供や専門職による相談対応・助言を行うとともに、各種講座やイベントを開催することで、親子同士が交流を図ることのできる地域子育て支援センターを運営又は助成します。	保育課
1-3	産前産後ヘルパー派遣事業	家族等から十分な家事・育児などの援助が受けられない母親が安心して子育てできるよう、産前産後において有償のヘルパー派遣サービスを提供します。	子育て支援課
1-4	★ファミリー・サポート・センター事業	育児援助の希望者（利用会員）と援助希望者（提供会員）が会員となり、地域における育児の相互援助活動を推進するため、ファミリー・サポート・センターの提供会員の増員等、支援体制の強化に取り組みます。	子育て支援課
1-5	★子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）	保護者の疾病その他理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合等に、児童養護施設において一定期間、養育・保護を行います。	子育て支援課
1-6	★病後児保育	病気やけがなどの回復期にあり集団保育が困難な児童であり、様々な事情で保護者が保育することが困難な場合に、専用スペースで一時的に保育する病後児保育を実施します。	保育課
1-7	★病児保育	病気やけがなどにより集団保育が困難な児童であり、様々な事情で保護者が保育することが困難な場合に、専用スペースで一時的に保育する病児保育を実施します。	保育課
1-8	★一時預かり事業等	保護者の急な疾病や冠婚葬祭などの理由で一時的に家庭での保育が困難な場合に、保育所（園）において保育を行います。	保育課
1-9	★幼稚園における預かり保育	保育を必要とする保護者のニーズに対応するため、通常の教育時間の前・後等に預かり保育を実施します。	学校教育課
1-10	★放課後児童健全育成事業	市内全小学校区で放課後児童クラブを運営又は助成します。	子育て支援課
1-11	★放課後児童クラブの環境改善	児童数や申込数の動向を見据えながら、余裕教室の活用や学校敷地内の建設などにより、放課後児童クラブを整備します。	子育て支援課
1-12	子育てポータルサイトの活用・その他子育て情報の充実	子育て支援ポータルサイトを活用し、子育て情報の閲覧を容易にするとともに、市内子育て関連団体の情報提供を行います。併せて「すくすく子育てぶっく・すくすく子育てまっぷ」の配布による紙媒体での情報提供を行います。	子育て支援課
1-13	各種相談	家庭児童相談、母子・父子自立支援相談、保育所（園）巡回相談、利用者支援事業（★）、教育相談、訪問相談、医療機関と連携した教育相談、就学相談、県立槇の実特別支援学校教諭による巡回相談（幼稚園、保育所）、療育に関する相談支援を実施します。	子育て支援課 保育課 学校教育課 総合教育センター 障がい者支援課

（2）保育サービスの充実

子どもと子育て家庭が安心して保育サービスを利用することができるよう、保育所（園）等の整備をはじめ、地域型保育事業、延長保育・障がい児保育の充実や、効率的な施設運営方策の検討など、ハード・ソフトが一体となった保育サービスの拡充を推進します。

あわせて、保育施設への入所を希望しているものの、入所待ちとなっている児童が、やむを得ず一時預かりや認可外保育施設を利用する場合の、保護者の経済的負担の軽減に取り組みます。

また、保育の質の向上のため、保育士の外部研修の充実や、保育所（園）内における自主研修の実施等による人材育成に努めるとともに、保育士の負担軽減や保護者の利便性向上のため、保育所業務のＩＣＴ化を推進します。

【具体的事業】★は子ども・子育て支援事業計画、【新規】は本計画より新たに計画事業となった事業

No.	事業名	事業内容	担当課
1-14	★通常保育	就労等の理由により、保護者自らが保育することが困難な場合に、保護者に代わって保育します。	保育課
1-15	★延長保育	保護者の多様な就労形態に応えるため、通常の開所時間を超えて保育します。	保育課
1-16	★障がい児保育	児童の健全な発達を支援するため、障がいを持っているものの、集団で保育することが可能な児童について保育します。	保育課
1-17	★私立保育園施設の支援	一時預かり、延長保育、休日保育、病児保育など特別な保育サービスを提供する私立保育施設を支援します。	保育課
1-18	★保育士等の資質・専門性の向上・保育基盤の強化	保育協議会を活用した保育士の外部研修の充実や、保育所（園）内における自主研修の実施等による人材育成に努めます。	保育課
1-19	保育所業務効率化推進事業【新規】	保育士の負担軽減や保護者の利便性向上を図るため、保育所へシステムを導入し、業務効率化と更なる保育の充実に努めます。	保育課
1-20	入所待ち補助金事業【新規】	保育施設への入所を希望しているものの、入所待ちとなっている児童が、やむを得ず一時預かりや認可外保育施設を利用する場合に、保護者の経済的負担を軽減します。	保育課
1-21	★待機児童解消のための保育所等の整備	待機児童を解消するため、事業者による施設整備を推進します。	子育て支援課
1-22	★待機児童解消のための地域型保育事業の推進	待機児童を解消するため、事業者による地域型保育事業を推進します。	子育て支援課
1-23	★市立保育所、市立幼稚園のあり方検討	保育ニーズや施設の維持管理状況を踏まえながら、市立保育所及び市立幼稚園の将来のあり方について検討し、効率的な管理運営方法を推進します。	子育て支援課 保育課 学校教育課

（3）子どもの健全育成環境の充実

放課後や週末等に、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりを進めるとともに、小中学生の自然体験、総合型地域スポーツクラブ等、多様な体験活動の場や学習機会を提供して、児童の健全育成に取り組みます。

また、共働き家庭等の小学生の遊び・生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、新・放課後子ども総合プランも踏まえ、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を推進します。

【具体的事業】★は子ども・子育て支援事業計画

No.	事業名	事業内容	担当課
1-24	★保育所（園）の園庭開放	自宅で保育している親子のため園庭を開放し、地域の子ども同士のふれあいと交流の場を提供します。	保育課
1-25	地域世代間交流事業	地域における世代間交流活動を実施し、児童と地域の高齢者との交流を図ります。	保育課
1-26	子どもの遊び場の適正管理等	子どもの遊び場の適正な維持管理に努めます。	子育て支援課
1-27	放課後子供教室推進事業	放課後の学校施設を活用し、子どもの安全・安心な活動場所を提供します。異学年活動、地域住民との世代間交流などを実施し、心豊かで健やかな児童の育成と地域の教育力の向上を図ります。	生涯学習課
1-28	青少年教育推進事業	児童等を対象に自然体験や社会体験などの機会を提供し、心豊かなたくましい子どもを育成するため、青少年育成団体への支援や講座等を実施します。	生涯学習課 市民会館 各公民館
1-29	青少年健全育成団体への支援	地域の青少年健全育成団体を支援し、地域全体で子どもを育む活動を推進します。	生涯学習課 市民会館 各公民館
1-30	総合型地域スポーツクラブ活性化事業	スポーツ、レクリエーション等の活動を通して、地域の子どもから高齢者まで共に活動できる市内５地区の総合型地域スポーツクラブの活性化を図り、地域住民の交流促進を目指します。 ・５地区の連携を目的とした連絡協議会の運営 ・スポーツイベントの実施（スポーツ教室、交流大会、ウォーキングフェスタ） ・クラブマネージャーの育成	体育振興課
1-10 【再掲】	★放課後児童健全育成事業	市内全小学校区で放課後児童クラブを運営又は助成します。	子育て支援課
1-11 【再掲】	★放課後児童クラブの環境改善	児童数や申込数の動向を見据えながら、余裕教室の活用や学校敷地内の建設などにより、放課後児童クラブを整備します。	子育て支援課

（4）子育て支援ネットワークづくりと人材の活用

子育て家庭に対して、きめ細かな子ども・子育て支援サービスや保育サービスを提供することと併せて、地域における子育て支援ネットワークの形成を促進し、各種の子ども・子育て支援が、利用者に十分認知されるよう、多様な情報提供に努めます。

また、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育て支援を行っているボランティア・ＮＰＯとの子育てイベントの共催実施や、各種団体への必要な支援を行い、地域における子育て支援の担い手となる人材の確保、活用を図ります。

【具体的事業】★は子ども・子育て支援事業計画、【新規】は本計画より新たに計画事業となった事業

No.	事業名	事業内容	担当課
1-31	地域子育て支援ネットワークの推進	子育てに係る庁内担当部課、相談機関、保育所（園）、幼稚園、学校、放課後児童クラブ、児童館等の実施機関、子育てボランティア・ＮＰＯ等との連携強化、相談体制の充実を図ります。	子育て支援課 保育課
1-32	子育て支援ボランティア・ＮＰＯへの支援	地域で子育て支援を行っているボランティア・ＮＰＯへの支援、子育てイベントの共催を実施します。	子育て支援課 保育課
1-33	子どもを育む学校・家庭・地域連携事業	学校、家庭、地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚し、地域全体で教育に取り組む体制をつくり、地域の教育力の向上を図ります。	学校教育課
1-34	青少年育成袖ケ浦市民会議・地区住民会議	青少年育成関係団体で組織する青少年育成袖ケ浦市民会議とその下部組織の地区住民会議を支援し、学校・家庭・地域が連携して、地域ぐるみで青少年の健全育成を図る体制作りを推進します。	生涯学習課 市民会館 各公民館
1-35	地域福祉活動団体支援事業【新規】	地域コミュニティの形成を目的として、主に、子ども食堂や学習支援事業など、貧困家庭やひとり親家庭の子ども及び保護者への支援活動を行う団体を支援します。	地域福祉課
1-4 【再掲】	★ファミリー・サポート・センター事業	育児援助の希望者（利用会員）と援助希望者（提供会員）が会員となり、地域における育児の相互援助活動を推進するため、ファミリー・サポート・センターの提供会員の増員等、支援体制の強化に取り組みます。	子育て支援課
1-12 【再掲】	子育てポータルサイトの活用・その他子育て情報の充実	子育て支援ポータルサイトを活用し、子育て情報の閲覧を容易にするとともに、市内子育て関連団体の情報提供を行います。併せて「すくすく子育てぶっく・すくすく子育てまっぷ」の配布による紙媒体での情報提供を行います。	子育て支援課

（５）子育てに係る経済的負担の軽減

ひとり親世帯をはじめ、多くの子育て世帯は経済的な負担や不安を抱えています。

このため、中学生までの子どもの医療費助成や幼児教育・保育の無償化実施に伴う子育てのための施設等利用給付を円滑に実施し、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。

【具体的事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
1-36	幼児教育・保育の無償化【新規】	幼稚園や保育施設などに通う３歳以上の児童の保育料を無償とします。また、３歳未満で保育を必要とする住民税非課税世帯の児童の利用料についても無償とします。	保育課 学校教育課
1-37	中学生までの子どもの医療費助成	子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、中学生までの医療費、調剤費等の一部を助成します。	子育て支援課

幼児教育･保育の無償化について

【対象者】

○幼稚園、保育所（園）又は認定こども園などを利用する３歳から５歳の子ども

○住民税非課税世帯の０歳から２歳の子ども

※児童の年齢は各年度の４月１日が基準日となります。

※幼稚園は、満３歳を迎えた日から対象となります。

※幼稚園以外の施設は、３歳になった最初の４月から就学前までの期間が対象となります。

【対象サービスと無償化の内容】

対象となる施設	対象となるサービス	無償化の内容
幼稚園	幼稚園（新制度）	保育料を無償化
	幼稚園（新制度未移行）	月額 25,700 円まで無償化
	預かり保育 ※保育の必要性の認定が必要	月額 11,300 円まで無償化（住民税非課税世帯の満 3 歳の子どもは月額 16,300 円まで無償化）
認定こども園	認定こども園 ※保育園部分利用の方は、保育の必要性の認定が必要	保育料を無償化
認可保育所（園）など	保育所（園）、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育 ※保育の必要性の認定が必要	保育料を無償化
認可外保育施設など	認可外保育施設、一時預かり、病児保育、病後児保育、ファミリーサポートセンター ※保育の必要性の認定が必要	月額 37,000 円まで無償化（住民税非課税世帯の 0 歳から 2 歳の子どもは月額 42,000 円まで無償化）
就学前の障がい児の発達支援施設	児童発達支援、保育所等訪問支援など	利用者負担を無償化 ※ほかの施設などを併用の場合、両方とも無償

※その他、企業主導型保育も対象となります。

※食材費、行事費、通園送迎費などは、原則実費負担となります。

【無償化のための手続き等】

○無償化のための保育給付を受けるには、市から認定を受けている必要があります。また、保育の必要性の認定が必要なサービスもあります。

○保育の必要性の認定とは、就労等の理由により、保護者にかわって子どもを保育する必要性があることの認定です。

2　母性及び乳幼児等の健康づくりの推進

安心して妊娠・出産・子育てができ、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、保健・医療、福祉及び教育の各分野の連携を図りつつ、母子保健の充実及び親や家庭の健康づくり支援、地域・学校・企業等のネットワークの構築を目指します。

また、思春期特有の体や心の問題について正しい知識の啓発・指導、未成年者の喫煙、飲酒、薬物乱用の防止対策等を実施していくとともに、食を通じた豊かな人間性の形成、家族関係づくりによる心身の健全育成を図ります。

目指す姿

■ 妊娠期からの切れ目ない支援により、妊娠期間を健やかに過ごすとともに、安心して出産に臨み、子育てすることができています。

■ 子どもたちが健康に対する理解や健康づくりの大切さを認識するとともに、自主的に健康管理を行いながら、健康で安全な生活を送っています。

■ 幼児期からの食育に対する意識づけと主体的な取組みの実践により、食を通じて健全な身体と豊かな心を育んでいます。

【成果指標と目標値】

指　標	現状値 （令和元年度）	目標値 （令和6年度）
子どもを産み育てやすいと感じる割合（子育てアンケート）	68.3%	70%以上
子どもが健康的な食生活を身に付けていると感じる割合（子育てアンケート）	75.5%	79%以上

（1）切れ目ない妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実

子育て家庭の不安や負担を軽減することは、安心して子どもを産み、育てられるまちづくりを進める上で重要な要素の一つとなります。

このため、妊娠から出産、子育てまで、すべてのライフステージに関する相談を受け、保健、医療、福祉及び教育分野との連携を図りつつ、必要な支援へとつなげていきます。

また、母子保健の国民運動計画である「健やか親子２１」の趣旨を十分踏まえ、母子保健計画策定指針に基づき、本計画の一部に母子保健計画を組み込み、切れ目のない妊産婦・乳幼児への支援体制の構築と母子保健サービスの充実を図ります。

【具体的事業】★は子ども・子育て支援事業計画、【新規】は本計画より新たに計画事業となった事業

No.	事業名	事業内容	担当課
2-1	母子保健に関する各種相談・教室	安全な妊娠・出産と健全な育児を促すことができるよう、妊娠期から乳幼児期の生活習慣（保健・歯科・栄養）について、相談や教室で指導を行います。また、発達段階に応じた事故防止方法について情報提供を行います。	健康推進課
2-2	★妊婦・乳児健康診査	安心して妊娠・出産できるよう妊婦一般健康診査受診券を母子手帳交付時に交付するとともに、ハイリスク妊婦等への支援を強化します。	健康推進課
2-3	妊産婦・新生児訪問指導	正常な妊娠・出産を迎えるための妊婦の保健指導を実施します。また、産婦及び新生児の健康や育児支援を行います。	健康推進課
2-4	産後ケア事業【新規】	産後４か月までの母親と赤ちゃんを対象に、産後における心身の不調や育児への不安等の解消のため、乳房ケアや授乳指導、心身のケアなどの支援を実施します。	健康推進課
2-5	巡回歯科保健指導（乳幼児）【新規】	幼児を対象に、口腔衛生に関する正しい知識と理解を促すため、保育所（園）・幼稚園等への巡回歯科保健指導を実施します。	健康推進課
2-6	幼児健康診査（１歳６か月児健康診査・３歳児健康診査・２歳児歯科健康診査）	幼児期の発達の節目に健康診査を実施し、栄養・歯科指導を含めた育児等の保健指導を行います。未受診者に対する受診勧奨も積極的に行います。	健康推進課
2-7	予防接種事業	感染症を予防するため、接種勧奨を実施するとともに、安心して予防接種が受けられるように予防接種に関する情報提供や相談・指導を行います。	健康推進課
1-1【再掲】	★子育て世代包括支援事業	妊娠から出産、子育てまで、すべてのライフステージに関する相談を受け、必要な支援へとつなぐ、子育て世代総合サポートセンターを運営します。	健康推進課 子育て支援課

（２）学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

未来の親となる子どもたちの将来に向けて、生命（いのち）の大切さを理解できる機会を設け、心身の健康や性に関する正しい知識の普及や、喫煙、飲酒、薬物乱用の防止等に関する普及啓発、健康教育、講習会に取り組みます。

また、口腔衛生に関する正しい知識と理解を促すため、小中学校への巡回歯科保健指導を実施するなど、学童期・思春期における保健対策の充実を図ります。

【具体的事業】　【新規】は本計画より新たに計画事業となった事業

No.	事業名	事業内容	担当課
2-8	巡回歯科保健指導（小中学生）【新規】	小学生・中学生を対象に、口腔衛生に関する正しい知識と理解を促すため、小学校・中学校への巡回歯科保健指導を実施します。	健康推進課
2-9	性に関する正しい知識の啓発・指導	保健所等関係機関との連携を密にし、望まない妊娠の減少、性感染症予防等、性に関する正しい知識の啓発・指導を行います。	学校教育課
2-10	未成年者の喫煙、飲酒、薬物乱用の防止対策等	地域・学校での普及啓発、健康教育、講習会を実施します。	学校教育課

（3）食育等の推進

「楽しく食べること」から、親子の心のきずなを深め、乳幼児の健やかな心身の発達に応じた食育は、生涯にわたって心身ともに健康的な生活を送る基礎となります。

乳幼児から望ましい食習慣を定着させ、家庭で健全な食生活が営むことができるよう支援の充実に努めます。

また、生活習慣病予防のための検査と、必要に応じた相談を実施するなど、生活習慣病の発症予防・重症化予防に関する知識の普及啓発に取り組みます。

【具体的事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
2-11	乳幼児の生活習慣の確立への支援強化	子どもたちが生涯に渡り、健全な心と身体を培い、豊かな人間性をはぐくんでいけるよう、食育基本法を受け、乳幼児期の生活習慣確立に向けた支援を強化します。	健康推進課 保育課 学校教育課
2-12	学童・思春期の生活習慣病予防の支援	生活習慣病予防のための検査を小学校４年生・中学校２年生に実施し、必要に応じて健康相談を実施します。	健康推進課 学校教育課
2-13	食生活改善推進事業	食生活改善推進員と連携し、保健センター・公民館等において栄養・食生活に関する相談や講習会を開催し、望ましい食生活の実践に向けて普及・啓発等を実施します。	健康推進課

（4）子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

地域において安心して子どもを産み、育てていくには、子育て支援策の充実に加え、地域・学校・企業等のネットワークを作ることにより、地域全体が親子を見守り支える機運醸成が重要となります。

そのため、日常の活動を通じて関係機関の相互連携の強化と地域ネットワークの構築を図り、地域での身近な子育てを支援していきます。

【具体的事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
1-31 【再掲】	地域子育て支援ネットワークの推進	子育てに係る庁内担当部課、相談機関、保育所（園）、幼稚園、学校、放課後児童クラブ、児童館等の実施機関、子育てボランティア・ＮＰＯ等との連携強化、相談体制の充実を図ります。	子育て支援課 保育課

3　子どもが健やかに育つ教育環境の整備

次代の担い手である子どもたちが、その成長とともに豊かな心と体を育み、自ら学び、考え、行動できるようにするため、日常の遊び、自然体験・社会体験の他、様々な学習の機会の中で、多くの人々と交わり・ふれあい、「生きる力」を育むことのできる、教育環境の充実に取り組みます。

また、子育てを行っている親とともに、これから親になっていく若い世代が、家族や家庭の大切さ、子どもを産み育てることの意義を理解できる環境づくりを進め、家庭や地域の教育力の向上を目指した取組みの推進を図ります。

目指す姿

■ 子どもの生きる力の育成に向けた地域の教育環境が整備され、子ども一人ひとりが集団生活をとおして、丈夫な体と豊かな心を育んでいます。

■ 地域の協力を得ながら、様々な体験・活動や学習の機会が提供され、子どもたちが、子育ての意義や家庭の大切さに対する理解を進めています。

【成果指標と目標値】

指　標	現状値（令和元年度）	目標値（令和6年度）
子どもが主体的に生きていくための力を育む教育環境があると感じる割合（子育てアンケート）	69.0%	72%以上
子どもが自然・社会・文化などの体験をしやすい環境だと感じる割合（子育てアンケート）	66.5%	69%以上

（1）未来の親の育成

子どもは未来の親になるという認識のもと、豊かな人間性の形成や、自立した家庭を築く糧となる、思いやりの心と、共に生きる「福祉の心」を育むため、福祉体験学習等の福祉教育を推進します。

【具体的事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
3-1	家庭教育総合推進事業	発達段階に応じた子育てに関する学習機会を提供するため、家庭教育学級を開催し、家庭における教育力の向上を図ります。また、家庭教育及び子育てに関する施策の充実と情報の共有を図るため、関係課が連携した家庭教育推進協議会を開催します。	生涯学習課 市民会館 各公民館
3-2	福祉教育	子どもたちに、思いやりの心と、共に生きる「福祉の心」を育むため、福祉体験学習等の福祉教育を実施します。	学校教育課

（2）子どもの生きる力を育てる学校の教育環境等の整備

次代の担い手である子どもの生きる力の育成と学力の向上に向け、個性あふれる子どもの育成に力を注ぎ、小中学校だけでなく、地域の協力を得ながら子どもの生きる力を育んでいく必要があります。

確かな学力の向上のために、引き続き外国語教育、情報教育、読書教育を推進していくとともに、豊かな心を育むため、多様な体験活動を推進します。

また、学校評議員制度や学校評価の活用等により、引き続き地域及び家庭と学校との連携・協力を図り、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めます。

さらに、思春期に多い悩みごとへの対応として、心の相談員の中学校への配置やスクールカウンセラーによる小中学生への相談対応に取り組みます。

【具体的事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
3-3	外国語教育支援事業	外国語指導助手の派遣により、外国語（英語）によるコミュニケーションの機会を児童生徒に確保します。 ＡＬＴコーディネーター派遣による適切な授業支援を行います。	総合教育センター
3-4	情報教育推進事業、学校 ICT 教育支援事業	児童生徒の学習の基盤となる情報活用能力の育成を図るため、コンピュータや情報通信ネットワークなど学校のＩＣＴ環境整備を行い、教科横断的に学習活動の充実に取り組みます。また、情報モラルに関する指導を実施します。	学校教育課 総合教育センター
3-5	読書教育推進事業、学校図書館支援センター運営事業	学校司書を市内各校に配置します。また、学校図書館においては、読書支援センター・学習情報センターとしての機能の向上を図るとともに、調べ学習への取組みなど読書教育の充実に努めます。	学校教育課 総合教育センター
3-6	学校音楽鑑賞教室の開催	市内小中学校で演奏会を開催することにより、優れた音楽鑑賞の機会を提供し、音楽に対する豊かな感性を育みます。	生涯学習課
3-7	小中学校体験活動推進事業	自然の中での困難体験や生活体験を通して、感動する心や協調性、思いやり、自主性・忍耐力を培い、心豊かでたくましい児童生徒を育成します。	学校教育課
3-8	小中学校基礎学力向上支援教員配置事業	子ども一人ひとりの個性に応じたきめ細かな指導を行う中で基礎学力の向上を図るため、市内各小中学校１２校へ教員免許状を持つ市臨時職員を配置し、個人差の大きい基礎的な計算の技能など個々に対応した支援を行います。	学校教育課
3-9	心の相談事業	生徒の身近な相談相手として、心の相談員を中学校に配置します。	学校教育課
3-10	スクールカウンセラー活用事業	教育相談活動を充実させるため、スクールカウンセラーを配置します。	学校教育課
3-11	学校評議員制度推進	地域に開かれた学校推進のため、学校評議員制度を市内全校で実施します。	学校教育課

（3）家庭や地域の教育力の向上

子育てが強いストレスとなることで児童虐待や育児不安・育児放棄につながるケースがあります。また、全国的に核家族化や地域社会のつながりの希薄化が進行し、「家庭や地域の教育力」が低下しているといわれています。

家庭・地域がそれぞれの役割・責任を自覚して地域全体で教育に取り組む体制をつくり、連携・協力して地域の教育力向上を図ります。

また、地域や学校等の豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、読書を通じた子どもの心の健やかな発達を支援していくとともに、発達段階に応じた子育てに関する学習機会を提供し、家庭教育力の向上を図ります。

【具体的事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
3-12	ブックスタート事業	保健センターでの４か月児教室又は中央図書館にてブックスタートパックの配布を行い、赤ちゃんと保護者が絵本を介して親子の絆を深めるとともに、子どもの心の健やかな発達を支援します。	中央図書館
3-13	すきすき絵本タイム事業	公民館図書室ですきすき絵本タイムを開催し、赤ちゃんと保護者が絵本を介して親子の絆を深めるとともに、子どもの心の健やかな発達を支援します。	中央図書館
3-14	ねがたオープンキャンパス（ねこまろ）	地域の若者たちが仲間作りをするとともに、公民館登録サークルや地域の方々の協力を得て、根形小学校の児童を対象とした夏休みの学習相談、体験活動を行うなど、多世代交流を図ります。	根形公民館
1-33 【再掲】	子どもを育む学校・家庭・地域連携事業	学校、家庭、地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚し、地域全体で教育に取り組む体制をつくり、地域の教育力の向上を図ります。	学校教育課
3-1 【再掲】	家庭教育総合推進事業	発達段階に応じた子育てに関する学習機会を提供するため、家庭教育学級を開催し、家庭における教育力の向上を図ります。また、家庭教育及び子育てに関する施策の充実と情報の共有を図るため、関係課が連携した家庭教育推進協議会を開催します。	生涯学習課 市民会館 各公民館
3-2 【再掲】	福祉教育	子どもたちに、思いやりの心と、共に生きる「福祉の心」を育むため、福祉体験学習等の福祉教育を実施します。	学校教育課

（4）子どもを取り巻く有害環境対策の推進

スマートフォン等の普及とともに、長時間利用による生活リズムの乱れや有害サイトを通じた犯罪等が問題になっており、「青少年インターネット環境整備法」等に基づき、地域住民や関係機関・団体との連携協力の強化による、青少年のインターネットの適切・安全・安心な利用や保護者に対する普及啓発の推進が必要です。

また、各種メディアへの過度な依存による弊害について啓発するとともに、子どもたちが有害情報等に巻き込まれないよう、情報モラルに関する指導を推進します。

【具体的事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
3-4 【再掲】	情報教育推進事業、学校 ICT 教育支援事業	児童生徒の学習の基盤となる情報活用能力の育成を図るため、コンピュータや情報通信ネットワークなど学校のＩＣＴ環境整備を行い、教科横断的に学習活動の充実に取り組みます。また、情報モラルに関する指導を実施します。	学校教育課 総合教育センター

4　子育てを支援する生活環境の整備

地域において安心して子育てができるよう、安全な道路交通環境の整備を進めるとともに、子どもが身近な場所で、安心して遊ぶことのできる場所づくりを進めます。

目指す姿

■ 子どもと保護者が安心して外出し、遊ぶことができる生活環境が整備されています。

【成果指標と目標値】

指　標	現状値 （令和元年度）	目標値 （令和6年度）
道路・公園・交通機関等が安全で使いやすいと感じる割合（子育てアンケート）	53.4%	57%以上
公園施設のバリアフリー化率	58.6%	63%以上

（1）安全な道路交通環境の整備

通学路における道路改良工事及び交通安全対策工事を推進し、安全な道路交通環境の実現を図ります。

【具体的事業】　**【新規】は本計画より新たに計画事業となった事業**

No.	事業名	事業内容	担当課
4-1	園児等の移動経路における交通安全対策【新規】	未就学児が日常的に集団で移動する経路等の交通安全の確保について、事故防止対策を実施します。	保育課 子育て支援課 学校教育課 土木管理課 土木建設課
4-2	安全な道路交通環境の整備	通学路において、道路改良工事を実施し、安全、安心な歩行空間を整備します。	土木建設課

（2）安心して遊べる環境の整備

都市公園において、ベビーカー等の利用を考慮したバリアフリー化を推進するとともに、子どもやその家族等が安全な環境で安心して遊ぶことのできる公園や遊び場等の整備に努めます。

【具体的事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
4-3	都市公園の整備	都市公園のバリアフリー化を推進するとともに、樹木の間引きや剪定など適切な維持管理の実施により、良好な環境整備に努め、犯罪の防止を図ります。	都市整備課
1-26 【再掲】	子どもの遊び場の適正管理等	子どもの遊び場の適正な維持管理に努めます。	子育て支援課

5　仕事と家庭の両立の推進

男女がともに仕事と家庭での生活を両立できるように、ワーク･ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進に向けて、事業主や地域住民への広報・啓発に取り組みます。

また、子育て世帯を応援するために、多様な働き方に対応した保育サービス基盤の充実を図ります。

目指す姿

■ 子育て家庭がライフスタイルにあった保育サービスを選択し、利用でき、一人ひとりが望むワーク･ライフ･バランスが保たれています。

【成果指標と目標値】

指　標	現状値（令和元年度）	目標値（令和6年度）
仕事と家庭での生活の両立が図られていると感じる割合（子育てアンケート）	65.5%	68%以上
保育施設における待機児童数（再掲）	28 人	0 人

（1）仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し等

夫婦共働きのスタイルが増え、また男女共同参画の視点からも男女が協力して子育てを行う重要性が指摘されています。このため、働き方の見直しや育児休業等の取得に係る情報提供や啓発活動を行うことと併せて、企業や雇用主に対し、ワーク・ライフ・バランスに関する法律や制度、優良事例などに関する情報提供を行います。

また、男性の子育てや介護の参画を促進します。

【具体的事業】　**【新規】は本計画より新たに計画事業となった事業**

No.	事業名	事業内容	担当課
5-1	ワーク・ライフ・バランスの普及促進に向けた啓発活動	一人ひとりが望むワーク・ライフ・バランスが保てるよう、働き方の見直しや育児休業等の取得率向上に向けて、ワーク・ライフ・バランスの普及促進に向けた情報提供や啓発活動を行います。企業や雇用主に対し、ワーク・ライフ・バランスを普及促進するため、法律や制度、優良事例などに関する情報提供を行います。	市民活動支援課 商工観光課
5-2	男性の子育て・介護の参画促進【新規】	男女がともに育児や介護をしながら働き続けることができるよう、男性の家庭生活への参画を促進するため、講座等を開催して意識啓発を図ります。	市民活動支援課
5-3	袖ケ浦市役所の特定事業主行動計画の運用	特定事業主行動計画に基づき、仕事と家庭を両立する職場環境の整備を推進します。	総務課

（2）多様な働き方に対応したサービス基盤の整備

仕事と家庭での生活の両立を推進するため、様々な保育サービスや放課後児童健全育成事業、さらにファミリー・サポート・センター事業など、多様な働き方に対応した子育て支援サービスの充実を図ります。

【具体的事業】★は子ども・子育て支援事業計画

No.	事業名	事業内容	担当課
1-4 【再掲】	★ファミリー・サポート・センター事業	育児援助の希望者（利用会員）と援助希望者（提供会員）が会員となり、地域における育児の相互援助活動を推進するため、ファミリー・サポート・センターの提供会員の増員等、支援体制の強化に取り組みます。	子育て支援課
1-6 【再掲】	★病後児保育	病気やけがなどの回復期にあり集団保育が困難な児童であり、様々な事情で保護者が保育することが困難な場合に、専用スペースで一時的に保育する病後児保育を実施します。	保育課
1-7 【再掲】	★病児保育	病気やけがなどにより集団保育が困難な児童であり、様々な事情で保護者が保育することが困難な場合に、専用スペースで一時的に保育する病児保育を実施します。	保育課
1-9 【再掲】	★幼稚園における預かり保育	保育を必要とする保護者のニーズに対応するため、通常の教育時間の前・後等に預かり保育を実施します。	学校教育課
1-10 【再掲】	★放課後児童健全育成事業	市内全小学校区で放課後児童クラブを運営又は助成します。	子育て支援課
1-11 【再掲】	★放課後児童クラブの環境改善	児童数や申込数の動向を見据えながら、余裕教室の活用や学校敷地内の建設などにより、放課後児童クラブを整備します。	子育て支援課
1-14 【再掲】	★通常保育	就労等の理由により、保護者自らが保育することが困難な場合に、保護者に代わって保育します。	保育課
1-15 【再掲】	★延長保育	保護者の多様な就労形態に応えるため、通常の開所時間を超えて保育します。	保育課
1-17 【再掲】	★私立保育園施設の支援	一時預かり、延長保育、休日保育、病児保育など特別な保育サービスを提供する私立保育施設を支援します。	保育課
1-21 【再掲】	★待機児童解消のための保育所等の整備	待機児童を解消するため、事業者による施設整備を推進します。	子育て支援課
1-22 【再掲】	★待機児童解消のための地域型保育事業の推進	待機児童を解消するため、事業者による地域型保育事業を推進します。	子育て支援課
1-23 【再掲】	★市立保育所、市立幼稚園のあり方検討	保育ニーズや施設の維持管理状況を踏まえながら、市立保育所及び市立幼稚園の将来のあり方について検討し、効率的な管理運営方法を推進します。	子育て支援課 保育課 学校教育課

6　子どもの安全の確保

すべての子どもが地域で安全に安心して暮らせるよう、地域住民と連携し、子どもを交通事故や犯罪等から守り、健やかに育つことのできるような安全・安心な環境づくりを進めます。

目指す姿

■ 子どもたちは、日常生活の中で、交通安全のルールや防犯意識を身につけ、犯罪などに巻き込まれない力が培われています。

■ 地域の連携により、事故や犯罪から子どもたちが守られています。

【成果指標と目標値】

指　標	現状値（令和元年度）	目標値（令和6年度）
子どもに係る事故や犯罪が少なくなったと感じる割合（子育てアンケート）	34.7%	38%以上
地域における防犯活動が活発であると感じる割合（子育てアンケート）	43.1%	47%以上

（1）子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、保育所（園）、幼稚園、小中学校、関係団体等との連携・協力体制の強化を図り、交通安全教育指導、交通安全啓発活動に取り組みます。

また、園児等の移動経路における事故防止対策に取り組むなど、総合的な交通事故防止対策を推進します。

【具体的事業】　**【新規】は本計画より新たに計画事業となった事業**

No.	事業名	事業内容	担当課
6-1	交通安全教育指導事業	幼児、小中学生に正しい交通ルールとマナーが身につくよう交通安全教室を実施します。	市民活動支援課
6-2	交通安全啓発事業	交通安全連絡協議会･交通安全母の会を中心に交通安全啓発活動を実施します。	市民活動支援課
4-1 【再掲】	園児等の移動経路における交通安全対策【新規】	未就学児が日常的に集団で移動する経路等の交通安全の確保について、事故防止対策を実施します。	土木建設課 保育課 子育て支援課 学校教育課 土木管理課
4-2 【再掲】	安全な道路交通環境の整備	通学路において、道路改良工事及び交通安全対策工事を実施し、安全、安心な歩行空間を整備します。	土木建設課

（２）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、市、学校、警察等の関係機関や、防犯ボランティア団体が、情報を共有した上で、各種パトロールを実施するなど、連携して防犯活動等に取り組みます。

また、子どもが危険を感じたときに保護を求められる場所として、「子ども１１０番連絡所」を市内に488箇所設けていますが、今後も設置拡大を図ります。

さらに、不審者対応訓練及びスクールサポーターによる防犯教室や、小中学校等での防犯講習会を継続して実施していくほか、不審者情報が関係機関に寄せられた場合は、情報を市内子育て関係機関等に提供し、注意を喚起します。

また、災害等から子どもを守るために、保育所（園）・幼稚園・学校等において防災マニュアルを策定し、定期的に避難訓練等を実施します。

【具体的事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
6-3	交通・防犯ボランティア等への支援と各種パトロールの実施	交通・防犯ボランティア等へ、警察等の協力を得ながら講習会等を開催し、知識の習得による人材の育成と組織活動を支援し、交通安全パトロールなどの各種パトロールを実施します。	市民活動支援課
6-4	各種パトロール（学校関連）	地域安全パトロール、学校安全パトロールを実施します。	学校教育課 総合教育センター
6-5	不審者情報の提供	市民生活安全メール、学校連絡メール、ＦＡＸ、電話等で不審者情報を市内子育て関係機関等に提供・共有します。	保育課 学校教育課
6-6	子ども１１０番連絡所	子どもの緊急避難場所の確保のため、市内公共施設、商店、住宅等に「子ども１１０番連絡所」の設置拡大を図ります。	学校教育課
6-7	小中学生への携帯型防犯ブザーの購入補助	小中学生のいる家庭の携帯型防犯ブザー購入に対して補助を行います。	学校教育課
6-8	各種防犯講習・啓発	不審者対応訓練及びスクールサポーターによる防犯教室等を実施します。警察と連携して、小中学校等で防犯講習会を実施します。安全マップを活用します。	総合教育センター 市民活動支援課
6-9	自主防災活動	保育所（園）、幼稚園、小中学校等において、各種防災マニュアルを策定し、避難訓練等を定期的に実施します。	保育課 学校教育課

（3）被害にあった子どもの支援の推進

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもについて、カウンセリングや保護者に対する助言等、学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施しており、今後もその充実を図ります。

【具体的事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
6-10	被害にあった子どもに対する相談体制の強化	犯罪、いじめ、児童虐待等の被害にあった子どもの心のケア、保護者のカウンセリング等につき、関係機関と連携し立ち直りを支援します。	子育て支援課 保育課 学校教育課
3-9 【再掲】	心の相談事業	生徒の身近な相談相手として、心の相談員を中学校に配置します。	学校教育課
3-10 【再掲】	スクールカウンセラー活用事業	教育相談活動を充実させるため、スクールカウンセラーを配置します。	学校教育課

7　配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援体制の整備

子どもが幸せに育つ権利を脅かす児童虐待などの問題に対して、早期に発見し、適切な対応がとれるよう、様々な関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

また、ひとり親家庭などの自立支援の推進、障がいのある子どもと家庭への支援、生活困窮世帯の子どもに対する支援など、子どもの健全な育成が保障される支援体制の充実に努めます。

目指す姿

■ あらゆる機会において虐待が早期に発見され、適切・迅速な対応により子どもが守られています。

■ 障がいのある子どもたちが、障がいの特性に応じた支援とともに、成長過程に沿った継続的な支援や整備された環境のもとで、一貫した療育支援を受けています。

■ 子育て家庭が相談しやすい環境や各種情報・支援が提供され、家庭環境にかかわらず、すべての子どもが心身ともに健やかに成長しています。

【成果指標と目標値】

指　標	現状値 （令和元年度）	目標値 （令和6年度）
児童虐待の防止など子どもを地域全体で見守る取組みが進んでいると感じる割合（子育てアンケート）	31.1%	34%以上
障がい児を受け入れている保育所（園）、認定こども園、放課後児童クラブの数	17 箇所	現状値以上

（1）児童虐待防止対策の充実

すべての児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有しており、児童虐待は発生予防と、発生した場合の早期発見・早期対応、また、地域全体で子どもを守る支援体制を整備し、発生予防から保護・支援までのあらゆる段階において、関係機関が相互に情報を共有し取り組むことが極めて重要です。

児童福祉担当部局と母子保健担当部局、さらに保育所（園）・幼稚園・学校等の間で常に緊密な連携をとり、妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする家庭の早期把握と適切な支援への対応に努めるとともに、要支援児童及び要保護児童等への支援業務や、関係機関との連絡調整を行う、子ども家庭相談支援拠点の設置について検討します。

また、「要保護児童対策地域協議会」を組織し、児童虐待に係る情報の交換や、個別虐待ケースの解決方策の検討、啓発活動等に取り組むとともに、相談対応や援助技術等の提供等により、相談体制の強化を図ります。

【具体的事業】 **【新規】は本計画より新たに計画事業となった事業**

No.	事業名	事業内容	担当課
7-1	児童虐待に対する相談の充実	社会福祉士や家庭相談員が相談に応じ、適宜訪問相談等を実施します。	子育て支援課
7-2	要保護児童対策地域協議会の充実	児童虐待対応のために法定協議会を設置し、代表者会議、実務者会議を定期的に開催するとともに、個別支援会議を随時開催します。児童相談所等の子育て関係機関との連携を図ります。	子育て支援課
7-3	児童相談所との連携による児童虐待予防体制の強化	要保護児童対策地域協議会議の実務者会議による要保護児童の早期発見、早期対応に努めます。	子育て支援課
7-4	民生委員・児童委員、主任児童委員の活用による児童虐待防止	地域情報の共有を図るため、定期的に会議を開催し、主任児童委員との連携を図ります。	子育て支援課
7-5	子ども家庭総合支援拠点の設置の検討【新規】	子ども家庭支援員、虐待対応専門員を常時設置し、要支援児童及び要保護児童等への支援業務や、関係機関との連絡調整等を行う、子ども家庭総合支援拠点の設置について検討します。	子育て支援課

（2）ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等の支援について、平成26年に母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法が一部改正され、「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策が強化されています。

母子及び父子並びに寡婦福祉法等の趣旨を踏まえ、ひとり親家庭等の現状を把握しつつ、母子・父子自立支援員による自立支援相談の充実を図るとともに、きめ細かな福祉サービスの展開と各種手当て等の経済的な支援に取り組みます。

【具体的事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
7-6	ひとり親家庭等医療費等の助成	ひとり親家庭等が保険適用医療を受けた際の自己負担額の一部を助成します。	子育て支援課
7-7	母子・父子自立支援員による母子家庭等の親に対する自立就業相談	ひとり親家庭の親等の自立就業相談等を実施します。	子育て支援課
7-8	母子・父子・寡婦福祉資金・母子及び寡婦生活援護資金の貸付	福祉資金・生活援護資金の貸付を行います。	子育て支援課
7-9	母子生活支援施設への入所	配偶者のない女子及び児童の監護が十分ではない場合、母子生活支援施設等への入所を図ります。	子育て支援課

（3）障がい児施策の充実

障がい児施策にあっては、障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見が効果的であることから、今後も、関係機関と連携しながら、障がいの早期発見・早期対応に努めるとともに、専門家等の協力も得ながら一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援の実施に努めます。

小中学校においては、特別支援教員を全小中学校に配置し、一人ひとりのニーズに応じた適切な教育的支援を行います。また、軽度の言語障がいなどを持つ児童には通級指導を行います。

保育所（園）においては、公立・私立とも障がいの程度に応じて受け入れており、放課後児童健全育成事業においても受入れの拡充を図ります。

また、経済的負担の軽減を図るため、障がい児を対象とした在宅福祉サービスの提供や、医療費助成等を行います。

【具体的事業】★は子ども・子育て支援事業計画

No.	事業名	事業内容	担当課
7-10	療育支援	療育に関する相談支援や療育（心理、言語、運動）に関する支援及び施設（保育所、幼稚園等）への訪問指導支援を実施します。	障がい者支援課
7-11	巡回相談員の派遣	幼・保・小中学校等を巡回し、特別に支援の必要な幼児、児童、生徒への指導内容、方法に関する助言を実施します。	学校教育課
7-12	通級による指導	軽度の言語障害及びＬＤなどがある児童に、通級指導教室での指導を実施します。	学校教育課
7-13	特別支援教員活用事業	通常学級に在籍するＬＤ、ＡＤＨＤ、高機能自閉症など、特別に支援を必要な児童生徒を支援するため、全小中学校に特別支援教員を配置します。	学校教育課
7-14	特別支援教育総合推進事業専門家チーム会議	特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に対する望ましい教育的支援を検討し、助言等を実施します。	学校教育課
7-15	放課後児童健全育成事業での障がい児受入れ	障がい児を受け入れた放課後児童クラブに補助金を加算します。	子育て支援課
7-16	重度心身障がい者（児）医療費等の支給	重度心身障がい者（児）が保険適用医療を受けた際の自己負担額を支給します。	障がい者支援課
7-17	障がい児在宅福祉サービスの提供	障がいのある子どもが住み慣れた地域で生活できるよう、（児童）居宅介護、（児童）デイサービス、（児童）短期入所を実施します。	障がい者支援課
7-18	心身障がい児の更生施設、療護施設への入所	家庭での養育困難な心身障がい児について、児童相談所と連携して入所を支援します。	障がい者支援課
1-16 【再掲】	★障がい児保育	児童の健全な発達を支援するため、障がいを持っているものの、集団で保育することが可能な児童について保育します。	保育課

（4）経済的に困難な子どもの支援

生活の困窮は特別な世帯に起こるものではなく、失業や疾病、離婚や死別等をきっかけに誰にでも起こる可能性があります。

子どもの現在及び将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべての子どもが心身ともに健やかに育成されるとともに、教育の機会が保障され、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするための施策を推進する必要があります。

また、経済的困難を抱える子どもがその才能を活かせないこと、希望を実現できないことは社会にとっても損失であることから、経済的困難を抱える子どもとその家庭に配慮し、子どもの年齢及び発達の程度に応じた、健やかな育ちを支援する施策を推進していく必要があります。

市では、経済的理由で就学困難な児童生徒に学用品費等を支給するほか、子ども食堂や学習支援事業など、貧困家庭やひとり親家庭の子ども及び保護者への支援活動を行う団体を支援していきます。

【具体的事業】 **【新規】は本計画より新たに計画事業となった事業**

No.	事業名	事業内容	担当課
7-19	要保護・準要保護児童生徒への援助費の支給	経済的理由で就学困難な児童生徒に学用品費等を支給します。	学校教育課
1-35 【再掲】	地域福祉活動団体支援事業【新規】	地域コミュニティの形成を目的として、主に、子ども食堂や学習支援事業など、貧困家庭やひとり親家庭の子ども及び保護者への支援活動を行う団体を支援します。	地域福祉課

第５章　教育・保育の内容と供給体制

１　子ども・子育て支援新制度の概要

（1）子ども・子育て支援新制度の枠組み

平成27年度より実施された「子ども・子育て支援新制度」は、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育施設給付をはじめ、地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業を、市や国が実施主体となり、社会保障制度の一つとして行われています。

また、令和元年10月から実施されている幼児教育・保育の無償化は、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変え、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点から取組みが行われるものです。

子ども･子育て支援新制度の枠組み

区分		施設･事業等の内容
子ども･子育て支援給付	**【子どものための教育･保育給付】** 認定こども園・幼稚園・保育所（園）・小規模保育等に係る共通の財政支援（市主体）	保護者の申請により市が子どもの保育の必要性に応じて区分認定し、給付する仕組み **【施設型給付】** 幼稚園・認可保育所（園）・認定こども園等の教育・保育施設を利用して、幼児期の学校教育と保育の提供を受けるための給付 **【地域型保育給付】** 市が認可する定員 19 人以下の保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）を利用するための給付
	【子育てのための施設等利用給付】 子育てのための施設等の利用に係る支援（市主体）	保護者の申請により市が子どもの保育の必要性に応じて区分認定し、対象となる施設・事業を利用した際に要する費用を給付する仕組み ・子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園 ・特別支援学校の幼稚部 ・幼稚園の預かり保育 ・認可外保育施設等（認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）） ※認定こども園（国立・公立大学法人立）も対象
その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援	**【地域子ども･子育て支援事業】** 地域の実情に応じた子育て支援（市主体）	子ども・子育て支援法に基づき、市が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業
	【仕事･子育て両立支援事業】 仕事と子育ての両立支援（国主体）	・企業主導型保育事業 ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

（2）子ども・子育て支援事業計画に定めるサービス

国が示す基本指針に即し、本計画において「量の見込み」及び提供体制の「確保の内容」「実施時期」を定めるべき事業は以下の項目です。

子ども･子育て支援事業計画に定めるサービス

対象事業		量の見込み算出	市で該当する事業
■子どものための教育･保育給付			
教育標準時間認定	1号認定	○	幼稚園、認定こども園
保育認定①	2号認定	○	幼稚園、認定こども園
保育認定②		○	保育所（園）、認定こども園
保育認定③	3号認定	○	保育所（園）、認定こども園、地域型保育
■地域子ども･子育て支援事業			
延長保育事業		○	延長保育事業
放課後児童健全育成事業		○	放課後児童クラブ
子育て短期支援事業		○	ショートステイ、トワイライトステイ※
地域子育て支援拠点事業		○	子育て支援センター、なかよし広場･園庭開放
一時預かり事業 ・幼稚園型		○	幼稚園で実施している「預かり保育」
一時預かり事業 ・その他		○	保育所（園）で実施している「預かり保育」「休日保育」及び「ファミリー・サポート・センター」のうち5歳以下の利用
病児保育事業		○	病児対応型、病後児対応型
子育て援助活動支援事業		○	「ファミリー・サポート・センター」のうち小学生以上の利用
利用者支援事業		―	利用者支援事業
妊婦に対する健康診査		―	妊婦健康診査
乳幼児家庭全戸訪問事業、 養育支援訪問事業等		―	乳幼児家庭全戸訪問事業
実費徴収に係る補足給付事業		―	（令和元年 10 月より開始）

※　国の見込みではトワイライトステイは「一時預かり事業　その他」の方で見込むことになりますが、本市ではショートステイとトワイライトステイを「子育て短期支援事業」として実施しており、本市の実施形態で管理するために本事業で見込みます。

（3）量の見込みの算出方法

子ども・子育て支援事業計画は、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業に相当する事業の利用状況、利用希望等を踏まえて作成していく必要があります。

量の見込みの算出にあたっては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、平成30年度に「袖ケ浦市子ども・子育て支援に関するアンケート調査（ニーズ調査）」を行い、国から示されている「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」に準じて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行っています。

しかし、国が示す方法は、ニーズ調査結果から全国一律に推計値を算出するものであることから、市の実情と乖離することもあるため、それらのサービスについては、必要に応じて利用実績等を勘案するなど、地域の実情等を考慮し、量の見込みを定めます。

量の見込み算出のイメージ

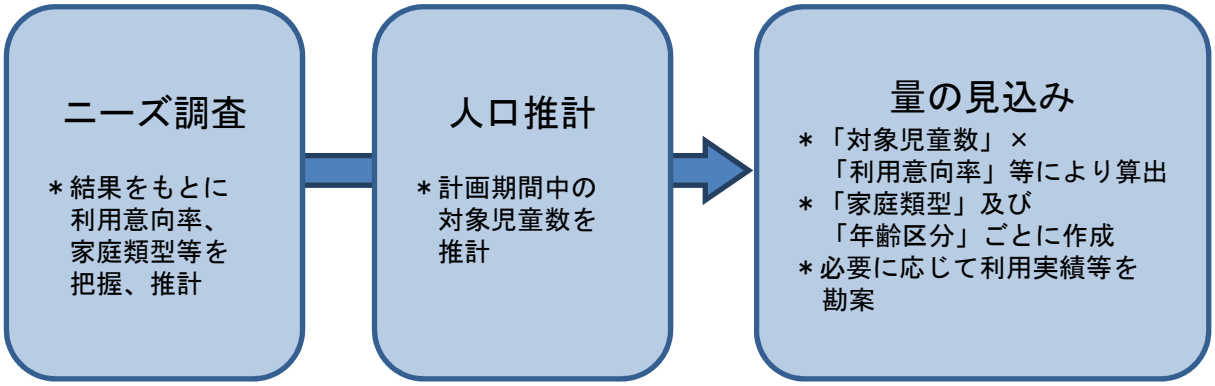

2　教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域については、子ども・子育て支援法第61条第２項に「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」とされています。

区域は、地理的条件や人口、交通機関・道路などの社会的条件、教育・保育施設の立地状況や利用実態、今後の利用希望、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して定める必要があり、前期計画である「袖ケ浦市子育て応援プラン」においては、昭和・長浦・根形・平川の４地区を設定しています。

一方で、教育・保育施設の整備計画は、子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」及び「確保方策」に基づいて設定されます。提供区域を細分化した場合、供給が需要を上回った区域では、新たな施設を認可・認定しないことができますが、実際には、駅前など交通の便が良い地域では、他の地区から入所を希望するケースがあります。

このようなことから、本計画では、今後の人口動態の変化やより柔軟な施設整備に対応するため、市内全域を一体とした提供区域を設定することで、今後の保育需要の増大に迅速かつ柔軟に対応することを目指します。

袖ケ浦市の教育･保育提供区域

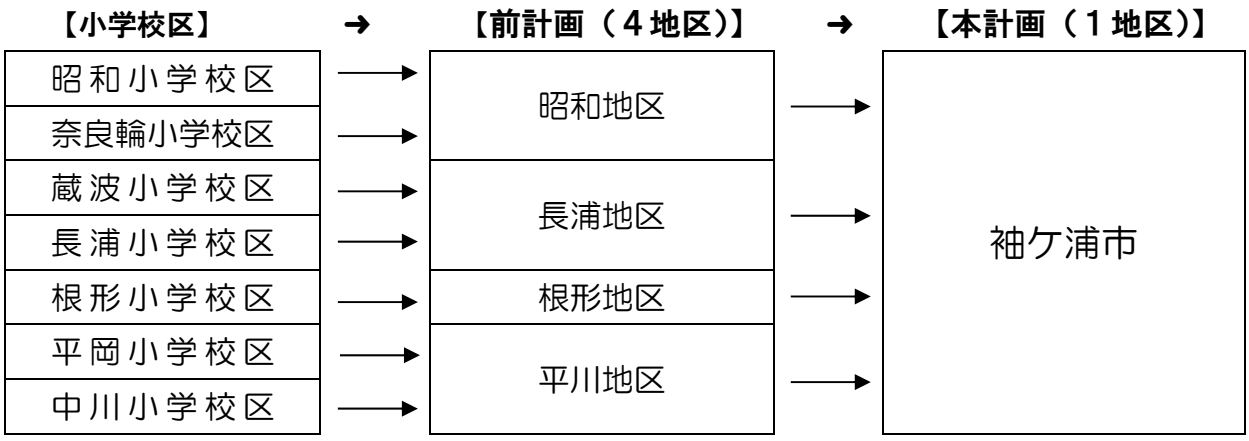

3　教育・保育の量の見込みと提供体制

（1）教育・保育認定

①保育の必要性に応じた支給認定

子ども・子育て支援法では、保護者からの申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなります（子ども・子育て支援法第19条等)。

この認定については以下の３とおりとなります。

教育･保育の認定区分

認定区分	給付内容	施設･事業
○1号認定 満3歳以上の幼児期の学校教育のみの就学前子ども （保育の必要性なし）	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
○2号認定 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども （保育を必要とする子ども）	保育短時間 保育標準時間	保育所(園) 認定こども園
○3号認定 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども （保育を必要とする子ども）	保育短時間 保育標準時間	保育所(園) 認定こども園 小規模保育等

②保育の必要性の認定における就労下限時間の設定

保育の必要性は保護者の労働、疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難である場合に認定されます。

本市では、保育短時間認定における就労時間の下限の設定について、これまでの利用状況を踏まえ、本計画期間中では64時間としています。

（２）市内施設と市外施設、市内利用者と市外利用者及び認可外保育施設

教育・保育については、その性質上、市内の施設と市外の施設を利用することが可能です。そのため、本市にお住まいで市外の施設を利用する方や、市外にお住まいでも条件により市内の施設を利用される方がいます。

本市にお住まいで市外の施設を利用される方の状況は以下のとおりです。

市内居住者の市内･市外の利用の割合

認定区分	市内･市外の別	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
3号認定･ 2号認定(保育)	市内の施設利用	1,007 人 (96.6%)	1,048 人 (96.8%)	1,235 人 (97.5%)	1,292 人 (96.9%)
	市外の施設利用	35 人 (3.4%)	35 人 (3.2%)	32 人 (2.5%)	42 人 (3.1%)
2号認定(教育)･ 1号認定	市内の施設利用	624 人 (75.8%)	628 人 (76.1%)	636 人 (75.6%)	612 人 (77.2%)
	市外の施設利用	199 人 (24.2%)	197 人 (23.9%)	205 人 (24.4%)	181 人 (22.8%)

３号認定・２号認定（保育）の市外から市内の施設を利用する人については上記で示す「市外の施設利用」と同程度であるため、３号認定・２号認定（保育）については量の見込みについて差がないものと推計します。

一方、２号認定（教育）・１号認定については、市外から市内の施設を利用する人について、上記の「市外の施設利用」と差があるため、ニーズとして算出された値の80%を市内の確保に必要な「見込み量」として推計します。

なお、市内の認可外保育施設は、長浦地区に３箇所あり、いずれも事業所での保育を行っていることから、教育・保育の確保方策には含めないこととします。

（3）各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策

ニーズ調査及び人口推計等を元に算出した、各年度ごとの教育・保育の量の見込み及び確保方策は以下のとおりです。

単位：人

	年齢		0歳児	1・2歳児	3～5歳児		
	認定		3号認定		2号認定		1号認定
令和2年度	推計児童数		578	1,123	1,748		
	量の見込み	必要利用定員総数(A)	130	568	914	109	519
		(保育利用率)	22.5%	50.6%	52.3%		
	確保方策	特定教育・保育施設	123	380	827		300
		特定教育・保育施設以外の幼稚園					540
		特定地域型保育事業	22	60			
	確保方策合計(B)		145	440	827		840
	差 (B－A)		15	▲128	▲87		212
令和3年度	推計児童数		574	1,134	1,774		
	量の見込み	必要利用定員総数(A)	135	587	935	110	526
		(保育利用率)	23.5%	51.8%	52.7%		
	確保方策	特定教育・保育施設	129	402	875		300
		特定教育・保育施設以外の幼稚園					540
		特定地域型保育事業	27	74			
	確保方策合計(B)		156	476	875		840
	差 (B－A)		21	▲111	▲60		204
令和4年度	推計児童数		569	1,154	1,709		
	量の見込み	必要利用定員総数(A)	138	611	910	106	508
		(保育利用率)	24.3%	52.9%	53.2%		
	確保方策	特定教育・保育施設	146	480	1,010		300
		特定教育・保育施設以外の幼稚園					540
		特定地域型保育事業	32	88			
	確保方策合計(B)		178	568	1,010		840
	差 (B－A)		40	▲43	100		226
令和5年度	推計児童数		562	1,136	1,717		
	量の見込み	必要利用定員総数(A)	143	611	921	106	509
		(保育利用率)	25.4%	53.8	53.6%		
	確保方策	特定教育・保育施設	146	480	1,010		300
		特定教育・保育施設以外の幼稚園					540
		特定地域型保育事業	32	88			
	確保方策合計(B)		178	568	1,010		840
	差 (B－A)		35	▲43	89		225
令和6年度	推計児童数		552	1,113	1,704		
	量の見込み	必要利用定員総数(A)	146	609	923	106	506
		(保育利用率)	26.4%	54.7%	54.2%		
	確保方策	特定教育・保育施設	155	526	1,085		300
		特定教育・保育施設以外の幼稚園					540
		特定地域型保育事業	32	88			
	確保方策合計(B)		187	614	1,085		840
	差 (B－A)		41	5	162		228

（４）確保方策の考え方

①３号認定（保育の必要性の認定を受けた就学前子ども）【０歳児、１・２歳児】

０歳の育休取得者の保育ニーズは、育休明けの１歳になってから発生する可能性が高いため、国が示した方法に従って算出したニーズ量から、母親で「子どもが１歳になるまで育児休業を取得したい」という回答者を控除した後、申込率を補正して算出した値を量の見込みとしています。

また、１・２歳児については、近年の利用実績を鑑み、国が示した方法に従って算出したニーズ量から、申込率を補正して算出した値を量の見込みとしています。

計画期間中においては、私立認可保育所及び小規模保育事業等の整備を推進するとともに、既存施設の定員見直しや保育士確保による保育施設の受入可能人数の拡充を図ります。

②２号認定（保育の必要性の認定を受けた就学前子ども）【３～５歳児】

２号認定子ども（保育の必要性の認定を受けた３～５歳児）については、近年の利用実績の推移及び教育・保育無償化の影響を踏まえた上で、国が示した方法に従って算出したニーズ量から、申込率を補正して算出した数値を量の見込みとしています。

計画期間中においては、小規模保育事業の受け皿や教育・保育無償化に伴う今後のニーズの増加に備え、私立認可保育所等の整備を推進するとともに、既存施設の定員見直しや保育士確保による保育施設の受入可能人数の拡充を図ります。

③１号認定（幼児期の学校教育を希望し認定を受けた就学前子ども）及び２号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強い保育の必要性を受けた就学前子ども）【３～５歳児】

１号認定子ども（幼児期の学校教育を希望し認定を受けた３～５歳児）及び２号認定子ども（幼児期の学校教育の利用希望が強い保育の必要性を受けた３～５歳児）については、市外教育・保育施設の利用状況を鑑み、国が示した方法に従って算出したニーズ量の80%を市内の確保に必要なニーズ量として推計した数値を量の見込みとしています。

計画期間中においては、保育所（園）の利用率が高く定員数を上回っている一方、幼稚園の利用者が定員を下回っていることから、幼稚園の認定こども園への移行や一時預かり（幼稚園型）事業実施体制の整備等を検討します。

また、小規模保育事業を利用している児童の卒園後の受け皿として、幼稚園における時間外保育や土曜保育の拡充について検討していきます。

4　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

（1）延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○量の見込みについては、国が示した方法に従って算出しました。

○現在、家庭的保育（みらいっ子るーむ）を除くすべての保育所（園）、認定こども園、小規模保育で実施しています。今後、令和２年度から令和６年度にかけて施設の整備・開設を見込んでいることから、提供保育施設は増加する予定です。

○引き続き年度ごとの利用状況をみながら適切な事業の実施に努めます。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：人（年間の実利用者数）

市全域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	911	920	907	901	889
確保方策（B）	920	930	950	950	960
差（B－A）	9	0	13	19	21

（２）放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○放課後児童健全育成事業については、市内の小学校区（７校区）ごとに実施されています。

○低学年と高学年を合わせた全体のニーズは急激ではないものの増加傾向にあるため、量の見込みについては、国が示した方法に従って算出したニーズ量から、利用実績の推移を勘案して補正し、袖ケ浦駅海側土地区画整理事業により児童数の増加が見込まれる奈良輪小学校区の利用増分（20人/年）を加えて算出しました。

○奈良輪小学校区については、新たな放課後児童クラブの整備により対応していきます。また、今後の施設整備については、年度ごとの申込状況の推移を勘案しつつ、新・放課後子ども総合プランの推進を踏まえた総合的な観点から検討していきます。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：人（月当たりの実利用者数）

市全域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	215	200	193	205	216
	2年生	151	176	189	186	195
	3年生	138	134	152	161	168
	低学年計	504	510	534	552	579
	4年生	105	80	77	78	85
	5年生	54	78	75	74	74
	6年生	42	44	59	64	65
	高学年計	201	202	211	216	224
	合計（A）	705	712	745	768	803
確保方策（B）		800	800	920	920	920
差（B－A）		95	88	175	152	117

（注）小学校区別の量の見込みの合計

〔提供区域別の量の見込みと確保方策〕

単位：人（月当たりの実利用者数）

昭和小学校区		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	37	35	34	34	36
	2年生	30	32	34	34	34
	3年生	32	29	31	31	32
	低学年計	99	96	99	99	102
	4年生	17	15	14	13	14
	5年生	11	13	14	14	13
	6年生	12	10	12	13	13
	高学年計	40	38	40	40	40
	合計（A）	139	134	139	139	142
確保方策（B）		155	155	155	155	155
差（B－A）		16	21	16	16	13

単位：人（月当たりの実利用者数）

奈良輪小学校区		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	42	46	50	55	62
	2年生	21	30	40	45	49
	3年生	18	17	21	26	30
	低学年計	81	93	111	126	141
	4年生	17	17	17	20	23
	5年生	7	12	15	17	18
	6年生	7	7	9	9	10
	高学年計	31	36	41	46	51
	合計（A）	112	129	152	172	192
確保方策（B）		80	80	200	200	200
差（B－A）		▲32	▲49	48	28	8

単位：人（月当たりの実利用者数）

蔵波小学校区		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	66	55	50	52	54
	2年生	43	52	54	50	52
	3年生	41	40	46	48	50
	低学年計	150	147	150	150	156
	4年生	34	22	21	21	21
	5年生	17	24	21	19	20
	6年生	9	12	18	20	20
	高学年計	60	58	60	60	61
	合計（A）	210	205	210	210	217
確保方策（B）		280	280	280	280	280
差（B－A）		70	75	70	70	63

単位：人（月当たりの実利用者数）

長浦小学校区		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	34	28	25	28	27
	2年生	22	28	27	25	26
	3年生	19	19	23	25	25
	低学年計	75	75	75	78	78
	4年生	14	11	10	10	11
	5年生	8	11	11	10	10
	6年生	8	8	9	10	10
	高学年計	30	30	30	30	31
	合計（A）	105	105	105	108	109
確保方策（B）		120	120	120	120	120
差（B－A）		15	15	15	12	11

単位：人（月当たりの実利用者数）

根形小学校区		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	16	14	12	14	14
	2年生	15	14	14	12	13
	3年生	8	11	13	13	12
	低学年計	39	39	39	39	39
	4年生	10	7	6	5	6
	5年生	3	7	6	6	5
	6年生	3	2	4	5	5
	高学年計	16	16	16	16	16
	合計（A）	55	55	55	55	55
確保方策（B）		60	60	60	60	60
差（B－A）		5	5	5	5	5

単位：人（月当たりの実利用者数）

平岡小学校区（幽谷分校を含む。）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	9	10	10	10	10
	2年生	9	9	9	9	9
	3年生	9	8	8	8	8
	低学年計	27	27	27	27	27
	4年生	5	3	4	4	4
	5年生	4	5	3	3	4
	6年生	1	2	3	3	3
	高学年計	10	10	10	10	11
	合計（A）	37	37	37	37	38
確保方策（B）		45	45	45	45	45
差（B－A）		8	8	8	8	7

単位：人（月当たりの実利用者数）

中川小学校区		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	11	12	12	12	13
	2年生	11	11	11	11	12
	3年生	11	10	10	10	11
	低学年計	33	33	33	33	36
	4年生	8	5	5	5	6
	5年生	4	6	5	5	4
	6年生	2	3	4	4	4
	高学年計	14	14	14	14	14
	合計（A）	47	47	47	47	50
確保方策（B）		60	60	60	60	60
差（B－A）		13	13	13	13	10

（3）子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○国が示した方法に従って算出したニーズ量では、利用意向がみられなかったものの、毎年度一定数の利用者がいることから、利用実績及び推計児童数から量の見込みを算出しました。

○現在、児童養護施設１箇所でショートステイ及びトワイライトステイを実施しており、現状の供給体制で量の見込みは充足できるものと見込んでいますが、引き続き年度ごとの利用状況をみながら適切に事業を実施していきます。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：人日（年間延べ利用者数）

市全域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	ショートステイ	60	60	60	60	60
	トワイライトステイ	6	6	6	6	6
	合計（A）	66	66	66	66	66
確保方策	ショートステイ	60	60	60	60	60
	トワイライトステイ	6	6	6	6	6
	合計（B）	66	66	66	66	66
差（B－A）		0	0	0	0	0

（4）地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○国が示した方法に従って算出したニーズ量では、利用希望日数が極端に多いものもみられ、利用実績と大きく乖離があるため、利用実績及び推計児童数から量の見込みを算出しました。

○地域子育て支援拠点事業については、子育て支援センターを６箇所、なかよし広場を４箇所で実施しています。量の見込みの傾向としては、ほぼ横ばいで推移していくことが想定されており、現状の供給体制で充足できるものと見込んでいます。

○今後整備する予定の私立認可保育園については、子育て支援センターの利用状況をみながら新たなセンターを設置していくか検討していきます。

○平川地区においては、現在吉野田保育所でなかよし広場を実施していますが、今後は、子育て支援センターの設置について検討します。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：人日（年間延べ利用者数）、箇所

市全域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）		30,353	30,538	30,812	30,324	29,716
確保方策（利用者数）	子育て支援センター	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
	なかよし広場	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	合計（B）	31,000	31,000	31,000	31,000	31,000
確保方策（箇所数）	子育て支援センター	6 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所
	なかよし広場	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所
	合計	10 箇所	10 箇所	10 箇所	10 箇所	10 箇所
差（B－A）		647	462	188	676	1,284

（５）一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

①一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業です。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○国が示した方法に従って算出したニーズ量では、市の利用実績と比較しても大きく乖離しており、ニーズが過大に推計されていると想定されるため、今後の利用ニーズ増を勘案した上で、利用実績及び推計児童数から量の見込みを算出しました。

○現在、長浦地区の私立幼稚園２箇所で在園児を対象とした一時預かり事業を実施しており、現状の供給体制で量の見込みは充足できるものと見込んでいます。今後新たな幼稚園の整備は予定されていないため、既設の幼稚園での事業実施を継続していき、幼稚園等の保護者のニーズに応じて事業の検討を行います。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：人日（年間延べ利用者数）

市全域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	１号認定	998	1,012	976	978	972
	２号認定	11,428	11,578	11,167	11,193	11,121
	合計（Ａ）	12,426	12,590	12,143	12,171	12,093
確保方策（Ｂ）		13,000	13,000	13,000	13,000	13,000
差（Ｂ－Ａ）		574	410	857	829	907

②一時預かり（その他の一時預かり）

保育所（園）で実施している一時預かりや休日保育、登録した会員が利用できるファミリー・サポート・センターのうち、５歳以下の預かり保育に係る利用等の事業です。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○国が示した方法に従って算出したニーズ量では、認定こども園等を定期的に利用する児童も対象となってしまい、過大なニーズが算出されることから、今後の利用ニーズ増を勘案した上で、利用実績及び推計児童数から量の見込みを算出しました。

○現状の供給体制で量の見込みは充足できるものと見込んでいますが、今後の利用状況などをみながら、新たに開設する施設での一時預かり事業や休日保育事業の実施について検討していきます。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：人日（年間延べ利用者数）

市全域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）		7,826	7,947	7,776	7,693	7,529
確保方策	一時預かり	7,500	7,500	7,600	7,600	7,700
	休日保育	400	400	400	400	400
	ﾌｧﾐﾘｰ･ｻﾎﾟｰﾄ･ｾﾝﾀｰ	90	90	90	90	90
	合計（B）	7,990	7,990	8,090	8,090	8,190
差（B－A）		164	43	314	397	661

（6）病児保育事業

病児及び病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○国が示した方法に従って算出したニーズ量では、市の利用実績と比較しても大きく乖離しており、ニーズが過大に推計されていると想定されます。このため、今後の利用ニーズ増を勘案した上で、利用実績及び推計児童数から量の見込みを算出しました。

○現在、私立保育園及び認定こども園２箇所で病後児保育、２箇所で病児保育を実施しており、今後の確保方策については、現在の４施設の利用定員及び開設日数で見込んでいます。引き続き年度ごとの利用状況をみながら適切な事業の実施に努めます。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：人日（年間延べ利用者数）

市全域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	799	794	798	799	806
確保方策（B）	3,120	3,120	3,120	3,120	3,120
差（B－A）	2,321	2,326	2,322	2,321	2,314

（7）子育て援助活動支援事業（就学後）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業（ファミリー・サポート・センター事業）です。ここでは、就学児を対象とした子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）について、量の見込みと確保方策を設定します。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○国が示した方法に従って算出したニーズ量では、利用意向がみられなかったものの、毎年度一定数の利用者がいることから、利用実績及び推計児童数から量の見込みを算出しました。

○市が運営するファミリー・サポート・センターで、「子育ての援助を受けたい方」（利用会員）と「子育ての援助を行いたい方」（提供会員）のマッチングを図ることにより、地域における有償の相互援助活動を実施していきます。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：人日（年間延べ利用者数）

市全域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	低学年	264	258	264	266	274
	高学年	231	226	231	233	240
	合計（A）	495	484	495	500	514
確保方策（B）		500	500	500	510	520
差（B－A）		5	16	5	10	6

（8）利用者支援事業

子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○子ども・子育て支援新制度への移行に伴い、利用者ニーズに応じた多様な事業を提供する上で、よりわかりやすい情報提供が必要となります。量の見込みについては、利用実績を踏まえ、令和元年度現在の実績（３箇所）を量の見込みとしています。

○現在、子育て世代総合サポートセンター等で相談・助言を行っていますが、今後も潜在的な保育ニーズへの対応が求められることから、地域の保育資源（幼稚園、保育所(園)、認定こども園、一時預かりなど）の情報を収集し、妊娠から出産、子育てにおけるそれぞれの段階に対応した相談や支援を行い、個々のニーズや状況に適した施設・事業の情報を提供します。

〔量の見込みと確保方策〕

単位:箇所

市全域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	基本型・特定型※1	2	2	2	2	2
	母子保健型※2	1	1	1	1	1
	合計(A)	3	3	3	3	3
確保方策	基本型・特定型※1	2	2	2	2	2
	母子保健型※2	1	1	1	1	1
	合計(B)	3	3	3	3	3

※１　基本型・特定型：専任職員（利用者支援専門員）を１名以上配置

※２　母子保健型　　：母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を１名以上配置

（9）妊婦に対する健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、母子健康手帳発行時に14回の妊婦健診の受診券を発行し、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○量の見込みについては、利用実績及び将来人口推計から算出しました。

○定期的な妊婦健診の啓発を行うことにより、全数の保健指導を目指します。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：人、回

市全域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	対象者数	625	618	612	606	600
	延べ受診回数	6,046	5,985	5,925	5,684	5,804
確保方策		実施体制：県内医療機関（産婦人科・助産院など）、県外受診の場合は償還払い対応 検査項目：基本的な妊婦一般健康診査ほか 実施時期：妊娠8週から39週				

（10）乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○量の見込みについては、毎年度の０歳児の推計人口数を確保量として見込み、うち主任児童員の訪問数は近年の実績から15人と見込みました。

○新生児訪問として、生後２か月までに保健師・助産師が対象家庭を訪問し、必要な保健指導を行います。また、新生児訪問の期間に対象者の都合等により訪問がかなわなかった場合については、生後４か月までに主任児童委員による訪問を実施します。

○今後も、対象者全数の訪問を目標として、異常の早期発見や新生児の療育上必要な発育、栄養、疾病予防等について訪問指導を行います。

〔量の見込みと確保方策〕

単位:人

市全域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	保健師・助産師による訪問	563	559	554	547	537
	主任児童委員による訪問	15	15	15	15	15
	合計	578	574	569	562	552
確保方策		実施体制:保健師・助産師、主任児童委員				

（11）実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得で生計が困難である保護者の子どもが、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園で食事の提供を受けた場合において、当該保護者が支払うべき副食材料費に対して、全部又はその一部を補助します。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○基本指針による参酌標準はありませんが、新規事業であるため、利用者支援事業の実施や教育・保育の支給認定を行う際に、利用者のニーズを適切に把握するように努めます。

〔量の見込みと確保方策〕

○令和元年10月から副食材料費の補助を実施しています。

○子ども・子育て支援新制度に移行していない、幼稚園を利用する保護者の所得や世帯の状況を確認するとともに、施設を通して事業の啓発を行います。

5　教育・保育の一体的提供及び推進体制

幼児期の教育・保育は、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、家庭や地域の教育力・子育て力の向上に向けた支援を実施していく必要があります。

本市では、増加する保育ニーズに対応するため、第５章の３「教育・保育の量の見込みと提供体制」における確保方策の考え方に基づき、私立認可保育所及び小規模保育事業等を中心とした整備を進めていきますが、保育所（園）の利用率が高く定員数を上回っている一方、幼稚園の利用者が定員を下回っていることから、認定こども園への移行・新設の促進、公立の幼児教育・保育施設のあり方検討などにより、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

また、認定こども園・幼稚園・保育所(園)も含めた各施設間の情報共有や交流活動などの実施、認定こども園・幼稚園・保育所等から小学校への滑らかな接続のためのカリキュラムの活用など、より多面的な連携に努めていきます。

6　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、従来からある「子どものための保育・教育給付」以外に「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給を実施していくため、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法についての検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、千葉県と連携した対応を行うなど、円滑な実施に向けた取組みが重要となっています。

子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性を考慮し、保護者への支払いは年４回以上となるよう、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととします。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、千葉県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、千葉県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組みを進めていきます。

7　新・放課後子ども総合プラン

（1）「新・放課後子ども総合プラン」とは

保育所等を利用する共働き家庭等が、児童の小学校就学後においても安全・安心な放課後等の居場所を確保するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型※1を中心とした放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めるため、新・放課後子ども総合プランとして盛り込むものです。

なお、本市では、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体型又は連携型※2の整備を推進します。

※1　一体型…同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるもの
※2　連携型…放課後児童クラブ又は放課後子ども教室を小学校外で実施するものの、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるもの

（2）「新・放課後子ども総合プラン」の内容

①放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

低学年と高学年を合わせた全体のニーズは増加傾向にあります。このため、袖ケ浦駅海側土地区画整理事業により児童数の増加が見込まれる奈良輪小学校区に、新たな放課後児童クラブを整備するとともに、今後も申し込みに対し適切に対応できる環境を整えます。

〔量の見込みと確保方策〕　【再掲】

単位：人（月当たりの実利用者数）

市全域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	215	200	193	205	216
	2年生	151	176	189	186	195
	3年生	138	134	152	161	168
	低学年計	504	510	534	552	579
	4年生	105	80	77	78	85
	5年生	54	78	75	74	74
	6年生	42	44	59	64	65
	高学年計	201	202	211	216	224
	合計（A）	705	712	745	768	803
確保方策（B）		800	800	920	920	920
差（B－A）		95	88	175	152	117

（注）小学校区別の量の見込みの合計

②一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和５年度までの目標事業量

令和５年度において、昭和小学校区、長浦小学校区は引き続き一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施することを目標とします。

根形小学校区は令和３年度中に一体型での試行実施の結果を検証し、その後の実施の方向性を検討します。

その他の小学校区については利用者のニーズに基づいて計画的に推進します。

③放課後子ども教室の令和５年度までの実施計画

令和元年度　昭和小学校区、長浦小学校区で一体型を実施
　　根形小学校区で一体型を試行実施

令和３年度　根形小学校区での一体型試行実施の結果を検証
　　奈良輪小学校区における一体型の試行実施を検討

その他の小学校区については、放課後子ども教室を安全に運営できるスタッフの確保と、児童の安全確保に係る環境を整備し、利用者のニーズに基づいて計画的に推進

※放課後等に学校の教室等を利用する体験型学習等についても、この整備における子ども教室とみなします。

④放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施方策

放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を図り、実施内容等の調整を行いながら、子どもたちのニーズに沿った一体的な運営を推進するため、運営委員会を設置します。

実施にあたっては、放課後児童クラブの放課後児童支援員と放課後子ども教室のコーディネーターとが活動内容の検討や情報共有を行うために、小学校区ごとの定期的な打ち合わせの場を設けます。

また、放課後子ども教室を実施する際には、安全に児童が移動できるよう、環境を整えます。

⑤小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用方策

今後の学級数の推移の把握に努めながら教育委員会及び福祉部局において、学校施設の活用状況等について協議を行い、学校教育に支障が生じることのないよう留意した上で、余裕教室等の活用促進を図ります。

⑥放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る連携方策

教育委員会と福祉部局を中心に情報の共有化等に努めるとともに、市の関係各課、関係機関等との連携により、一体的、総合的な放課後児童対策を推進します。

⑦特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

放課後児童クラブについては、障がい児の受入れを実施しており、放課後子ども教室においても、活動を希望する児童の受入れを促進します。

⑧地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組み

現状、全クラブ（15クラブ）で午後７時まで開設しており、今後も現在の開設時間を維持していきます。

⑨放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

事業の実施主体である福祉部局が、放課後児童クラブの支援員を対象とした研修を実施し、支援員の資質向上を図ることにより、社会性の習得や発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」としての放課後児童クラブの役割をさらに向上させていきます。

⑩各放課後児童クラブにおける育成支援の内容の利用者や地域住民への周知方策等

広報紙や「子育てポータルサイト」「すくすく子育てぶっく・すくすく子育てマップ」等を活用して、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を図ります。

また、各放課後児童クラブ間の連携に努めるとともに、類似事業である「放課後子ども教室」などの利用案内も行います。

第６章　計画の推進体制

１　計画推進体制の構築

本計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉、教育・生涯学習、就労・雇用、交通・防犯などの様々な施策分野にわたります。このため、子ども施策にかかわる関係部課間の緊密な連携に努めながら、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

また、計画の策定にあたっては、市民の代表、学識経験者、関係機関等によって構成される「袖ケ浦市子ども・子育て支援会議」に審議を諮り、計画策定後は、同会議において、各年度における計画の進捗状況の把握・点検と、子育て支援についての問題提起・提案を行い、その結果をその後の対策や計画の見直しなどに反映させていきます。

２　関係機関との連携強化

本計画は、児童福祉にとどまらず、教育、保健、都市計画、産業経済など、庁内の様々な関係課にわたること、また、５年間の計画的な取組みが必要であることから、市内の子育て支援に関わる団体や児童相談所、保健所、教育機関、警察などとの連携を強化するとともに、庁内の連絡・調整に取り組んでいきます。

３　計画の内容と実施状況の公表

本計画の策定、変更にあたっては、広報紙、ホームページにより、広く市民に周知するとともに、進捗状況についても毎年、公表するものとします。

４　事務･事業評価と事業の見直し

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するためには、計画の進行状況の定期的なフォローアップが必要です。

本計画を推進する関係課が中心となり、施策の計画目標をもとに、毎年の進捗状況を庁内で点検し、これを公表します。その結果を基に、ＰＤＣＡサイクルでより効率的で効果的な施策の推進を目指します。

資料2

３　議　題

（２）特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の区分と確認主体

	子ども・子育て支援新制度上の区分	認可主体	確認主体	市内施設数（R2.2.1時点）
特定教育・保育施設	認定こども園	県	市	1
	幼稚園			1
	保育所			１０
特定地域型保育事業	居宅訪問型保育事業	市	市	―
	家庭的保育事業			1
	小規模保育事業			3
	事業所内保育事業			1

- 認可：設備及び運営の基準を満たす施設又は事業について、その設置または実施を認めること。
- 確認：認可施設又は事業が、より具体的な運営の基準を満たすことを確認すること。
  確認の際に、その施設又は事業の利用定員を市が定める。
  保育にかかる費用の一部について、その施設の利用者が市から給付費を受けられるようになる。

令和元年度 袖ケ浦市の特定教育・保育施設の整備状況

（仮称）ユーカリ保育園

- 開設時期（予定）　令和２年４月１日
- 場所　袖ケ浦駅前一丁目
- 認可定員（予定）　６０名

年齢	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳
定員	６人	８人	１０人	１２人	１２人	１２人

- 設置運営事業者
  社会福祉法人 里心会

- 通常保育以外の保育サービス（予定）
  延長保育

（仮称）ユーカリ保育園（R2.4.1開設予定）

（仮称）ユーカリ保育園の利用定員の設定に係る意見聴取について

- （仮称）ユーカリ保育園が令和２年４月に開設の予定
  （ただし、県による設置認可が前提）
  ⇒当該施設は市の確認の基準を満たす見込み
  ⇒開設に当たり、利用定員の設定が必要

- 特定教育・保育施設の利用定員の設定に際しては、あらかじめ子ども・子育て支援会議の意見を聴くことと、子ども・子育て支援法に規定されています。

利用定員の設定に係る意見聴取の根拠

■子ども・子育て支援法
第３１条第２項
　市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

⇒今回の会議では、**（仮称）ユーカリ保育園**の利用定員の設定について、意見を伺います。

利用定員の設定の基本的な考え方

- 認可定員 … 基本的に当該施設で保育できる児童数の上限として認められた定員。
  （※）保育園の設置認可は県が行います。

- **利用定員** … 給付費の算定基礎として市が設定する定員。
  以下の点を踏まえて設定します。

（1）認可定員に一致させることを基本とする。
（2）事業者の意向に加え、当該施設の今後の利用の見込みなどを考慮する。

（仮称）ユーカリ保育園の利用定員の設定について

（仮称）ユーカリ保育園　認可定員及び**利用定員**（予定）　（単位：人）

保育の必要性の認定区分	3号		2号	合計
年齢	0歳	1～2歳	3～5歳	
認可定員	6	18	36	60
利用定員	6	18	36	60

子育て応援プラン（案）における保育ニーズ見込み

保育ニーズ量と確保方策　　（単位：人）

	既存保育施設により確保されている量			（仮称）ユーカリ保育園の整備により確保される量			子育て応援プラン（案）におけるニーズ量と確保方策（R2年4月時点）		
	0歳	1～2歳	3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳
ニーズ量の見込み							130	568	914
確保方策	139	422	791	6	18	36	145	440	827

子育て応援プラン（案）の令和２年度当初における確保方策は、（仮称）ユーカリ保育園の整備により確保される量を見込みんで設定しています。

（仮称）ユーカリ保育園　現況写真

南西側外観

（仮称）ユーカリ保育園　現況写真

北東側外観

（仮称）ユーカリ保育園　現況写真

南側外観（近景）

質疑

資料3

３　議　題

（３）その他

民間認可保育所・小規模保育事業A型　整備運営事業者の募集

本市では、「袖ケ浦市子育て応援プラン」に基づき、計画的に保育施設等の整備を推進し、子育て環境の充実に努めてまいりました。

現在、袖ケ浦駅海側地区等において転入者が増加し、保育需要が急激に増加していることなどを踏まえ、次期子育て応援プランの計画期間における保育施設の整備を着実に実施するため、整備運営事業者の募集を1 月7 日から開始しました。

今後は、募集期間終了後に整備運営事業者を選定し、令和3年度中の新たな保育施設の開設を目指し、更なる保育環境の充実を図ります。

民間認可保育所・小規模保育事業A型　整備運営事業者の募集

公募施設	認可保育所	小規模保育事業A型
定員	７０人以上１００人以下	１９人
受入年齢	０歳児（生後５７日）から ５歳児（小学校就学前まで）	０歳児（生後５７日）から２歳児
募集区域	昭和地区の一部及び長浦地区の一部	昭和地区の一部及び長浦地区の一部
募集施設数	１施設	１施設
募集期間	エントリーシート受付期間 令和２年１月７日～３月６日 応募申込書受付期間 令和２年４月１日～４月１４日	エントリーシート受付期間 令和２年１月７日～２月２５日 応募申込書受付期間 令和２年３月１６日～３月３０日
事業者決定	令和２年５月下旬	令和２年５月上旬
開設時期	令和３年４月１日から８月１日の間	令和３年４月１日
応募対象者	法人（社会福祉法人は設立予定含む）	法人（設立予定含む）
認可権者	県	市

民間認可保育所・小規模保育事業A型　募集区域図

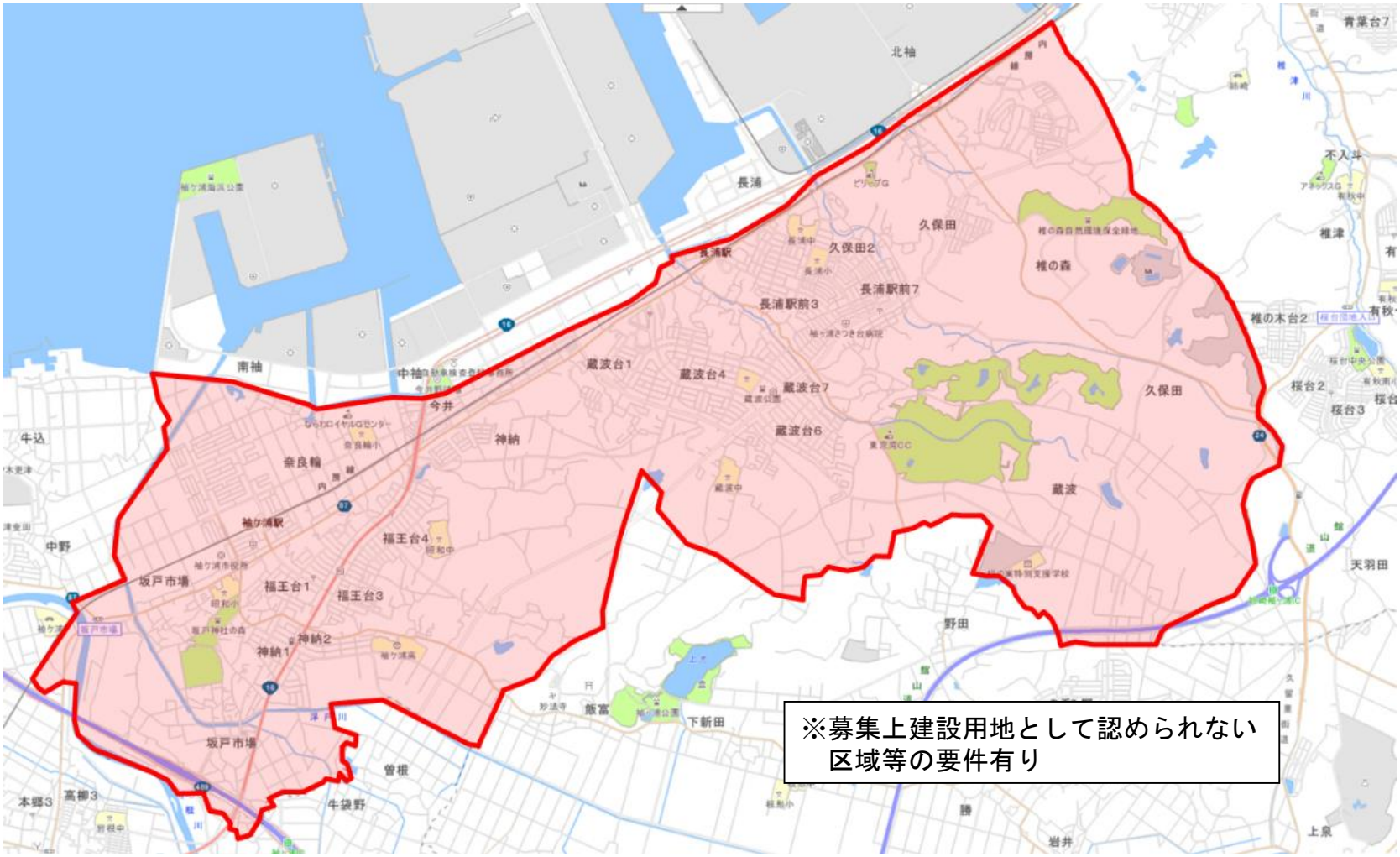

質疑

袖ケ浦市子ども・子育て支援会議　令和２年度の予定

※日程及び議題については今後変更となる可能性があります。

第１回 令和２年 ６月２５日(木)	議題（案） （１）子育て支援施策について
第２回 令和２年 ８月１７日（月）	議題（案） （１）子育て応援プランの進捗状況報告等
第３回 令和２年 １０月２９日（木）	議題（案） （１）特定地域型保育事業の認可及び利用定員の設定に係る意見聴取について
第４回 令和３年 ２月１５日（月）	議題（案） （１）特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について